

令和6年9月4日開会

令和6年9月20日閉会

令和6年第5回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和6年第5回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 9月4日(水)から9月20日(金)までの17日間
2. 日程

| 日程 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|-------|----|------|--|
| 第1日 | 9月4日 | 水 | 午前9時 | 本会議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、決算審査報告(全会計) 説明(一般会計) |
| 第2日 | 9月5日 | 木 | 午前9時 | 本会議 1 開 議 2 議案の説明(特別・公営企業会計) 3 議案の上程、説明 (条例改正、補正予算ほか) |
| 第3日 | 9月6日 | 金 | | 休 会 |
| 第4日 | 9月7日 | 土 | | 休 会 |
| 第5日 | 9月8日 | 日 | | 休 会 |
| 第6日 | 9月9日 | 月 | 午前9時 | 本会議 1 開 議 2 議案の質疑、委員会付託 |
| 第7日 | 9月10日 | 火 | 午前9時 | 休 会(本会議) 和気鵜飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後 |
| 第8日 | 9月11日 | 水 | 午前9時 | 休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～ |
| 第9日 | 9月12日 | 木 | 午前9時 | 休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～ |
| 第10日 | 9月13日 | 金 | | 休 会 |
| 第11日 | 9月14日 | 土 | | 休 会 |
| 第12日 | 9月15日 | 日 | | 休 会 |
| 第13日 | 9月16日 | 月 | | 休 会 |
| 第14日 | 9月17日 | 火 | 午前9時 | 本会議 1 開 議 2 一般質問 |
| 第15日 | 9月18日 | 水 | 午前9時 | 本会議 1 開 議 2 一般質問 |

| 日 程 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 摘 要 |
|------|-------|----|------|---|
| 第16日 | 9月19日 | 木 | | 休 会 |
| 第17日 | 9月20日 | 金 | 午前9時 | 本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会 |

令和6年第5回和気町議会定例会目次

| | | |
|------------------|-------|-----|
| ◎第 1 日 9月 4日 (水) | | 1 |
| ◎第 2 日 9月 5日 (木) | | 13 |
| ◎第 6 日 9月 9日 (月) | | 23 |
| ◎第14日 9月17日 (火) | | 63 |
| ◎第15日 9月18日 (水) | | 101 |
| ◎第17日 9月20日 (金) | | 121 |

令和6年第5回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和6年9月4日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年9月4日 午前9時00分開会 午後0時01分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山野 英里 2番 山田 浩子 3番 我澤 隆司
4番 従野 勝 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男 11番 西中 純一 12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太田 啓 補 副 町 長 今田 好 泰
教 育 長 徳永 昭 伸 総 務 部 長 則枝 日出樹
危機管理室長 河野 憲 一 財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純 一 税 務 課 長 豊福 真 治
民生福祉部長 万代 明 住 民 課 長 竹内 香
健康福祉課長 松田 明 久 産 業 建 設 部 長 西本 幸 司
産業振興課長 岡 恵 一 鵜飼谷温泉支配人 大竹 才 司
上下水道課長 柚本 賢 治 総務事業部長 永宗 宣 之
会計管理者 清水 洋 右 教 育 次 長 新田 憲 一
学校教育課長 嶋村 尚 美 社会教育課長 森元 純 一
代表監査委員 高見 啓 視
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 | |
|-------|---|--|----|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について | 6 番 山本 稔 7 番 居樹 豊 | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | 17 日間 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | 議長、町長 | |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について | 説明 | |
| | 報告第 5 号 令和 5 年度和気町簡易水道事業会計継続費精算報告書について | 説明 | |
| 日程第 5 | 議案第 57 号 令和 5 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 58 号 令和 5 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 59 号 令和 5 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 60 号 令和 5 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 61 号 令和 5 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 62 号 令和 5 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 63 号 令和 5 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 64 号 令和 5 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 65 号 令和 5 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 66 号 令和 5 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 67 号 令和 5 年度和気町上水道事業会計決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 68 号 令和 5 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について | 説明 | |
| | 議案第 69 号 令和 5 年度和気町下水道事業会計決算認定について | 説明 | |
| | 令和 5 年度決算審査の報告 (一般会計、特別会計、公営企業会計ほか、基金) | 高見代表監査委員 報告 | |
| | 日程第 6 | 議案第 57 号 令和 5 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について | 説明 |

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第5回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 山本 稔君及び7番 居樹 豊君を指名します。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る8月28日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) それでは、改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る8月28日午前9時から、役場3階第2会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長出席の下、令和6年第5回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしました。その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月4日から9月20日までの17日間といたしました。

日程につきましては、第1日目、本日、議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

第2日目、9月5日は、1日目に引き続き、議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目から第5日目までの3日間は、休会といたします。

第6日目、9月9日は本会議を開催し、議案の質疑及び委員会付託を行います。

第7日目、9月10日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。また、特別委員会終了後、議会全員協議会を予定しております。

第8日目、9月11日、本会議は休会とし、午前9時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第9日目、9月12日、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第10日目から第13日目までの4日間は、休会といたします。

第14日目、9月17日は本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第15日目、9月18日は、一般質問の予備日としております。

第16日目、9月19日は、休会といたします。

第17日目、9月20日は、本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

なお、今定例会に提案されます案件は、報告2件、決算13件、条例3件、補正予算11件、その他7件であ

ります。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、御苦労さまでした。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月20日までの17日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第5回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

諸般の報告の前に、台風10号についてでございますけれども、進路に不確実性がございまして、速度が遅いため、大雨、洪水、暴風雨に加え、長雨による土砂災害が心配されたところでありました。和気町では、降り始めから総降水量が平年の8月の月降水量を超える127.5ミリとなりましたけれども、特に大きな被害はございませんでした。また、この台風10号の接近に伴い、9月1日に町内全域での防災訓練を予定をしていましたけれども、町民の皆様の安全を考え、中止とさせていただきます。

それでは、令和6年第4回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、2024年前期の町政懇談会を実施いたしました。子育てにおいて切れ目のない支援体制の構築に向けて取組を進めている中で、今回は町内全てのこにこ園と子どもひろばに出向き、子育て世代の方々と、これからの支援体制等について、6月12日をスタートに実施し、皆様から貴重な御意見をいただきました。また、議員皆様におかれましては、各会場での町政懇談会にオブザーバーとして御出席をいただき、大変ありがとうございました。

次に、6月14日、岡山理科大学において、同大学を含む学校法人加計学園との包括連携協定を締結いたしました。今後、加計学園と本町が抱える様々な課題を共有し、その解決に向けた協議を行い、共同で実施する取組を進めていくこととなります。本町といたしましても、加計学園が持つ特色あるノウハウを活用し、地域人材の育成及び地域産業の振興による和気町の魅力アップ、そして両者の継続的発展につなげてまいりたいと考えています。

次に、6月16日、一般社団法人備前青年会議所主催による第36回わんぱく相撲東備和気場所が和気町の相撲場において開催をされ、出席をいたしました。当日は43名の子供力士が参加し、熱い取組が繰り広げられました。和気町からは4年生の部と6年生の部において、成績優秀な力士が全国大会に出場されました。

次に、6月23日、東備圏域消防合同大規模災害総合訓練が5年ぶりに開催されました。和気町消防団、東備

消防署及び岡山県警との合同訓練で、災害場所を想定した救助訓練や放水訓練など、本格的な訓練が実施をされました。

次に、6月30日、和気町有機無農薬田植祭りが田原上のコミュニティハウス近くの圃場で開催され、出席をいたしました。当日は多くの子供たちが参加され、昔ながらの手植えによる田植を行い、青空の下、振る舞われたおにぎりや豚汁を楽しみました。

次に、7月3日、和気閑谷高等学校の県外留学生の滞在拠点としての機能も備える地域学習交流センターの地鎮祭を行いました。本年度末の完成に向けて、建設工事を進めているところです。

次に、7月18日、19日、東京での安全・安心な県土づくり総決起大会に参加をいたしました。当日は岡山県選出の国会議員、国土交通省、県知事、県議会議員、市町村長、市町村議会議長が参加し、大会後、関係機関に要望活動を行いました。

次に、8月1日、姉妹都市である大分県宇佐市から招待を受け、宇佐神宮の夏越祭りに参加をいたしました。宇佐市では、市長を表敬訪問し、副市長の案内で宇佐神宮を参拝しました。また、夏越祭りのステージイベントにも参加し、宇佐市との交流を深めました。

次に、8月8日、学び館サエスタで開催された第1回佐伯地域小・中学校の今後の在り方検討委員会に出席をいたしました。佐伯地域の子供たちにとって一番ふさわしい教育環境の姿を町民の方々から広く御意見をお聞きし、まとめていただくよう、委員16名に対し諮問をいたしました。

次に、8月16日、第36回和文字焼きまつりを開催いたしました。約2万5,000人の方が御来場され、観音山に浮かび上がる壮大な和の文字と1,200発の花火を楽しまれました。今年は和気町PR大使の見取り図りリーさんにも御出演をいただきまして、会場も今まで以上にぎわっていました。また、姉妹都市である大分県宇佐市からも市長が御参加くださり、一緒にまつりを楽しんでいただきました。

8月24日、佐伯中学校グラウンドでさえきふるさと夏まつり2024が開催されました。当日は町内外から多数の方がお見えになり、地域の団体、企業による工夫を凝らした多くの出展ブースやステージイベント、打ち上げ花火などで大いに盛り上がりました。

次に、8月30日、昨年に続き、和気町議会議事堂で中学生模擬議会を行いました。町内の中学生の9名の生徒が参加し、8名の議員から活発な質問があり、答弁をさせていただきました。

次に、2023年度の決算状況であります。一般会計の実質収支は3億3,194万円であり、2022年度の実質収支と比べると単年度収支は2億2,447万円のマイナスとなりました。定額運用基金を除く基金全体の残高は、3億1,360万円増加し、50億9,266万円となっています。

一方、一般会計の地方債現在高につきましては、6億6,074万円増加し、93億7,698万円となっています。

また、特別会計を含めた全会計の地方債現在高の合計は、前年度に比べて4億6,500万円増加し、154億7,738万円となっています。

財政の硬直化を示す指標である経常収支比率は、7ポイント増加し、88.3%となっています。

最後に、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の桑野事務局長が8月9日にお亡くなりになりました。仲間を失うことになりまして、大変残念に思っていますけれども、御冥福をお祈りしたいと思います。そのことに伴いまして、8月21日付で人事異動を行いましたので、御紹介をさせていただきます。新たに和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の事務局長に井上輝昭が着任をいたしました。また、民生福祉部長兼介護保険課長兼生活環境課長として、万代 明でございます。

(民生福祉部長 万代 明君「よろしく申し上げます」の声あり)

以上、諸般の報告並びに職員異動の紹介とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(当瀬万享君) 日程第4、報告第4号及び報告第5号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、本日提案いたしております報告第4号及び報告第5号の2件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

報告第4号の令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

令和5年度における実質公債費比率は8.0%、将来負担比率は18.9%と、早期健全化基準を下回っております。また、資金不足比率につきましては、各特別会計ともに資金不足を生じておらず、報告数値はございません。

次に、報告第5号は令和5年度和気町簡易水道事業会計継続費精算報告書についてでありまして、2022年度、2023年度の2か年にわたり実施した石生配水池増設工事について、工事が完了しましたので、地方公営企業法施行令の規定により報告するものであります。

以上、御説明申し上げましたけれども、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、報告第4号及び報告第5号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長(海野均君) 報告第4号説明した。

○議長(当瀬万享君) 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長(柚本賢治君) 報告第5号説明した。

○議長(当瀬万享君) 以上で報告第4号及び報告第5号の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(当瀬万享君) 日程第5、議案第57号から議案第69号までの各会計の決算認定13件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) 次に、議案第57号から議案第69号までの令和5年度決算の認定13議案についてありますが、別添のとおり決算書の調製ができましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるとでございます。

2023年度決算を受けての財政状況は、諸般の報告で述べさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

なお、決算の認定に関する詳細につきましては、お手元に配付しております説明書にかえさせていただきたいと思っております。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては会計管理者、担当課長に説明をさせますので、御審議、御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 次に、令和5年度和気町各会計の決算審査報告を求めます。

代表監査委員 高見君。

○代表監査委員(高見啓視君) 改めまして、おはようございます。

第5回の議会定例会、大変御苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、令和5年度の決算の審査状況について報告をさせていただきます。

議員の皆様には、お手元に印刷された審査意見書と今議会からタブレットに審査意見書が掲載されていると思いますが、報告は印刷された意見書のページに沿って説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

審査意見書の1ページを御覧ください。

まず、第1、審査の対象でございますが、1、一般会計及び特別会計9件の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2、公営企業会計の3件の決算。

3、基金として2件の基金運用状況が対象になります。

第2、審査の実施場所及び日程でございますが、和気町役場において、令和6年7月23日から8月1日までの間、審査を行いました。

第3、審査の着眼点でございますが、歳入歳出決算書及び決算付属書の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか、基金運用状況報告書の計数は正確であるか、基金は設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されているか、以上6点に重きを置き監査を実施しております。

続きまして、2ページの第4、審査の実施内容でございますが、審査に当たっては和気町監査基準に準拠し、歳入歳出決算書、決算付属書及び関係証書類等を照合精査するとともに、関係職員からの説明を聴取し、併せて例月出納検査、財務監査及び行政監査の結果も考慮に入れて慎重に審査を実施いたしました。

第5、審査の結果及び意見でございますが、1、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、適正に表示しているものと認めました。なお、予算の執行、収入及び支出、現金の出納保管、財産の管理など、財務に関する事務については、一部において令和4年度の収入未済額の一部が収入調定されていないといった不適正な事務処理が見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認めました。

基金の運用状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認めました。また、基金の運用は適正に執行されているものと認めました。

続きまして、2、決算審査の概要及び意見でございますが、(1)決算の総括、①決算の規模でございますが、会計別決算額は表に記載してありますとおりです。

3ページをお願いいたします。

一般会計及び特別会計ですが、純計として歳入歳出差引き7億9,363万1,000円の黒字でございます。

②決算収支の状況でございますが、繰り越すべき財源7,206万5,000円があるので、7億2,156万6,000円の黒字となっております。

4ページをお願いいたします。

(2)財政状況でございます。

①財政力指数0.32につきましては、類似団体の0.44に対しかなり低くなっています。

②経常収支比率88.3%につきましては、令和5年度の経常経費は前年度に比べ全体で2億1,365万1,000円の増額となったが、その一方で経常一般財源は、地方税の増額等により2億2,838万円の増額となりました。これにより経常収支比率は7ポイント上昇し、悪化しました。

③実質公債費比率8%につきましては、令和5年度決算では3か年平均の指数は前年度に比べ0.1ポイント上昇し、悪化しました。

④将来負担比率18.9%につきましては、昨年度に比べ一般会計の地方債残高が減少したこと、基金残高が増加したことなどにより、指数は前年度に比べ10.8ポイント下降し、改善しました。

続いて、(3)一般会計の①概況でございます。収支差引きで4億392万1,304円となっております。

実質収支は、繰り越すべき財源7,198万5,000円がございますので、3億3,193万6,304円の黒字となっております。

次に、5ページで、②歳入でございますが、地方交付税や臨時財政対策債が減額したものの、地方債は大幅な増額となり、歳入全体では増額となっております。

また、地方債については、減額となり、抑制に努めており、種別についても辺地対策事業債、過疎対策事業債など、高充当で交付税算入率の高い有利な財源を活用し事業を行っております。

歳入決算額を財源別に見ると次の表のとおりであり、自主財源比率が27.8%、依存財源比率が72.2%となっており、自主財源比率が前年度より2ポイント減少しております。

続いて、③歳出でございますが、物価高騰に伴う光熱水費の増加や令和4年度から町全域が過疎指定されたことによる事業の増加が主な増額の要因となり、歳出全体では増額となっております。

次に、6ページの(4)の特別会計といたしまして、①国民健康保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりでございます。

歳出総額の74.1%が保険給付費で占められ、被保険者1人当たりの費用額は50万7,190円となっております。また、日笠診療所特別会計への繰出金の一部が未執行になっており、適正な予算執行に努めていただきたい。今後も、財政基盤安定化のため、保険税の収納率の向上に努めるとともに、国民健康保険事業費納付金の抑制のため、特定健診や特定保健指導の実施率向上にも努め、医療費適正化のための積極的な取組を望みます。

②国民健康保険診療所特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

③後期高齢者医療特別会計ですが、決算については記載のとおりです。

国民健康保険特別会計同様に、医療費支出の抑制が最重要課題でございます。保険料の収入未済については、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして、新たな収入未済の発生防止及びその縮減に一層努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されていると認めました。

次に、7ページの④介護保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

介護予防などの取組により、保険給付費の増加抑制を行い、計画的な運営に努められたい。保険料の収入未済については縮減が見られるので、被保険者負担の公平性、介護保険会計の健全性の観点から、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして、新たな収入未済の発生防止及びその縮減に一層努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されていると認めました。

⑤住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

滞納者の所在や資産等について調査するとともに、返済計画の見直しを含めた回収方法について、近隣市町の状況も確認しつつ、適正な債権処理に努められたい。

⑥駐車場事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

次に、8ページの⑦和気鶯飼谷温泉事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

ここ数年のコロナ禍により、改善計画に沿った運営が厳しい状況であるとともに、令和5年度決算についても、一般会計繰入金や起債に頼る経営状況となりました。コロナ後の影響がある中で、売上げや集客数の増加に向けての努力も見られますが、さらなる経営改善を図っていただきたい。

⑧ごみ焼却施設解体事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

⑨地域開発事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

宮田分譲住宅地について、残り区画の売払いに努めていただきたい。

次に、(5) 公営企業会計でございますが、①上水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、ともに、収入、支出については記載のとおりでございます。

①上水道事業会計の事業運営については、給水人口の減少及び節水機器の普及等により、水需要の伸びが一般家庭において期待できないため、維持管理等が最重要となります。支出においては、老朽化施設の更新等の経費の増加が見込まれます。今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、公営企業としてより一層効率的、合理的な経営に努められ、安全で安心な水の供給を行い、健全なる経営努力をしていただきたい。

次に、9ページの②簡易水道事業については、上水道事業同様に施設設備が老朽化しており、今後も維持管理費の増加が予想されるため、健全なる経営努力をしていただきたい。維持管理等、鋭意努力はされているものの、給水原価が供給単価を大幅に上回っているため、今後の使用料金等を検討し、公営企業として健全な経営努力をしていただきたい。

次に、10ページの③下水道事業会計については、浄化センターをはじめ各施設の修繕工事が増加しており、今後も維持管理費の増加が予想されるため、健全なる経営努力をされたい。また、一般会計からの基準外繰入金の縮減に努めていくためにも、今後の使用料金設定を検討し、公営企業として健全な経営努力をされたい。

(6) 基金でございますが、①土地開発基金と②奨学資金及び入学一時金貸付基金の運用状況については、記載のとおりとなっております。

なお、奨学資金及び入学一時金貸付基金の滞納額については、滞納者との折衝も行われており、減少傾向にあります。今後も滞納額の縮減に向け努力をしていただきたい。

次に、第6、監査委員の意見でございますが、まず1、収入未済の縮減について、一般会計、特別会計及び公営企業会計並びに基金を合わせた収入未済額は、前年度末と比較すると5.5%、額にして1,728万4,318円増加し、3億2,930万8,958円となっております。不納欠損額は2,509万4,669円で、前年度に比べて287万8,680円の減となっております。町税等の滞納整理が促進されているところだが、今後とも自主財源を確保し、負担の公平性を維持するため、引き続き組織的な取組を一層強化し、滞納額の縮減や新たな収入未済の発生抑制に努められるとともに、可能な措置を講じてもお回収が見込めない債権については、町民に対して説明責任が果たせるよう、適法性や公平性を確保した上で債権の特性に応じて執行停止等を行うなど、不納欠損処分については引き続き適正な取組を望みます。

会計別収入未済額一覧表につきましては、記載のとおりでございます。

次に、11ページの2、公共施設及び公有財産についてですが、毎年度、多額の修繕料が執行される中、今後の大規模修繕が想定される施設については、適正な施設管理と併せて長期の改修計画の策定を検討されるよう望みます。

次に、3、財務事務の適正かつ効率的な執行等についてですが、各種の監査の中で、予算の執行、収入及び支出、契約、現金の出納保管、財産の管理など、前年度の審査結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていましたが、今年度の審査では、指摘事項、注意、指導事項ともに件数が減少するなど、全体としては一定の改善が見られたところであります。しかしながら、歳出執行に当たって、事業完了後の検査及び支払いについて遅延が認められた事例もあるなど、依然として財務事務の適正な執行が徹底されていないと見受けられる。また、複数の項目で多額の不用額を残している。補正予算編成の期間が短縮されており、見込額の分析等が困難な状況であることは理解できるが、適正な予算の積算に努められたい。こうした状況の要因としては、それぞれの部署において、改善に向けての取組が職員に十分浸透しておらず、全庁的な情報の共有も不十分

であることが考えられます。また、指摘事項等とされた事案の多くは、財務事務に関する知識不足や不注意に起因するものと認められ、部署内部において事務の進行管理が適切に行われ、あるいは所属職員によるチェック機能が十分に発揮されていれば防げたものと考えられます。なお、法令等を遵守した事務執行はもとより、不適正な事務処理の発生を未然に防ぐために、決裁過程等における組織的なチェックや指導の充実などを図り、財務事務の適正かつ効率的な執行に一層努めていただきたい。

次に、12ページの第7、まとめといたしまして、令和5年度は、経常収支比率の悪化、7ポイント上昇、基金の増額をしたが、地方債残高の増額等から財政健全化傾向については予断を許さない決算年度になっている。本町の歳入は慢性的に経常的な収入の大部分を地方交付税に頼る構造となっており、今後、早急に財政規模の縮減が求められる非常に厳しい財政運営を迫られる可能性がある。また、物価高騰などで先行きが不透明である現在、本町においても、今後も景気の先行きや人口減少などの要因により町税が減少していく可能性は考慮しておかなければならない。これまで以上にふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税など、新たな自主財源の確保に取り組まれない。また、投資的事業実施に当たっては、補助金、交付税算入率の高い地方債の活用など、有利な財源を可能な限り活用し、財政圧迫を回避されるよう努められたいが、辺地対策事業債や過疎対策事業債は有利な財源とはいえ、積み重なれば後年度に大きな負担となってくるため、事業実施の段階で慎重に精査されるよう努められたい。歳出面では、超高齢化社会の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増加が懸念される。事業のスクラップ・アンド・ビルドも含めたさらなる効率化に努め、歳出構造を早急に歳入に見合ったものに転換されるよう努められたい。また、特別会計への繰出金は、国民健康保険、介護保険等、全体的に増加傾向にあり、総額としては引き続き非常に高い水準にある。公営企業会計については、ストックマネジメント計画等に基づいた計画的な設備更新に努められたい。また、施設統合等による経費の節減や、歳入面では独立採算の原則に立ち返った料金体制の見直しを図るなど、一般会計の負担額に頼らない健全運営に努められたい。令和5年度については、物価高対応関連補助金等により財政規模が肥大化している状況であるため、平常時の財政運営、財政規模を意識しつつ、早急に持続可能な財政基盤を構築されるよう努められたい。今後については、限られた財源の中でも第2次和気町総合計画に掲げる事業、特に町民の生命、財産を守るため、防災力の向上や福祉の向上に資する事業、人口減少対策に関する事業等の町の根幹をなす主要事業については、不断の努力により重点的に取り組まれない。

以上、簡単でございますが、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） これから監査委員の決算審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 1点だけ。2ページ、第5の審査の結果及び意見、1番、審査の結果の4行目の中ほどから、一部において令和4年度の収入未済額の一部が収入調定されていないといった不適正な事務とありますが、この金額の総額は分かりますか。金額を教えてくださいと思います。

○議長（当瀬万享君） 神崎議員、監査が答弁するんじゃなくて会計管理者が月曜日にしますので、御了承ください。

（5番 神崎良一君「はい、了解しました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

高見代表監査委員、御苦労さまでした。退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、次に議案第57号令和5年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第57号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第57号説明した。

○議長（当瀬万享君） 場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第57号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

午後0時01分 散会

令和6年第5回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 令和6年9月5日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年9月5日 午前9時00分開議 午後1時36分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山野 英里 2番 山田 浩子 3番 我澤 隆司
4番 従野 勝 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男 11番 西中 純一 12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太田 啓 補 副 町 長 今田 好 泰
教 育 長 徳永 昭 伸 総 務 部 長 則枝 日出樹
危機管理室長 河野 憲 一 財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純 一 税 務 課 長 豊福 真 治
民生福祉部長 万代 明 住 民 課 長 竹内 香
健康福祉課長 松田 明 久 産 業 建 設 部 長 西本 幸 司
産業振興課長 岡 恵 一 鵜飼谷温泉支配人 大竹 才 司
上下水道課長 柚本 賢 治 総務事業部長 永宗 宣 之
会計管理者 清水 洋 右 教 育 次 長 新田 憲 一
学校教育課長 嶋村 尚 美 社会教育課長 森元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 5 8 号 令和 5 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 5 9 号 令和 5 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 0 号 令和 5 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 1 号 令和 5 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 2 号 令和 5 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 3 号 令和 5 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 4 号 令和 5 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 5 号 令和 5 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 6 号 令和 5 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 7 号 令和 5 年度和気町上水道事業会計決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 8 号 令和 5 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について | 説明 |
| | 議案第 6 9 号 令和 5 年度和気町下水道事業会計決算認定について | 説明 |
| | 日程第 2 | 議案第 7 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 議案第 7 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | | 説明 |
| 日程第 3 | 議案第 7 2 号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 説明 |
| 日程第 4 | 議案第 7 3 号 和気北部衛生施設組合の解散について | 説明 |
| | 議案第 7 4 号 和気北部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について | 説明 |
| | 議案第 7 5 号 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について | 説明 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|--|-----|
| 日程第5 | 議案第76号 和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定について | 説明 |
| | 議案第77号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| | 議案第78号 和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例について | 説明 |
| 日程第6 | 議案第79号 令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）について | 説明 |
| | 議案第80号 令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第81号 令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第82号 令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第83号 令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第84号 令和6年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第85号 令和6年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第86号 令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第87号 令和6年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第88号 令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について | 説明 |
| | 議案第89号 令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について | 説明 |
| 日程第7 | 議案第90号 権利の放棄について | 説明 |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで9月4日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

それでは、昨日の議会運営委員会の委員長報告を行います。

昨日、本会議終了後に開催されました議会運営委員会の開催結果について報告いたします。

今回の一般質問につきましては、通告者は9名で、日程は第14日目の9月17日に午前9時から4名、午後から2名の予定で、第15日目の18日が午前9時から3名で行うことになりました。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第58号から議案第69号までの12件について順次細部説明を求めます。

会計管理者 清水君。

○会計管理者(清水洋右君) 議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号・議案第62号・議案第63号・議案第64号・議案第65号・議案第66号説明した。

○議長(当瀬万享君) 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長(柚本賢治君) 議案第67号説明した。

○議長(当瀬万享君) ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長(柚本賢治君) 議案第68号・議案第69号説明した。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、議案第70号及び議案第71号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、議案第70号、議案第71号の2議案につきまして提案理由の御説明をいたします。

初めに、議案第70号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地と指定された集落内で設備整備を行う際に、財源として辺地対策事業債を活用する場合の必要条件とされる総合整備計画の議決をいただくものでありまして、今回は対象事業のある田原上辺地及び田原下辺地に係る計画を新たに上程しており、当該2地区の住民等の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第71号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、日笠下辺地の住民等の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましてはまち経営課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第70号及び議案第71号の2件について細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第70号・議案第71号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議案第72号を議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第72号につきまして提案理由の御説明をいたします。

議案第72号の岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたため、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては住民課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第72号の細部説明を求めます。

住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第72号説明した。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議案第73号から議案第75号の3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第73号から議案第75号までの3議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第73号の和気北部衛生施設組合の解散についてでございますが、現在和気北部衛生施設組合で行っている火葬場の管理及び運營業務の効率化を目的として、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合と統合するため、同組合を解散するものでございます。

次に、議案第74号の和気北部衛生施設組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、和気北部衛生施設組合の解散に伴い、同組合が所有する全ての財産を統合する和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合へ帰属させ

るものであります。

次に、議案第75号の和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更についてでございますが、和気北部衛生施設組合との統合により、同組合が行っていた火葬場の管理及び運営事務が和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の事務に加わるため、共同処理する事務に追加し、併せて組合の名称、組合議員の定数等を改正するため、規約を変更するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては住民課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第73号から議案第75号の3件について細部説明を求めます。

住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第73号・議案第74号・議案第75号説明した。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議案第76号から議案第78号の3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第76号から議案第78号までの3議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第76号の和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定についてであります。町民の生活における移動手段の確保及び充実に向け、予約型乗合タクシー事業を町内一部の地域に展開するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第77号の和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によって、国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、国民健康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号の和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、和気町国民健康保険診療施設の診療日及び診療時間について、現在実施している暫定的運用を現状の運用に改めるため、所要の改正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第76号から議案第78号の3件について細部説明を求めます。

危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 議案第76号説明した。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第77号・議案第78号説明した。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議案第79号から議案第89号までの11件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 次に、議案第79号から議案第89号までの11議案につきまして提案理由の御説明をいたします。

初めに、議案第79号の令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は既

定の予算に8,472万4,000円を追加し、予算の総額を97億8,864万4,000円とするもので、主な内容は、歳入においては地方特例交付金の追加、普通交付税の減額、前年度繰越金の追加、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の追加など、歳出では予約型乗合タクシー運行に関する経費、新型コロナ定期接種ワクチン予防接種委託料、地域開発事業特別会計繰出金、中村部屋相撲合宿誘致事業に関する経費等の追加をするものであります。

次に、議案第80号の令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に785万4,000円を追加し、予算の総額を17億5,225万4,000円とするもので、主な内容は、歳入には一般会計繰入金及び前年度繰越金の確定による追加、歳出では日笠診療所会計への繰出金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第81号の令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は日笠診療所勘定では既定の予算に192万8,000円を追加し、予算の総額を2,252万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では過年度分の繰入金、新型コロナワクチン接種に伴う診療収入の追加と前年度繰越金の確定による追加、歳出では新型コロナワクチン接種に伴う医業費を追加し、予備費で調整するものであります。

塩田診療所勘定では、既定の予算に13万7,000円を追加し、予算の総額を213万7,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第82号の令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に38万8,000円を追加し、予算の総額を2億9,718万8,000円とするもので、内容は、歳入では一般会計繰入金の追加及び前年度繰越金の確定による減額、歳出では後期高齢者医療更新に伴う郵送料を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第83号の令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は保険事業勘定で既定の予算に5,776万5,000円を追加し、予算総額を18億8,306万5,000円とするもので、内容は、歳入では前年度繰越金の確定による追加、歳出では国・県等への精算償還金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第84号の令和6年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に8万円を追加し、予算の総額を238万円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第85号の令和6年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に86万3,000円を追加し、予算の総額を1,696万3,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第86号の令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に7万2,000円を追加し、予算の総額を5億3,997万2,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第87号の令和6年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に157万2,000円を追加し、予算の総額を2億2,657万2,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第88号の令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に2,121万2,000円を追加し、予算の総額を7,341万2,000円とするもので、内容は、歳入では一般会計繰入金の増額及び前年度繰越金の確定による追加、歳出では住宅地造成事業の工事請負費を追加するものであります。

次に、議案第89号の令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は資本的収入及び資本的支出の予算総額に220万円を追加し、収入の予算の総額を7,045万4,000円、支出の予算の総額を9,261万7,000円とするもので、内容は補助第2水源地取水ポンプ更新工事及び保木加圧ポンプ取替え工事に伴う企業債、工事請負費を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第79号から議案第89号までの11件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第79号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第79号説明した。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第80号・議案第81号・議案第82号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 議案第83号説明した。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 議案第84号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 議案第85号説明した。

○議長（当瀬万享君） 和気鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○和気鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 議案第86号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 議案第87号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 議案第88号説明した。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 議案第89号説明した。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第90号を議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第90号につきまして提案理由の御説明をいたします。

議案第90号の権利の放棄についてでございますが、債権の時効後一定期間を経過し、債務者の住所不明や死亡により債権回収が見込めないため、水道料金の債権を放棄するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては上下水道課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第90号について細部説明を求めます。

上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 議案第90号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

9月9日午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしくお願ひします。

本日は、これで散会といたします。

御苦勞さまでした。

午後1時36分 散会

令和6年第5回和気町議会会議録（第6日目）

1. 招集日時 令和6年9月9日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年9月9日 午前9時00分開議 午後1時46分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山野 英里 2番 山田 浩子 3番 我澤 隆司
4番 従野 勝 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男 11番 西中 純一 12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太田 啓 補 副 町 長 今田 好 泰
教 育 長 徳永 昭 伸 総 務 部 長 則枝 日出樹
危機管理室長 河野 憲 一 財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純 一 税 務 課 長 豊福 真 治
民生福祉部長 万代 明 住 民 課 長 竹内 香
健康福祉課長 松田 明 久 産 業 建 設 部 長 西本 幸 司
産業振興課長 岡 恵 一 鵜飼谷温泉支配人 大竹 才 司
上下水道課長 柚本 賢 治 総務事業部長 永宗 宣 之
会計管理者 清水 洋 右 教 育 次 長 新田 憲 一
学校教育課長 嶋村 尚 美 社会教育課長 森元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤田 裕 靖

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 5 7 号 令和 5 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 5 8 号 令和 5 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 5 9 号 令和 5 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 0 号 令和 5 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 1 号 令和 5 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 2 号 令和 5 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 3 号 令和 5 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 4 号 令和 5 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 5 号 令和 5 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 6 号 令和 5 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 7 号 令和 5 年度和気町上水道事業会計決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 8 号 令和 5 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について | 委員会付託 |
| | 議案第 6 9 号 令和 5 年度和気町下水道事業会計決算認定について | 委員会付託 |
| | 日程第 2 | 議案第 7 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 議案第 7 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | | 委員会付託 |
| 日程第 3 | 議案第 7 2 号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 委員会付託 |
| 日程第 4 | 議案第 7 3 号 和気北部衛生施設組合の解散について | 委員会付託 |
| | 議案第 7 4 号 和気北部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について | 委員会付託 |
| | 議案第 7 5 号 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について | 委員会付託 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|-------|---|-------|
| 日程第 5 | 議案第 7 6 号 和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定について | 委員会付託 |
| | 議案第 7 7 号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 委員会付託 |
| | 議案第 7 8 号 和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例について | 委員会付託 |
| 日程第 6 | 議案第 7 9 号 令和 6 年度和気町一般会計補正予算（第 3 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 0 号 令和 6 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 1 号 令和 6 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 2 号 令和 6 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 3 号 令和 6 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 4 号 令和 6 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 5 号 令和 6 年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 6 号 令和 6 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 7 号 令和 6 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 8 号 令和 6 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 委員会付託 |
| | 議案第 8 9 号 令和 6 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について | 委員会付託 |
| 日程第 7 | 議案第 9 0 号 権利の放棄について | 委員会付託 |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、これから議案第57号から議案第69号までの13件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑を願います。

また、執行部の方は質問の趣旨を十分に把握され、的確かつ明確な答弁をお願いいたします。

まず、議案第57号令和5年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 我澤君。

○3番(我澤隆司君) 決算書の143ページです。議論し尽くされてる話かもしれませんが、1点だけ。しかも、総務文教の部分なんで、大きい話だけなんですけども、教育費というか、全般的な話なんですけども、特に教育費の中の不用額っていうのがありますが、この金額が7,000万円少々あるわけですが、これは多分、昨年度、令和4年度も同額程度が、決算もあります。このあたりが、私も公会計についてそれほど詳しくないんですけども、どういった経緯で、いろいろ理由は多々あると思うんですが、それぞれ項目ごとにあると思うんですが、大きい部分だけ教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 教育次長 新田君。

○教育次長(新田憲一君) 失礼いたします。

143ページ、教育費の不用額の理由についてです。

不用額は、決算書を見ていただきますと7,080万4,366円ということで、一番大きなのは人件費の残ということで、執行率でいいますと95.85%ということで、不用額の率は4.15%ということになります。一番大きな理由としては人件費、年度が終わるまで人の配置というのはどういうふうになるのか分かりませんので、その分を持っております。

それから、もう一つ、令和5年度、特別なんですけども、高校の魅力化事業、これも不確定な部分が年度末までございましたので、そのあたりの不用額も大きくなった理由かなというふうに感じております。

○議長(当瀬万享君) 3番 我澤君。

○3番(我澤隆司君) 分かりました。ただ、昨年度も同額ぐらいありますよね。そのあたりはいかがですか。

○議長(当瀬万享君) 教育次長 新田君。

○教育次長(新田憲一君) ありがとうございます。人件費については、例年そういった状況でございまして、決算の予測が立った時点でシビアに計算をして、修正、補正をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。昨年度も同じです。

○議長(当瀬万享君) 3番 我澤君。

○3番(我澤隆司君) なかなかもう予測不可能というか、そういう意味だとは思いますが、今後も同じような形で予算作成ということになるわけでしょうか、これは。私もその辺の分が分かりにくい部分で、不用額の意味が、積算根拠がもう一つ、分からない部分があつて、ちょっと教えていただければと思います。

○議長(当瀬万享君) 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

人件費が非常に多いという理由につきましては、児童・生徒数の確定日というのがありまして、その確定日が4月7日の始業式、あるいは入学式をもってクラスの数が確定するというので、年度が始まらないと確定ができません。和気町の場合には和気町独自の学級編制基準というのを設けておりまして、それが毎年ぎりぎりのところで子供の数が推移をしております。年度が始まって、和気町のこの学級編制基準によって、クラスが増えた場合には教員を雇用しなければいけませんので、最大限の予測として、このくらいの数になるのではないんかということで、あらかじめ少し余裕を持った形で取らせていただいております。というのも、子供たちの異動が多いのが、春休みに転入、あるいは転出等がありまして、毎年、この数がなかなか読みにくいということで、余裕を持った形で予算編成をさせていただいております。ただ、年度が始まって、結局、その基準確定日をもってクラスが編制したときに、先生の数がそこまで要らなかったということで、不用額という形で、毎年、処理をさせていただいてということで御理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。御丁寧な御答弁ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 和気町の歳入歳出決算書の説明書の21ページ、不納欠損額、これが町税、項目は4項目ありますが、合計で1,400万円強、一番大きいのが固定資産税で1,100万円ということで、当然、不納欠損ということですので、この説明資料のほう、1番目なんですけど、書かれてなかったように思うんですけど、発生事由としては、5つほど、大体あると思うんですけど、資力がない、無財産、それから生活困窮、それから住所等が不明、その他ということになるんですけど、要因が何かということと、その件数とそれぞれの金額、分かる範囲で。もし今すぐというのが大変であれば、また後日ということをお願いいたします。

それと、基本的には町税も5年が過ぎるとということでもよかったですでしょうか。それも併せてお答えをお願いいたします。よろしく。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

それでは、御質問の説明資料21ページ、税の不納欠損についてでございますが、まず不納欠損の合計ですが、168人、1,400万5,862円となっております。うち個人町民税につきましては34人、9万1,860円、この内訳ですが、地方税法の第15条の7第5項による即時欠損が15人、28万83円、こちらは、対象となる滞納者が外国人であり、滞納税額を支払わずに海外へ転居したもので、徴収額を徴収することができないことが明らかな場合に即時に欠損できるものでございます。次に、地方税法第18条の消滅時効が19人、67万1,777円ですが、こちらは、議員おっしゃったとおり、5年間を経過して、税の権利を行使しないときに消滅されるものでございまして、本人の財産調査を行い、滞納整理を行った後に、財産がこれ以上ないということが発覚した場合に、5年間継続して支払いがなかった場合に不納欠損を行うものでございます。次に、いずれも地方税法第18条の消滅時効によるもので、法人町民税が2人、14万5,800円、固定資産税が49人、1,111万121円、軽自動車税が57人、66万9,104円、都市計画税が26人、112万8,977円となっております。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

失礼いたしました。詳しくは、決算認定資料、こちらの31ページ、こちらに額と人数を掲載いたしておりますので、御高覧ください。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 人数と額は分かりました。事由も一部、外国人等ということで、即時の事由も分かりました。ただ、5年間を経過してっていうのか、その人の資力云々についても、普通ならば郵便で督促というのが通常でしょうけど、事態が起こった、つまり払えないとなった後のその後の行動、確かに納税をせん人に督促をしたり、払えと言っていくのは非常に力と時間を要するものなので、効率性を考えればそれがいいのかどうか分かりませんが、資産はそういう人に限って5年もたてばなくなってしまうから、5年たった後にいろいろ調べて、ないから欠損にしようということになるのか、もう大体、払われなかったら、数か月後には当然、督促を出されて、1年たてば、実際に私財等、財力を調査するというのか、資力の調査を大体いつ頃やられるのか。それは当然、相手の滞納金額にもよると思いますし、あると思いますけど、そのあたりはどのように、郵便以外で、督促以外にどのように滞納されている方へのアプローチをされているのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

まず、督促状ですが、税の納付期限が経過いたしまして、納付期限経過後2か月を経過したものについて、全数、督促状を発送いたしております。次に、催告書でございますが、さらに1か月が経過したものについて、催告書を提出し、再度、納付書を添付して個人にお送りいたしております。なおかつ支払いがないものについて、さらに1か月が経過したものに対して財産調査を実施いたします。こちら、手元にあります昨年の実績でございますが、差押えの件数及び換価の金額でございます。預金に対して24件、85万9,380円、年金に対して1件、243万9,117円、給与に対して4件、47万2,950円、生命保険に対して1件、10万5,698円、合計30件、387万7,145円を差し押さえております。いわゆる差押えを実施することによって、自ら進んで支払う方もたくさんいらっしゃる中で、換価まで行くのは30件、387万7,145円でございますが、実施につきましては、1年以内にまず最初に財産調査を実施し、その後、年2回、財産調査を改めて実施いたしております。なおかつ5年間が経過したものについて、財産処分できないということがはっきりした場合に不納欠損処理をいたしております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 2か月、3か月、4か月ということで、時間的には非常に、順次やられてるということで、それに基づく差押え等で大体三、四百万円。今回、5年たってこの1,100万円ということは、大体年間200万円強、220万円がそれでも徴収できないということで残ってきて、5年計で1,100万円かなと思うので、そう思えば、年間200万円ぐらいは払えない方がおられるのも妥当かなというふうに私は思いますが、あと最後、町長のほうから、このあたり、金額が今後あるかどうか、あればですよ。考えがなければいいんですよ。200万円やったらようやとるほうやと、逆に町税、このぐらい徴収できとるからいいんじゃないかなと思われるか、そのあたりの感覚だけ教えていただけたら、これで私の質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 税務課で、そうした滞納がある方に対して、家のほうまでへ出向いていくというようなこともしています。非常に、滞納されてる方というのは生活が厳しかったりすることがあって、なかなか心情的にも厳しいわけでありましてけれども、役所としてできることは、これはやっていくということで、差押えなども行ったりして、努力はさせていただいてるということで、なるべくそうした滞納者がいないような方向で頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

4番 従野君。

○4番(従野 勝君) 71ページ、節の13で借地料があるんですけど、これのどこを見ても、どこに何を借りてどうなっとんかというのが分からんんですけど、これは年間730万円ぐらいの金額を支出しとるわけで、いつから借りてしとんか知らんんですけど、700万円、10年で7,000万円、はやもう既に、恐らく億の金を払っとられると思うんですが、このあたりの、どの場所をどういうふうに借りとんかというのが全く分からんんですけども。このあたりはどこを見りゃあいんですか、教えてください。

○議長(当瀬万享君) 財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 失礼いたします。

認定資料のほうに、議員おっしゃられるとおり、明細のほうに記載できておりませんので、借地料の明細について、口頭にはなるんですけども、お答え申し上げます。

まず、本庁舎の敷地の借地料については265万5,808円、佐伯庁舎の敷地につきましては449万2,686円、最後、佐伯ストアの敷地の借地料については33万9,000円、先ほど議員おっしゃられた740万円余りの内訳については3か所、本庁舎の敷地と佐伯庁舎の敷地と佐伯ストアのそれぞれの内訳となっております。

その他、細かい金額についてもございます。大きなものとしては以上でございます。

○議長(当瀬万享君) 4番 従野君。

○4番(従野 勝君) 佐伯庁舎と本庁舎と、この建物の底地が、いわゆる借地。大体、昔はそういうことばかりやってきとんだけど、この借地で、地権者がだんだん変わるんですよ。年取って亡くられる方もおれば、相続で変わったりして、非常にいろんな問題が、私の知り合いでもいろいろあって、大変なことになっとる状況も耳にしとんです。ずっとこれを借地で払い込んでいきさえすりゃあええ、100億円からの予算規模ですから、そっから考えたら、700万円やそこらはいわゆる誤差のあたりになるんかもしれないけど、やはり町有財産がこの上に建つとんですから、そのあたりのことも今後、考えていかなきゃいけないんじゃないかと私は思ったし、佐伯庁舎の部分の中では、もう使用されてない部分の上屋があって、その下の土地もこうやって払わにゃいけないというようなケースにもなっとんんじゃないかと思うんで、そのあたりは、今後、本来なら一般質問で聞きゃあいんだらうと思うんですけども、どういうふうに、これをずっと払い続けるんか、きちっと町の公有財産にしていくのか、今後、どういうふうに思われとんか、それだけ、町長のほうから答弁をいただきたいと思えます。

○議長(当瀬万享君) 町長 太田君。

○町長(太田啓補君) その点については、今後、研究をさせていただきたいと思えます。ただ、買取りをする場合、それからそうではなくて借地である場合ということ、いろいろなことを検討しながらさせていただきたいと思えます。現在、大きなものは本庁舎、佐伯庁舎、佐伯ストアというようなことにもなったんですが、交通公園も含めてそうした部分がございますので、今後、また洗い出しをして、検討させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長(当瀬万享君) 4番 従野君。

○4番(従野 勝君) 佐伯庁舎、本庁舎にかかわらず、私、聞いとんのはすもも園あたりも借地でやっとなかというふうなことになっとると思うんですが、特にすもも園なんかは植樹します。そうすると、いつまでたっても、ここでやめるとかというのができないような場所でもありますよね。そのあたりも考えてやっとなか、いろいろ問題があるんじゃないかと思うんで、じゃからそれも併せて検討をお願いして、私の質問は終わります。

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 何点かお聞きしたいと思います。すいません。

まず、39ページの一番下の地域自殺対策強化事業補助金というのがあるんですけども、これの内容等についてお聞かせいただけたらと思います。

続いて、41ページ、6番の林業振興費県補助金のところで森林病虫害等駆除事業補助金というのがあると思うんですけど、令和4年度に比べてかなり高額になってると思いますので、この内容についてお聞かせください。

続きまして、47ページ、一番下のキャラクターグッズ売払収入なんですけれども、令和4年度、和気アルプスのグッズというものも入ってたと思うんですが、今回、それがなくなったということは、ここに全て含まれているということでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、74ページ、75ページ、地方創生推進費というのがあると思うんですけども、これの不用額が941万8,719円というふうになっております。全体的な積み上げの金額だと思うんですけども、当初予算を立てて、この結果というのは何を表しているということなのか、どういう要因でこういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

最後、128ページ、3番、観光費のところ、これも不用額が2,531万円ほどあります。これも、当初やろうとしていたことができなかったのか、どういう要因でこういう不用額が出たのかということをお聞きしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

39ページの地域自殺対策強化事業補助金ということでございますが、決算認定資料の20ページの上から4つ目の丸のところにありますとおり、自殺対策強化事業補助金ということでございます。自殺対策計画中間評価に係る事業費ということで、令和5年度におきまして、健康増進計画という計画を策定いたしました。その中に町としての自殺対策に関する内容を盛り込みまして、健康増進計画の全体費用に係る自殺対策に係る内容、相当分の費用ということで計上をさせていただいているものでございます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、41ページの森林病虫害の駆除の補助金の関係でございます。

これにつきましては、ナラ枯れの被害の処理と措置に対する補助金でございます。今回は、和気美しい森から天神山までの遊歩道付近に被害が多かったことから、調査を行いまして、約150本の樹木に薬剤処理を行ったものでございます。ナラ枯れといいますのは、カシナガ虫が樹木の中にナラ菌を繁殖させて樹木を枯らしてしまう、それが伝染するというようなものでございます。放っておきますと周辺の樹木に拡大して、水を吸い上げる機能などが阻害されるというふう聞いております。そういった意味で、多面的機能の低下であったりとか、森林資源を守るために、薬剤処理、それから状況によっては伐倒処理ということで、事業のほうをやっております。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、47ページの、まずキャラクターグッズ売払収入なんですけれども、こちら、議員がおっしゃられたとおり、通常の、一昨年までの、令和4年度までのキャラクターグッズにプラス和気アルプスの売上げのほうも入っております。

それから、74ページ、75ページの地方創生推進費の不用額です。こちらにつきましては、こちら議員お

っしやられたとおり、全部積み上げで、トータルとしてこれだけ出たということですが、大きなもの言いますと、節の18番の負担金・補助及び交付金のあたりが額面が大きゅうございます。こちらのあたりは、空き家の改修の補助金とか、そういったような補助金がまだある可能性がございますので、ある程度、年度末まで、ぎりぎりまで持っておかなくちゃいけないということで、最終補正で落とせるものを落とさせていただきましては、それについては念のためということで持っておるといった形で残っておるといふふうに御理解いただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

それでは、128ページの観光費の不用額ということでございますが、このまず、例えば需用費の修繕料であったりとか、それから工事請負費等、当初、藤公園の藤棚の更新ということで、1区画、試験的にやるというふうに予定しておったんですけども、時期が合わないこともありまして、5年度については材料費の購入のみ、今年度、試験的な工事をやっておる関係もでございます。そのほかにつきましては、修繕料、その他、需用費のあたりが不用額が出てございます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 自殺対策の件なんですけれども、それを盛り込んだということで、それでどういったまた効果があるのか、どういう効果があるか考えられるのかということをもう一回、お聞きしたいのと、あと最後の観光費について、もうちょっと御答弁いただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

地域自殺対策強化事業補助金でございますが、決算書105ページの委託料の一番下にあります健康増進・食育推進計画事業委託料273万9,000円、こちらの計画をつくるに当たっての、自殺防止対策の内容を盛り込んでいるというものでございます。町内におきましては、毎年、数人ではありますが、自殺でお亡くなりになる方がいらっしゃいます。そうした内容については、地域の課題であったり、そういったものも大きな要因となっております。そうしたことを踏まえまして、町内では誰一人自殺によって亡くなる方がいらっしゃらないように、見守り体制であったり、また町としての窓口の相談体制の強化と、そういったものについて、しっかり計画的に進めていこうということの内容として盛り込んでいるところでございます。

○議長（当瀬万享君） ここで暫時休憩といたします。

午前9時35分 休憩

午前9時37分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

決算書の129ページ、観光費の不用額についてでございますが、決算書で言いますと131ページ、18節負担金・補助及び交付金のところで500万円余りの不用額が生じております。こちらにつきましては、そちらの備考欄3段目でございます、指定管理者支援金1,500万円というのがございます。ロマンツェの指定管理者であります有限会社高原の宿に対します経営支援として、昨年度の補正予算で2,000万円の予算をお認めをいただいたところでございますが、事業精査、実績に基づきまして執行を1,500万円としたことから、ここでは負担金補助で500万円の不用を生じたものでございます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 131ページ、繰出金でございますが、これにつきましては和気鶴飼谷温泉へ

の繰出金ということで、2, 860万円、繰り出しております。不用額のほうが1, 640万円出ておりますが、これは温泉の事業収入によります精算によりまして、一般会計へ戻したというようなことの内容でございます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 先ほどの自殺対策の件で、見守りとか相談窓口とかっていうふうにお話をいただきました。やはり町民の方の命を守るという意味ですごく大事な部分ではないかと思っておりますので、ぜひいろいろと、そういうあたりを強化していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

観光費につきましては、ロマンツェの500万円が減ったということと、あと繰出金がこれだけで済んだということですか。すいません、この繰出金の予算なんですけれども、こういう温泉のところへ入れるというもののほかに何か考えられるものがあるから、これだけの予算をつけるということなんでしょうか。ちょっと私がよく分かってないので。

○議長（当瀬万享君） 鵜飼谷温泉支配人 大竹君。

○鵜飼谷温泉支配人（大竹才司君） 失礼します。

ありがとうございます。こちらの繰出金のほうになるんですが、和気鵜飼谷温泉事業特別会計の予算をまず組みまして、赤字補填に当たる部分というものについて一般会計からの繰入れを受けるという形で予算を計上していただいているものでございます。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 決算書131ページの繰出金に関しては、この節だけで言いますと温泉事業特別会計の繰出金。先ほど支配人が申し上げたように、収入と支出、補正の段階では計算してたんですけど、実際、決算に近づいて、1月、2月、3月の段階でそこまで必要でなかったということで、繰り出しのほうが少なく済んだという、もう温泉特別会計の繰出金のみです、ここで言うところでは。温泉以外にはございません。この節に関しては。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 分かりました。ありがとうございます。観光費、観光って、すごい大事な部分だと思うので、和気町のいろいろと盛り上がっていく大事な部分であると思っておりますので、しっかりと予算を取っているものを効率的に使いながら、さらにイベント等、盛り上げていただけたらと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ざっくりしたことですけど、お尋ねします。

決算認定資料のほうで質問させていただきますけど、23ページの一番上にふるさと納税の寄附金のことがあります。質問は、ふるさと納税の寄附金というのは自主財源だと思うんで、これをもうちょっと伸ばせないかという質問です。23ページにありますように、ふるさと納税で金額にして2億8, 000万円余りあります。それで、これに対して、資料のほうの38ページに返礼品等の金額が出ております。11のふるさと応援費の中に記念品料としてあります、8, 200万円ほど。ですから、ざっとですけど、2億円ほど入ってくるのかなというふうに思いました。それで、その中で、23ページに戻っていただいて、ふるさと納税の人気返礼品として1から10位までありますけど、ほとんどがお米ということで、2位の牛肉と7位のぶどう以外は全部お米ということであります。質問させていただきますけど、このお米というのは、米農家から、どれぐらいの農家から契約してこれを出しているのかなという、そういう質問です。これで不足することはないのかなというように、このふるさと納税でお米を返礼品として欲しいという方が、これがもう今がピークぐらいなのかどうかということ。

それから、併せて、毎年、ふるさと納税として、毎年といたしますか、リピーター客というんですか、お客さんじゃないですけども、ふるさと納税へ払ってくれるような人がおられるかどうかというようなことも併せてお聞きすればなと思います。

それから、2つ目の質問として、これも認定資料のほうの41ページになります。41ページのほうの歳出のほうですけど、41ページの上から2つ目の15の多目的公園管理費として、実績のところを書いてありますが、真ん中辺にありますけども、公園施設工事費としまして9,300万円ほどでつくったわけですけど、これは工期はいつからいつだったのかということです。

質問したいのは、当初予算でこれは上がっておったのに、大分、できたのはもう年度末だったと思うんです。こけら落としみたいななんもあったけど、これは今年度になってから、4月になってからあったんじゃないかなと、うろ覚えですけど思うんです。お聞きしたいのは、こういう当初予算で上がってきたものが何でこんなに遅くなるのかなという質問です。計画というのはあったと思うんですけど、それでもこういうふうになったんならどうしてなったのか。もうちょっと早くできなかったのかなと、こういう質問です。こういう質問をするのは、往々にしてといたしますか、令和6年度、今年度でも、当初の予算でちゃんともう可決されているのになかなか、もう半年もたったけど、ハード事業はできていないと。本当に、我々からすれば期待して、これを力を入れてやってほしいと思って、いつやるのかなと、分からない。常任委員会でも聞くんですけど、はっきりした答えが聞こえないというようなこともありますので、これについてお尋ねします。

それから、もう一つは藤まつりのことでお尋ねします。

これも、決算認定資料のほうですけども、14ページのほうです。歳入のほうですけども、藤公園の入園料、入園者数等と出ております。この令和5年度はまだ料金の改定前だったと思うんですけど、今年から改定後になったんで、決算の関係で、来年からはもう令和6年と令和7年の比較になるんで、令和5年度と令和6年度の比較といたしますか、入園料が改定されて、入園者数等に何か影響があるかどうかというようなお尋ねです。入園者数が減ったか、あるいは入園料はどうかというようなことをお聞きしたいことが1つと、もう一つは藤まつりの課題といたしますか、この前の中学生の模擬議会でもありましたけども、結局、渋滞するということが大きな課題であるというふうに私は思っています。私もこの渋滞を今年の藤まつりでは経験しました。家を12時半ぐらいに出て、あそこに着いたのが2時頃だった覚えがあります。これにつきましては、町長も答弁されて、藤公園の駐車場の近くに民間の土地も借りるというようなことを交渉するとか言われておったと思いますけども、これについて、どういうふうな解決策を持っておられるか、以上、3点お尋ねします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、万代議員からお尋ねいただきましたふるさと納税の関係の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、令和5年度の実績は、こちら、資料にもありますとおり、2億8,200万円余りの金額となっております。令和4年度から比較すると九千数百万円の増ということで、大きな増があったというようなものでございます。そのうち実際にふるさと応援費のほうで支払いをしている費用としては1億3,900万円程度ということで、ふるさと納税につきましては、納税していただく金額の返礼品等に係る金額が大体50%以内に収めなくちゃいけないということになっておりますので、それは返礼品、それから送料、そういったものを全て含めたもので50%以内ということですから、大体半分ぐらいが自主財源として収入できるというふうになります。このパーセンテージを上げるというふうなことまでいくと、逆に返礼品に対して今度は金額を上げていくというふうになりますので、要するに返礼率を下げることです。例えば1万円としたら、前だったら3,000円のもので、送料が1,000円で手数料が1,000円で50%にしたものを、例えて言いますと。それを例

えば、それで行けるものを逆に1万2,000円、3,000円に上げていったとしたら、逆に同じような品で他の自治体が出してるものがあれば、やはりどうしても安いほうに皆さん、納税されるっていうような傾向が、今、ございます。

なので、そういったようなもので、上げていくという努力はさせていただきたいなというふうには思っております。

それから、実際、ふるさと納税の米です。米につきましては、令和5年度について非常に伸びたと。それまでは、どちらかというと肉とかフルーツのほうが前に出ていたと。当然、肉とかフルーツも金額は入っておりますが、こちらの資料にありますトップテンの中に入ってくると、お米が多いというような状況になっております。米自体も、これは町内産のお米ではなくて、岡山県内産のお米はふるさと納税として取り扱えるということで、実際にはこの大多数はふるさと納税、岡山市内の業者が出しているものということになります。実際に令和5年度でお米を取り扱われたのは、そちらの業者を含めまして、あと町内業者としたら、個人的にやられてる方がお二人、それからあとJAさんということで、実際は4事業者、入ってるというような状況となっております。米自体は令和5年度中にはもちろん足らなくなるということにはなかったんですけども、令和6年度に入って、もう7月の頭ぐらいで全部、米がもう米屋も尽きたということで、令和5年度産のお米につきましては、一旦、今、止まっているという状況になっております。これから令和6年度産のお米につきましては、またふるさと納税のほうへ上げていくというような流れになります。

それから、ふるさと納税の関係のリピーターについてでございますが、リピーターにつきましては、年々、ちょっとずつですけども増えていっているという現状で、前年度、令和4年度から令和5年度にかけて同じ方が寄附していただく方、こちらの集計でいきますと、約2,140の方がリピーターというふうになりますので、実際には寄附者の数で言うと1万8,363人ということですので、11.7%の方がリピーターになっているというようなことになっております。こちらにつきましても、実は令和4年度につきましては、同じぐらい2,000人ほどおられて、こちらの場合、母数が9,640人でしたので、パーセントとしては21%ということで、リピーターのパーセントは下がってるんですが、これは米の関係で新たに寄附者の方が莫大に増えましたので、その方の分が増えたということで、リピーターの率としては減ったと。ただ人数としては増えているというような状況になっているというふうな状況でございます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

まず、認定資料の41ページでございます。多目的公園管理費の遊具更新工事、それからスケートパークの整備工事の工期であったりとか时期的なところの御質問でございますが、まず遊具の更新工事につきましては、まず工期につきましては令和5年8月21日から令和6年3月29日までということになっております。これにつきましては、当初、業者の選定方法であったりとか、そのあたりのところを年度の初めに協議をしました。少し時間がかかったんですけども、結果的にはプロポーザル方式でやろうと。中身重視ということで、プレゼンを行ったり、そのあたりして業者選定をしたということで、結果的に8月21日の契約ということで、そこからの工期というふうになっております。

それから、スケートパーク整備工事でございますが、これにつきましては、工期は令和5年11月29日から令和6年3月29日までということになっております。これにつきましても、どうしても遊具のほうを優先した関係もございまして、遊具のほうが少し落ち着いたといえますか、その段階で、これは入札ということで実施しております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） すいません、もう一点でございます。

決算認定資料の14ページでございます。

藤公園の入園料ということでございます。

令和5年度につきましては、藤公園の入園料につきましては1,293万3,000円ということで、総入園者数については5万4,717人ということで、令和4年度比較で357万900円の増額、それから入園者数につきましては1万6,562人の増でございました。その入園者数の中のうち4万4,291人が有料の入園者数で、無料の入園者については1万426人ということでございます。

藤まつりにつきましては、コロナ禍で令和2年度、3年度は中止ということで、令和4年度はイベント等は実施しないけども、一部制限を設けて実施ということもありまして、令和5年度についてはコロナ明けということの通常の開催ということになりました。今年は藤の花が、暖くなるタイミングが早くて、今までで一番早い時期の開催ということになっております。この年については、先ほど言われました入園料の改正であったりとか、ステージの塗装、それから駐車場の区画線整備を行っております。今年度、入園料を改定しております。今年度については、入園料のほうは2,002万3,000円の入園料ということになっております。今年度、まだ精算できておりませんが、昨年度の藤公園の管理費でいきますと、約1,850万円ということでございますので、約150万円程度の黒字になるだろうというふうに踏んでおります。

あと、問題点につきましては、先ほどお話もありましたように、渋滞問題、これについては、今年度で言いますと4月28日の日曜日でございました。朝9時頃から晩6時頃までもう渋滞ということで、大変皆さんには御迷惑をかけたところでございます。長年の懸案事項ということもあります。今後は検討していかなくちやいけないというふうに思っております。まずは近隣の空き地、もしくは会社、事業所など、広場、それから駐車場を利用させていただきたいなというふうに思っております。これはまたお話等、お願いに上がらなくちやいけないんですけども、そのあたりも考えております。

それから、もう一つは、昼間の入園についてPR等を行っておりますけども、今後、夜間の藤を楽しんでもらうという意味で、夜間の藤まつりのPR、何かこう目玉といいますか、そのあたりもこれから検討するんですけども、夜間の時間への誘導ということをして、お客様の分散ということも、現在、これからもそうなんですけど、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 藤公園での約10日間ほど藤を楽しんでいただけてますけれども、何日間か大渋滞をするという状況にはなっています。先ほど担当課長のほうも言いましたように、まずイベントの在り方を検討したいということです。イベントがあると、なかなか人がさばけないということがありますので、イベントの在り方を検討するというのと、それから分散して藤を楽しんでいただくということで、夜のライトアップをもう少し宣伝をしたりして、夜に来ていただける方を増やしていくというようなことも考えて、今後、検討課題です。

それから、藤公園の近くの空き地だとか、それから企業が何社かございますので、そこに駐車場がお借りできないかというようなことのお願いも、これはまだしてませんけれども、そういうことも必要ではないかというようなことを担当課が考えているということで、また今後、そこらをお願いに伺わなければいけないなというふうに考えています。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ありがとうございます。まず、ふるさと納税の件ですけど、納税額の半分以上ですか。3割以内じゃないんですかいね。5割なん。これを返礼品の値段を上げるとか、そういうことは全然、私も思いもしてないんですけども、昨今、米不足が言われる中で、町内の米農家からは2人、あとJA、4業者と言われたんですか。のほうで和気町のほうは取り扱ってるというようなことですけど、これを米農家と契約することを増やすことはできないかなど。私も大ざっぱでしか分かりませんが、人・農地プランというものもあって、令

和6年度は地域の計画をつくるというようなことも聞いております。何とか農地を守る意味からしても、それからこのふるさと納税にもいい効果があるにしても、米農家を増やすことができないのかなというようなことを、これはざっくりした話で、ちょっと大きい話になりますからあれですけど、米の返礼品がもっともっと増えるように努力していく必要があるんじゃないかなと思いました。リピーター客も、一昨年よりは減ってるけども、去年11.7%あったと。それがお米に集中しているのであれば、余計にリピーター客も増えるんじゃないかなというふうに思いますので、また検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、多目的公園の遊具といいますか、公園の整備につきましては、お答えいただいたんですけども、8月21日から工事にかかったということで、7か月ぐらい要してるわけですからできるまでに。それをある程度の推測はできると思うんで、課として、当該事業のハード事業、ソフト事業、ある程度の計画はあると思うんです。どういうふうに1年間、計画していこうかというようなことがあると思うんですけど、こういうのは上の執行部の方、町長、副町長も知っておるわけですから、公園の施設についてはどうなっとんかとか、そういうことを聞くことはないんですかね。ちょっと遅いんじゃないか、もうやらんといけんのんじゃないかなというようなこと、いや、そういうつながりというのはないかなと思うんですが、それにつきましてお答えいただければと思います。

それから、藤まつりの渋滞につきましては、いろいろ、ライトアップしたら昼も夜も来られる人もおるんか、それともライトアップを見に行こうと思って、車も少しは渋滞が緩和されるんか分かりませんが、町からの無料バスというんですか、駅は当然、和気駅で降りて、そういうバスに乗っていければそれでいいんですけど、そのほかにも役場とか中央公民館とか、リバーサイド和気の駐車できるところに来られる人にとめてもらって、送迎バスで送って、渋滞を緩和するというような方法は取れないかなと思いました。どの方面からの渋滞が多いんか。模擬議会のときは、町長、岡山方面からのが多いように言われたような記憶があるんですけど、そういう渋滞が多い方面からの対策というのをぜひお願ひしたいなと思います。答弁いただければお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） まず、1点目のふるさと納税の関係でございまして、先ほどまち経営課長がお答えをしましたように、町内の農家さんが2件ということで、精米をして袋詰めをして発送するという作業を、なかなかそれ、大変でして、なかなか受けていただけないというのが実態でございまして。したがって、業者をお願いをするというようなことになっています。今年は非常にお米が不足をして、実は本当、ずっと今でも継続してやりたかったんですけども、業者のほうでもお米がないということで、今、そこは止まっているという状態です。本当に地方の業者だけでなく、全国展開をしている、一部上場しているお米屋に、実は私、先日、お願ひに行っていました、まち経営課長と2人。ほいじゃあ、もうぜひそりゃあ協力してやろうというようなことで、今後、またお米も早期に展開ができるんじゃないかというように考えているところです。

それから、2点目の町のそういう事業、そういうことが遅いんじゃないかということで、私も気になって、それは担当課に対して、スピードアップをしてやろうということは、それは当然として伝えているところですけども、いろいろな諸事情がございましてこのようになったということでございまして。

バス運行の関係につきましては、無料バスを出すということは、和気町、持っているのは、これ、白ナンバーのバスでございまして、なかなか難しいということと、民間の企業との関係がございまして、町がバスを出すことによって、タクシー業者などがなかなか利用していただけないというようなことがあって、非常に調整が難しいということがございまして。そういう事情もありますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、10時30分まで暫時休憩とします。

午前10時09分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） 2点ほど教えてください。

71ページの委託料、イベント委託料111万5,900円、キャラクターグッズ製作委託料、これが152万7,660円、これは同じキャラクターの部分でしょうか。ほいでこれだけ使ってキャラクターグッズを製作して、イベントをしようと思うんですが、このお金を使ってどんだけのメリットがあるのかなと思ったりもしています。

それから、もう一件、73ページのコミュニティハウス等のエアコンの件です。100万1,308円、この補助金、これはコミュニティハウス1棟のエアコンでしょうか、何棟かの部分でしょうか、そこらあたりを2件、教えてください。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

それでは、決算書の71ページ、企画費のイベント委託料につきまして御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、タンチョウフェスタ、こちらのほうのイベントの委託料といたしまして44万5,500円、そして片鉄ふれあいウオーキング大会のイベント委託料といたしまして58万7,400円、この2件のイベント委託料の合計金額となっております。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、キャラクターグッズの製作の委託料ですけれども、こちら、決算認定資料で言うと35ページのところにあるんですが、こちらはキャラクターグッズの製作といたしまして、「推し武道」関係です。漫画を使った地域活性化事業、その関係のもの、それからその他、一部、和気アルプスのTシャツの作成料なんかも入ってるんですけれども、そういったようなものがございます。実際に内容的にはほとんどが、どちらかという売り払うものというよりは、イベントで使うノベルティーとか、そういう各種のものを作っております。ファンクラブのイベントとか、例えばスタンプラリーをしたんですけれども、そういったものの景品とか、そういったものを作っております。内容的なもの、大まかなものは、こちら、決算認定資料のほうに書いておりますので、御覧いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

73ページの負担金・補助及び交付金のコミュニティハウス等のエアコン設置事業についてですが、これはコミュニティハウスのエアコンの申出があった区に対しまして、補助金を出しております。今回、この令和5年では4地区ございまして、宮田、田原上、父井原、奥塩田というところに、この4件に補助を出しております。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ありがとうございます。このイベントの件は分かりました。これ、「推し武道」のほうの1件だけかなと思っておったんですが、いろんな事業で合わせての値段ということで、分かりました。和気アルプスのTシャツですか、こういうあれはもっともっと宣伝するためにやってください。和気アルプス、結構お客さんも増えてますし、私も前に一般質問をもさせていただいたと思うんですが、地区の方もいろんな人が来られて、看板等も困っておられたり、トイレ等も困っているというような一般質問をしたと思うんですが、看板も要所要所ではつけていくという答弁もあったし、トイレもそれぞれの入り口の辺りに仮設トイレを設置しようかなというお話もありました。この和気アルプスの件に関しては、もっとスピード感を持って、もう少し

整備をしていただきたいなというふうに思います。答弁はもうよろしいけど、そういうことでお願いしときます。

もう一個は、コミュニティです、コミュニティハウスのエアコン。室長、これ、4件のあれですけど、地元負担1割だったかな。多分、うちの地区も、もう年数が来てなかなか効かない状態になっているんですが、総代会でそういう話が出たときに、業者に頼むと結構な値段、広い部分で結構な値段がかかるんでというようなことで、まだこの1年、今年ももう辛抱するような状態、去年の初めだったか、一昨年だったかぐらいにそんな話が出とんですが、そういう状態にあるわけです。じゃから、1割負担を区にさせていただくというのは、そりゃあ正当性があるのかも分からんですけど、こういうコミュニティとか、人が集まる部分で、地区がちょっと値段が高いからどうしようか言ようる、考えるような状態では、寄り合いをしたって何をしたって、今年みたいに暑かったら、とてもじゃないけどクーラーが効んかったら、もう1時間もおれんような状態です。そこらあたりを何とかいい方法があれば、月賦にするよとか、町のほうで融通を利かせてでも、早うつけれるような方法があればうれしいんですけど、そういうあれはないですかね。そこらあたりを、室長が答えにくいんじゃないかと、町長、何とか、そういうあれは、地区を助けるような意味でもないですかね。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼します。

コミュニティの施設等の整備の助成なんですけど、現在、和気町のコミュニティ施設の整備交付要綱の中で8項目、定めております。そのうちの一つがエアコンの取り付け設置等、修繕等によるものなんですけど、ここの8項目、全てが2分の1補助になっています。事業費の2分の1補助、エアコンで言いますと上限が60万円です。1件当たり、2台つけて、3台つけてということでも、事業費の2分の1で60万円が上限ということになっておる事業でございまして、合併当初からこれを定めて運用してきている、項目は増えてるのがありますが、そのような状況で運営をいたしております。2分の1でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） この上限60万円という部分で、室長、ほいでうちらがつかんのじゃと思う。もっと値段が大きかったんで、上限60万円の部分で2分の1の補助じゃろ。ということは、ほじゃから30万円、役場から補助、60万円でつけれるんじゃないと30万円補助を出しますよの部分じゃろ。補助を出すのが上限60万円。ほんなら、120万円までのエアコンじゃついたらつけれるということ。了解。ほじゃから、そこらあたりの勘違いが、うちら百二、三十万円言うた思うんですけど、なかなかつかないんで、補助金がしんどいかなと思うたんですけど。

ここで、町長、例えば日笠下コミュニティハウスのエアコン、120万円かけて直して、60万円補助してくれたら地区が60万円負担が要るわけですが、これを貸出しとかして、月賦でも払うようにというような感じの話はないんですかね。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それぞれの地区で、住民の方が非常に多ければ、それぞれ地区内の会費みたいなのを集めて潤沢にできるのかもしれませんが、だんだん少ない人数になってきますと、非常に厳しいということは私も承知をしています。先ほど広瀬議員がおっしゃったように、120万円のエアコンをつけるのであれば、もう2分の1ですから60万円の負担が要ることになります。そのようなことでございまして、現在はそのような要綱に基づいて進めているということで御理解をいただきまして、また今後、どのような状況になるかということを見極めながら、また考えていきたいというふうに思いますけれども、現在はその要綱に基づいてお願いしたいということでよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 私は3つぐらいになると思いますけど、質問させてもらいます。

まず、決算書の101ページ、放課後児童健全育成事業費のところ、負担金・補助及び交付金、101ページの3,415万7,882円、資料が50ページだと思うんですけど、私、厚生の方が長くなって、学校関係、ちょっとよく分からないので現状を教えてください。佐伯児童クラブはいいんですが、藤野の方が2つになってる。それから、本荘も2つに分かれてありますよね。藤野は恐らく旧和気地区のクラブが1つ、別に、前、エスペランスかどっかでやってたように思うんで、そういうことじゃないかなと思うんですけど、本荘も2つに分かれているというようなことなんで、前の初瀬保育所の跡地でやってるんかどうかわからんです、その辺、どういうふうになってるのか、教えていただきたいと思います。

それから、次の102ページ、続きで、ごめんなさい、102から103です。子育て応援費で、負担金・補助及び交付金、これが247万9,000円、説明で無認可の保育所か何かの補助金みたいなことを言われたんですけど、それは、1つ小さい、家庭的な保育っていうか、そういうふうなことでやられてるんですか、その辺、どういう内容なのか、7人というふうにおっしゃったんですけど、教えていただきたいと思います。

それから、158から159ページです。人権啓発推進費の旅費のところ、支出額122万3,000円幾らになってるんですけど、これが不用額が実に105万7,760円出ているということで、これはどうしてこういうふうになってるのか。

それから、旅費そのものっていうのは、いわゆる岡山とか近辺へ行く場合、あるいは全国的にどこへ行ってもそういうふうな補助なんか、そういうふうな、個人的なあれを出してるんじゃないか。そういうふうなこと、教えてもらえればと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、決算書101ページ、負担金・補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金ということで、3,415万7,882円の御説明でございます。

現在、和気町におきましては、5クラブが運営をしております。先ほどお話いただきましたとおり、佐伯で1か所、それから和気ふじのはなクラブの第1、それと第2、本荘児童クラブの第1、第2ということでございます。ふじのはなクラブは、1か所は和気小学校と、それから旧和気幼稚園の跡地で活動しております。本荘児童クラブにつきましては2か所ということでございますが、こちらについては旧初瀬の保育園の跡地を利用して活動をしているところでございます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

103ページ、子育て応援費の中の負担金・補助及び交付金についてです。

こちらのほう、子育てのための施設等利用給付費というのは、本来、保育を必要とする子供が認可外の保育施設を利用した際に市町村が給付するものでございまして、議員おっしゃられるとおり、7名いらっしゃいます。備前市のほうの認可外施設に2名、それから美作市のほうへ4名、それから赤磐市のほうへ1名、通園をしているという、それに対して給付をしているものでございます。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

社会教育費でございますが、人権啓発推進費のうち人権研修旅費、決算額が101万7,960円となっております。この内容でございますが、町の部落解放同盟、和気町協議会のそれぞれの方々が、全国大会、研究会、

集会大会等、合わせて7集会大会に延べ44名の方が参加をされておりまして、その額となっております。なお、不用額につきましては、大会が年度末等にまたがる事業がございまして、金額の確定が年度末となったということで、最終的に不用額として残を上げております。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 1つは、放課後児童クラブの件なんですけれど、エスペランスではなくて幼稚園跡地のほうでやられているというの、分かりました。和気の児童クラブ、1つがね。それから、本荘が、初瀬なのに、同じ場所なのに2つ分かれているのがよく理由が分からないんですが、その辺を教えてくださいと思います。

それから、子育て応援費については、備前市が2名、美作市が4名、それから赤磐市のほうへ行ってる方が1名ですか。いろいろ分かれてるんですけど、その辺は保育料等はどういうふうになってるんですか。今、無料化になってるとか、いろいろあると思うんですけど、それをお願いしたいと思います。

それから、159ページの人権啓発ですけど、それにしてもこれ、大体200万円ぐらい、これは毎年出してるんだと思ってたんですけど、そのうちの105万円というのは大きいんで、その辺の必要性っていうか、その辺がどんなんかなど。また今後もこういう形で、団体補助金が300万円で旅費が200万円という形をずっと続けていくような方向なんですか、その辺、教えてくださいませんか、もう一遍。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

放課後児童クラブについてでございますが、国の定めたガイドラインがございまして、おおむね40人程度が望ましいということになっております。こちらの資料の事業実績を見ますと、40人は切れてはいるんですが、登録者数が40人を超えているということでございますので、2つのクラブになっているということでございます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 子育てのための施設等利用給付、103ページについてです。

保育料といいますか、認可外の保育所を、先ほども言いましたが、本来、保育の必要な子供が利用した。そこを利用しなかったら本町の保育施設に来られるわけで、そういう子たちというのは、その代わり、ほかの施設を利用したことに対して市町村が給付をする、施設に対して、保育をしていただきようわけです。給付をするという仕組みになっております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 西中議員のほうから人権啓発団体への補助金の問題や旅費の問題の御質問がございました。

現在、町が人権条例に基づいて様々活動して、組織と協働して人権啓発を進めていくという立場から、現在は補助金の削減ということは考えていないということでございます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 保育の件は、要するに無認可へ行ってるということなんですけど、保育料の負担というのはどういうふうになってるか、それが聞きたかったんですけど、その辺、答弁には今、なかったように思うんで、その辺、お願い。

それから、人権啓発のほうですが、私自身はこういう意見としては、こういうやり方っていうのはもう今の時代にそぐわないというふうな、要するにその効果が、このことによって差別解消に本当に向かっているのか、逆にもう意識が残っていくような感じになってるんじゃないかなというふうなことを思ってるので、やめてほしいな、もう廃止すべきじゃないかなというふうな思ってるんですけど、じゃあ、答弁は結構ですけど、今後と

もこれは続けていくということでございますね。一応、答弁は結構ですけども、その分だけ申し述べて終わります。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

少し、ごめんなさい、答弁が分かりにくかったかと思います。認可外に預けてらっしゃる子供というのは、その施設に対して、本来必要な保育料というのはお払いになられてます。その不足部分といいますか、施設としての不足部分というのを、市町村というか、和気町のほうに請求があって、それを施設に対して給付をしている、そういう流れになります。

（11番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 決算認定資料のほうで21ページを御覧ください。5の教育費委託金として、一番下、主体的な学びの基礎づくりの事業委託金として66万2,810円が計上されておりますが、これですが、本荘小学校が入ってないように思うんですけど、これは今後、本荘小に関してはどうしていくのかっていうのを少しお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

御質問をいただいた主体的な学びの基盤づくり事業ですけども、これは学校の希望によって、放課後に補充学習として、地域の方の支援をいただきながら進めているものです。特に、例えばバスの待ち時間等を活用して行っている小学校も多く、本荘小学校のほうは別の時間に補充学習をしておるという実態がありまして、これについては、この事業だけではなくて、全教育活動を通じて子供たちの学習を進めているところです。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 本荘小はバスがないということで、ほかの学校はバスの待ち時間で勉強とかすると分かったんですけど、もしも、じゃあ本荘小が朝の時間とか使っちゃってちょっと勉強するときに人が足りないっていう場合には、学校からそういう申請とか希望があれば、この事業でできるという形ではよかったですか。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

そのとおりで、学校のほうが様々な取組を考えて、それによって申請をされるということでございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 決算全般でお聞きしたいと思います。ページで言えば、これ、監査意見書の中の11ページ、12ページの辺をお聞きしたいと思います。これは考え方といいますか、担当課長、それから町長という形で、今現在での考え方というのを、この意見書に対する考え方、どういうふうに考えとんかということで、まず11ページは、公共施設及び公有財産についてということで、その一番最後、適正な施設管理と併せてという、この項目、僅かな字数ですけども、これ、重みのある言葉であるし、それからこれ、毎年、監査意見書ではこういう形が出るとは思いますが、今回、あえて質問するわけですけども、担当課として、その辺の、いわゆる施設の適正管理、私が深読みすると、今現在の、いろんな公共施設は直営から外部委託、そういうことがあるんで、私は適正な施設管理というのは、外部委託を含めてこれから将来的にこういうことを検討しなさいよという、私は深読みといいますか、そういうふう感じておりますけども、その辺を含めての考え方をお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、12ページのまとめのほうですけども、これも先ほどの決算質疑等ございましたけども、新たな自主財源の確定と、これも毎年といいますか、監査意見書で出てますけども、その辺、まあまあ、いつものとおりだからということではないと思いますけども、これ、やっぱり大事な指摘、指摘というか意見ですので、この辺の自主財源、今日の話でも、今年、5年度ではふるさと納税が2億8,000万円ということで、もう大きな大台、もう何年前は2億円も行かないと、1億数千万円ということでしたが、2億8,000万円、これは結構なことですけども、これも自主財源というか、これは岡山市のそういうことでの提携ということですけども、これとは別に、これを増やすことも大事ですけども、新たな自主財源ということで、その辺の考え方が、今現在、すぐ特になければ、これから検討するんだというのか、企業版ふるさと納税もありますけども。あと、若干、戻りますけれども、例えばボートレースなんかのあれは、新たな財源じゃないけども、あれ、二千七、八百万円の財源ということで、これ、和気町にとっても大きな財源ですけども、これとは別に、あれは不労所得とは言いませんけども、町として、担当課、まち経営課になるのかどこになるのか。その辺の2点、抽象的ですけども、今現在、執行部としてそういうことに対して、監査意見に対してどう考えておるのかという、今現在での考え方を御返答願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 失礼いたします。

まず、1点目の11ページの適正な施設管理についてですが、議員、外部委託の件について御意見いただいておりますが、文章中を、その前の表現を若干述べさせていただきますと、やっぱり修繕料等、大規模修繕が想定されるという表現が、その前のところに係っておりまして、町としてもいろいろと公共施設を管理していく中で、長寿命化であったり、そういったところで修繕が必要になってくるところが多々ございます。保全をしながら、適正に保全管理を行いながら、その施設の耐用年数を延ばしていったりであるとか、また各施設の修繕費が上がってくるんですけども、査定するときでも適正な保全管理ができているのかというところを各施設の担当にも聞いておりますので、そういった面から、財政的な面から申し上げますと、適正な修繕、適正な施設管理ができていくか、そういった管理についての監査委員からの御指摘と受けておりますので、財政課としても、担当課としても、適切な修繕管理に今後も努めていきたいというような捉え方として考えております。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

新たな自主財源ということで、私のほうで申し上げられるものというのは限定されてまいりますが、まず先ほどから出ておるふるさと納税につきましては、本当に日々、新たな、新しい返礼品の開拓というものは、アンテナを張って増やしていったらという状況です。

それから、あと企業版ふるさと納税につきましても、今年度も積極的に動いておりまして、もちろん町長、トップセールスということでやっていただいている部分については多々ございます。こちらについても実績を上げていくということで、自主財源を増やしていくことをやっていきたいと思っております。

また、ボートレースにつきましては、あそこは利用者が増えれば額が増えるというようなことになっておりますので、そこにつきましてはそういった形で、他人というか、外のあれになるんですけども、そういった状況になるということで御理解いただけたらなというふうに思います。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ふるさと納税のほうは、引き続き努力していただくということでいいと思いますが、先ほどの財政課長の大規模修繕といいますか、これはその前に和気町全体の資産の管理は、普通資産とかいろいろありますけども、その辺の建物ごとの、そういう基の、この施設が今後どうするかという、総合管理計画じゃありませんけども、もともとのそこをせないと、修繕は必要ならするという、その都度じゃいかんし、全体として

リストアップして、和気町の、多分、書類はあるんかも分からんけども、例えばこういう一つ一つの建物の分析検討というんか、これはもう将来的にはなくして、公共施設のこれからもう、いずれにしても存廃というんか、必要なんで、その辺のことまで検討をする必要があるんじゃないかねえかなということが1つと、それから残す以上は、今の直営管理がいいのか、もう将来的には私はそういう公共施設も周辺の、全てじゃありませんけど、周辺施設というのは、これはもう、全国的にはそういうこともやってましようけども、もう外部委託で、そういう形で、直営じゃなしに、そういう形があると思うんで、その辺も含めて考えたらどうかなということも含めて、その辺、どんなでしょうか。これ、大事なポイントになりますんで、大きな一つの管理、例えば極端に言えば、図書館だとか体育館だとか、例えばの話だけでも、そういう施設を今現在、現状でいいんだというのか、それとも将来的にこういうことを含めて、範疇に含んだという、この監査意見書はそこまで含んでねえんかも分からん。言われるように、修繕を取りあえずやりなせえということかも分かりませんが、私はこれを読むのに、将来的に、これから5年、10年考えたときには、少しその辺を抜本的に、公共施設のリストアップしながら、ピンからキリまで言いません。大きいところはこれはどうすんでというようなことはつくつとるということで、また教えてもらやあいいんだけども、その辺の考え方を、担当課長、ありましたけども、町長、その辺の将来的な、将来という、これ、大きな命題ではあります。その辺、考え方がありましたら御答弁願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 議員のほうもおっしゃったように、ここの公共施設及び公有財産についてという箇所は、先ほど海野課長が答えたとおり、毎年度の多額の修繕費が執行される中という部分に絡んで、削減をしていくようなことだろうというふうには思いますけれども、御指摘があったように、今後、不要になった施設をどうするのかということでは、指定管理を含めた外部委託のことにつきましては、私は不用な施設は、できるところは解体をしていって、身軽にしていくということは検討が必要だろうというふうに考えますし、ただ指定管理につきましては、体育館なども、人口規模から考えますと、指定管理というより、やはり町民の方々が少しでも使いやすい体育館にしたいというふうに思っていますので、指定管理にすると利用料も高くなるというようなことにもなりますから、現状では町が運営をしていくというふうに考えています。

（7番 居樹 豊君「分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩とします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第58号令和5年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） すいません、201ページに、これ、出産育児一時金が出ているんですが、基本的な質問です。支出済額が42万円になってるんですけど、これは1件は、今、たしか基準は50万円になってるんじゃないかなと思うんですけど、予算では300万円で、支出済額が42万円っていう、ちょっとこれ計算が合わないっていうか、50万円になってんじゃないかなというように思うんですけど、どうしてこういうふうな額になって、不用額が258万円になってますね。その辺、説明をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

出産育児金につきましては、令和5年4月1日に42万円から50万円に改正をされているんですが、こちらのほうは改正前に出生のあった方、お届けが遅かったために42万円の支給になっております。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） それにしても、これ、42万円っていったら1件ですよ。何か少ないような気もするんですけど、予定では50万円の300万円、6件で予定しとったんですか。国保の被保険者で言うと、出産する数はそれぐらい少ないということなんですか。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

国保につきましては、令和5年度中は2件の出産を見込んでおりましたけれども、国保加入者、国保被保険者の方の出生届はございませんでした。令和4年につきましては、先ほどの1件だけがお届けがあったということです。よろしく願いいたします。

（11番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 決算書189ページと認定資料は85ページ、また不納欠損の額のことで。

これも約1,000万円を不納処理ということなので、これも年間200万円ぐらいかかっている。当然、同じ手続をされる、同じ基準に基づいて、税務課と同じように住民課もされると思うんですけど、多分っていうのもあれなんですけど、横の情報連絡で、ほぼほぼ町税と同じ方がそうなるっていうようなことは調べておられるかどうか。

それと、同じ方であれば、当然のことなら横の連携をすれば、催促するのも一緒に出せばいいのかなっていうようなことを考えたりもしますが、そのあたりだけ教えてください。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

まず、御質問の国民健康保険税の不納欠損内訳でございますが、不納欠損の処分が74名、1,013万7,097円となっております。内容につきましては、地方税法第18条の消滅時効に該当するもので、5年間、支払いを行使しないことによって、時効が中断されず、5年間経過の後、不納欠損を行うものでございます。

議員御指摘の一般の税と、それから国民健康保険税について、同時に連携を取りながらできないかという御質問でございましたが、国民健康保険税につきましては、税務課のほうを担当いたしております、一般の税と同じように実施をいたしております。

なお、ダブった方はいらっやらないのかという質問でございますが、国保税に加入しとる方で一般の税を不納欠損なさっている方はたくさんいらっやいます。しかしながら、どちらを優先するというのではなく、税については確実に徴収していくものでございますので、滞納整理等、厳しい措置を取りながら対応いたしております。

ます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 国保税ということから税金ということで、全部がということよく分かりました。ただ、今、おっしゃるように、多分、同じ理由で、つまり財政的に厳しいから両方払えないというのが往々にして推察される話だから、それを含めて、前、さっき、ああ町民税は200万円だと言うたけど、こっちの国保税、また200万円、つまり年間400万円は落としていかなあかんのかなと言うたときに、やっぱりそれなりの対応、特に同じ方が両方納められないということであれば、それなりの対応もあるのかなと、今思いました。分かりました。

質問は以上です。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第59号令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第60号令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第61号令和5年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第58号から議案第61号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号から議案第61号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号から議案第61号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第62号令和5年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第62号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第63号令和5年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 321ページ、委託料で支出済額1,839万2,000円で、測量設計委託料が1,760万円ってということで、これは駐車場を増設するというか、その分の設計委託料でしたかね。それは、何か一遍通らなかつたような気もしたんですけど、その辺、これはどういう費用でしたか、もう一遍、確認をお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

この測量設計につきましては、駐車場整備の測量設計でございます。こちらのほうはJRコンサルが受注しております。予算につきましては、測量設計については予算を議会で議決していただいております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、同僚議員が言いましたけど、同じ項目ですけども、この1,760万円、これは令和5年3月の工事関係で1億1,100万円が修正で削減ということですけども、これは皆さん、御存じですけども。この1,760万円のJRコンサルの成果といいますか、それはある程度、本工事の、削減になったけれども、これは無駄金じゃないと思いますけども、その辺の考え方といいますか、結構大きな、1,700万円というたらごつい感じですけども、物事を言うときには、事前のあれで、本体がなった場合は、調査、委託料なんかはなることがありますけども、これについては公共性の高い中身ですし、今後の考え方といいますか、進め方、その辺の現状の、当初予算の修正可決を受けての今現在の考え方、進捗、現状を教えてくださいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

測量設計につきましては、用地測量、もちろん設計もでございます。そちらの資料については、成果品につきましては、今後、使っていけることが可能でございます。その内容につきましては、以前、全員協議会で議会で御説明させていただいたとおりでございます。

それと、今後の駐車場についてでございますが、以前、エレベーターも含めた御説明の中で、エレベーターとともに考えていきたいということを申し上げておりますので、そのとおりに頑張っていきたいように考えております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今の部長の御答弁は、一応エレベーターということで、全体の進捗から見れば、少し先送りといいますか、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 当初で本体工事が修正可決をされたということも受けまして、そのときに議員の皆さんからの御指摘も受け止めながら、エレベーターと同時に進めていきたいように考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第63号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第63号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第64号令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第64号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第64号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第64号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第65号令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第66号令和5年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第67号令和5年度和気町上水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 議案書381ページ、令和5年度の和気町上水道事業、剰余金の計算書です。この見方がちょっと分からないので御説明いただきたいのは、利益の剰余金のところに当年度純利益で2,729万4,285円とあって、下の案として、当年度末残高が、この辺は合うんですけど、その下の条例第2条による処分額ということで、減債積立金の積立てが136万4,000円となってという、これは全然、上の表とは別の表だから、上とは関係ないわということで理解したらええのかな。ちょっと分からなかったもので、6億495万5,591円という数字が当然出てこないのは案だから、今回のこの議会で認可をしないと上の剰余金計算書は触れないということなのか、そのあたりの説明をしてください。私自身が理解ができてない。すいません、お願いします。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

神崎議員のおっしゃるとおりでございます。上のほうは剰余金の計算書となっております、あくまでも当年度の利益が余ってる、剰余しているものが2,729万4,285円あるということになります。下の段の4番

の表のほうが処分計算書となりまして、減債積立金のところに136万4,000円となっておりますが、これは、先ほどの今の2,729万4,285円を20分の1の金額ということになりますので、その計算をもってはじいた金額を、この議会で承認をいただいた後に処分をするということになりますので、議員がおっしゃったとおり、その金額のところが合っていないということになります。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 分かりました。そうしますと、上の剰余金のところの2,700万円のうちの、今おっしゃられた20分の1が減債の、これがまたややこしいんですけど、積立金が減れば、町としてはいいということなんですか。利益が出たものを当て込んで、6億600万円というのが6億400万円に減るわけだから、処分後は、減債積立金というのは少なくなると町にとって有利なのかどうかというのが1つと、それから当然、20分の19、あと2,500万円ぐらいは当期の純利益として残って、これはまた別のことでというか、利益出しやあいいんだけど、そういう格好で、この後の最終、この議会を経た後のこの決算書というのは、また見せてくださいと言えれば閲覧ができるという状況というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

4番の表のほうでございます。未処分利益剰余金6億631万9,591円で、最後、残高のほうが減るといいう形になりますが、これ、剰余金が減ると。剰余金のものから20分の1を取って減債積立金のほうにお金を、要はプールをしておくということになりますので、剰余金自体は減ってくるんですけど、減債積立金のほうが増えてくるということになります。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第68号令和5年度和気町簡易水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一応この項目は、この資料の422ページに全体的に説明もありましたけども、分かりやすく書いておられます。内容的には、皆さん御承知のように、簡水は赤字体質と言うたらおかしいけども、そういう状況の中で、ここにありますように、5年度も3,700万円ほどの損益計算書で赤字ということで、これはこの件につきましては、先ほどの決算の委員会の監査委員のほうでも使用料金設定を検討しということで、これはただ見合いですけども、監査委員の方もそういう指摘といいますか、今後のことということで、それと今のこの422ページのこと、その辺のこと、私の個人的な意見を言わせてもらえば、今までどおり繰り出しという形で、方策としては、ただ言いたいのは、毎年、特に簡水の場合は赤字ということで、供給単価、原水、仕入れよりもということ、もう理屈は分かっただけですけども、これ、なかなか根本的な解決は難しいということで、あとは指摘では料金見直しの検討ということですけども、あえてここで言いたいのは、物価高騰という中で、これは私の意見ということで、公共料金、特に最たるもので、これは町としてやっぱり将来的にも限界まで頑張っていくというようなことの、公共料金ということで、生活関連で大きいですので、その辺の料金見直しとかという検討、するのはいいんですけども、実施するというのはまた別ということで、検討はせにやあいけんけども、その辺の考え方、公共料金に対する、特に物価高騰の中で、その辺のこの水道料というのは大きい問題ですので、その考え方は、今現在でどう考えておられるかということ、これ、担当課長というよりも町長のほうで、いわゆる公共料金の最たるものです、これ、その辺、どう考えておられるかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先般も我澤議員のほうからもそのような御意見も、御質問も出されてはいますけれども、私、水の問題はもう本当に、居樹議員がおっしゃるように、直接生活に関わってくるものだというふうに考えています。現在は何とかやっていけるという状況でございますので、現時点では水道料金の見直しをする考えは持っていません。そのように御理解よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） すいません、一般質問でも水道の話はさせていただくんで、細かい点、1件だけお願いします。

決算書の423ページの右の表です。今、同僚議員がおっしゃられたように、給水原価が供給単価を上回っているのがここ3年ほど続いています。特に令和5年度については、急激にいろいろ、修繕費とか上がって、給水原価が上がってるわけですが、今後の見通しです。これがどの程度、令和5年度だけのこういう現象なのか、それとも今年度以降、この程度の原価になってくるのか、教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

供給単価と給水原価のお話になっておりますが、近年、コロナ禍から以降、修繕のほうが高騰しております。これが将来的にどういうふうになっていくかということなんですけれども、上水道事業、簡易水道事業、それから下水道もそうなんですけれども、維持管理費は徐々に高騰していくというふうには見ております。ただ、維持管理につきましては、単年単年でやっておりますので、その1年間の中で修繕が多い年もあれば少ない年もあるということにはなります。将来的なことを考えての更新事業なんかは、今の水道ビジョンですとかストックマネジメント計画によって進めてはっておりますけれども、今のこの老朽化してきた施設全般のことを考えていくと、この給水原価というものが徐々に高くなっていくということは明確なものではないかなというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 今後も令和6年以降、そういうふうな、修繕費とか高騰で給水原価が上がっていくということがよく分かりました。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第69号令和5年度和気町下水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第65号から議案第69号までの5件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第65号から議案第69号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第65号から議案第69号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、議案第70号及び議案第71号の2件についての質疑を行います。
まず、議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第71号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第70号及び議案第71号の2件の質疑を終わります。
お諮りします。
議案第70号及び議案第71号の2件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。
したがって議案第70号及び議案第71号の2件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第3)

○議長(当瀬万享君) 日程第3、議案第72号岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番(西中純一君) これは、令和6年12月2日以降に健康保険証、後期高齢者についてもこれがなくなるというのか、これ以後は新しく発行しないということによって、こういう第4条関係のこの被保険者証というのがなくなって、被保険者資格者証じゃなくて資格確認書ですか、もしマイナンバーカードを作らない人については資格確認書というものを送って、それを基にして保険診療を医療機関がするというこの規約改正ですよ。それだけ確認を。

○議長(当瀬万享君) 住民課長 竹内君。

○住民課長(竹内 香君) 失礼いたします。

議員おっしゃられるとおりでございます。12月2日以降は紙の保険証を発行しなくなりますので、資格確認書のほうで対応させていただくというこの改正になっております。よろしく願いいたします。

○議長(当瀬万享君) 11番 西中君。

○11番(西中純一君) ごめんなさい、じゃあもう一遍、再質問。今の持つとられる保険証自体は、これはいつまで有効なんですかね、今の。例えば私なんかが持っているのが、これは国保ですけど、来年の7月ぐらいまでだったと思うんだけど、有効期間は、この保険証っていうのは、今持っている分はどうなるんですか。

○議長(当瀬万享君) 住民課長 竹内君。

○住民課長(竹内 香君) 失礼いたします。

後期高齢者証、それから国民健康保険者証につきましても、8月1日に更新をしております、それから1年間、来年の7月31日までの有効期間の間は今お持ちの保険証を使っていただくことができます。

(11番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第72号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第72号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第72号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議案第73号から議案第75号までの3件についての質疑を行います。

まず、議案第73号和気北部衛生施設組合の解散についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第74号和気北部衛生施設組合の解散に伴う財産処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第75号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第73号から議案第75号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第73号から議案第75号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第73号から議案第75号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、議案第76号から議案第78号までの3件についての質疑を行います。

まず、議案第76号和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） すいません、資料、乗合タクシーを5地区についてやるということで、基本的には、だからこれが通った段階で、あとまたそういうタクシー関係の会社と契約をして、委託をしていくということですよね。かなり人口が少なくなっている地域で、あれですけれど、要するに、利用が今のバスではできにくいということでこれをやるということなんですよね。これ、いつ頃で、じゃあこれができるかと契約をするということなんですか、それだけお願いします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

この事業が10月1日から開始を予定しておりますので、9月中には契約をしたいと考えています。

(11番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ほかに質疑はありませんか。

10番 広瀬君。

○10番(広瀬正男君) この乗合タクシー、タクシー業者、2件、和気町内にあります。この2件との契約になろうかと思うんですが、この走る範囲です。木倉、丸山、南山方、奥塩田、北山方とあるわけですけど、この運行経路は、2件の業者でどのように割り振りをされておられるか、教えてください。

○議長(当瀬万享君) 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長(河野憲一君) ありがとうございます。割り振りなんですけど、実を言いますと、タクシー事業者、3社ということになります。和気タクシー、ふじタクシー、佐伯タクシーという3社という扱いになります。この件からいって、和気タクシーが木倉地区、それから山の上である南山方、丸山、北山方方面へは佐伯タクシーが行くというような考えでおります。また、業者との打合せの中でも、例えば今までデマンド型のタクシーでありました、予約してもタクシーが来ないというような意見があったことも事実でございますが、その際には、代わりに和気タクシーに依頼したり、それからまた和気タクシーが行く範囲でも、佐伯タクシー及びふじタクシーのほうが動いたりという形を打合せをしておりますので、そのように対応していこうと考えております。

○議長(当瀬万享君) 10番 広瀬君。

○10番(広瀬正男君) ありがとうございます。佐伯タクシーっていうのはどこの業者のことなんですか。ふじタクシーと和気タクシーだけかと思っただけなんですけど、うっかりであれなんですけど。

それと、今おっしゃられたように、木倉というか、こっちの和気地区と佐伯地区で大分路線の多さが違うと思うんですけど、タクシー業者とはもう納得いただけるようなお話はできているんでしょうか。2点。

○議長(当瀬万享君) 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長(河野憲一君) 失礼します。

佐伯タクシーといいますのは、社長はふじタクシーと一緒にございまして、ただ事務所を佐伯に持っておりますので、そのような形で考えております。

もう一つ、路線は、打合せを何度かしておりますので、その中でこのようなことを考えているということで、タクシー事業者とも調整を進めてきて、取りあえず今のところは御納得いただけてるような状況ではございます。

○議長(当瀬万享君) 10番 広瀬君。

○10番(広瀬正男君) ありがとうございます。取りあえず、タクシー業者の間で取り合いというたらおかしいんですけど、不公平がないように、しっかりお話を進めてあげてください。終わります。

○議長(当瀬万享君) ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番(山本 稔君) それじゃあ、質問を1つさせていただきます。

経路なんですけど、木倉地区は和気鶴飼谷温泉側の最終地となるんですけど、和気鶴飼谷温泉じゃなしに和気駅のほうが便利がいいんじゃないかということで伺ってるんですけど、なぜ和気鶴飼谷温泉なのか、経緯を説明してください。

○議長(当瀬万享君) 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

木倉地区の乗合タクシーで出てくる最終点、和気鶴飼谷温泉ということで、駅にはならないかということなんです。町営バスへ接続するという大きな目的がございます。それで一番のポイントとなる拠点、それから今現在、8路線が和気鶴飼谷温泉には入ってきております。そこへの乗り継ぎという形で考えておまして、和気鶴飼谷温泉を選択をいたしております。よろしくお願ひします。

（6番 山本 稔君「よろしい」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 先ほど同僚議員と続きの部分もあるんですけど、指定停留所として、バスの乗り継ぎについて便がいいということで和気鶴飼谷温泉になってると、木倉地域はなってますけど、よく声で聞くのは、病院まで行きたいなことで、近くに大きな病院があります。例えばそこまで、どちらか選べるとかっていう2択の選択肢の停留所とか難しいのかということと、あとほかの地域、丸山、南山方や奥塩田、北山方につきましても、佐伯庁舎までの停留所となっておりますけど、できたらサエスタとから辺まで行けると、行事とか参加しやすいとか、近くの商店とかに寄って買物もしやすいという声も聞かれますけど、もう本当に1か所ずつで停留場所っていいののか、もしくは2か所とか用意して、どちらか選べるっていう形には難しいのかということが1つと、あと議案書のほうの46ページのタクシーに関する条例についてなのですが、第7条、乗合タクシーを使用する者として、乳幼児や小・中学生が通学するときや、和気鶴飼谷温泉を利用したときは当日のみは無料と書いてありますが、高校生などは学生として対象になるのは難しいのかということをお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

木倉地区の場合の、例えば病院でありましたり、佐伯地域の佐伯庁舎までということに対してのサエスタまでという運行なんですけど、先ほども申しました、町営バスへ乗り継ぐという一番直近のかなりのバスが集約されている場所が和気鶴飼谷温泉であり、佐伯庁舎ということになっています。当然、乗換えは必要になりますが、和気駅に来るんでもサエスタへ行くんでも乗換えをしていただくような形で、今現在は考えております。

それから、予約型、乗合タクシーが無料になる場合、今、3点、山野議員のほうからいただきましたが、高校生は、現在、対象として考えておりません。小学生のスクールの関係の通学の関係、それから中学生までを配慮しているような状況でございます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） バスの関係で、やっぱり停留所は固定ってことで話は聞きました。しかし、使用する側から考えると、やはり選択肢があるっていいのはすごい利用しやすい形になりますので、また検討のほどをお願いしたいと思います。

あと、もう一つの高校生は対象外ってことなのですが、特に佐伯地域とか北山方や南山方、山のほうになりますので、もしも高校生がその地域に住んでいた場合、帰りが遅かったりして、サエスタら辺までは自分で何とか帰ってきたにしても、そこから自宅に帰るのが難しいって場合も生じると思うんです。実際に佐伯の方からは、高校生が部活を終わって帰ってくると、毎日、駅まで迎えに行ってるということも聞いております。なので、そうした配慮によって、そういう山のほうの方でも、高校生になってもその地域から通えるということになると思うんですけど、検討はやはり難しいって形でしょうか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 町営バスの関係で、その一部を予約型の乗合タクシーに考えるということで、これを進めております。実際に運用できる時間帯と高校生が部活を終わって帰ってこられる時間帯というのがマ

ツチするのかなのかというあたりとか、議員がおっしゃるように、そこまで配慮ができればいい方向に行くのかなという、山の上からでも高校へ通えるというようなことがあり得るのかもしれませんが、今現在はそこまでは考えておりません。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） これが10月1日からスタートいたします。この後、今現在、山の上、南山方や北山方の地域に対しての住民の生活を守るためにということでスタートさせていきます。スタートさせて、期間がたつにつれていろんなことが出てくるかもしれませんが、その一つとして、今後、研究をしてみたい課題ではあるとは思っていますので、そこは、できるできないにかかわらず、次の、地域の方からの御意見も踏まえて、また精査していけたらなというふうに考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 10月1日から導入してみて、地域の方の声も聞きながら、また使いやすい形にしてもらえるようによろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 46ページの条例、予約の手続関係をお聞きするんですけども、今ありますように、第7条の1、2、3、これ、利便性ということでもいいことだと思うんですけども、この方も同じように予約時間、その都度というんか、煩雑じゃなと思いつながら、もう少し簡単な方法があるんか。これ、やっぱり一回一回、ただし書の方もせにゃあいけんわけですね、原則からいえば。そのスポットに乗る人、どっちか言うと、通常の人とは違って、これ、たとえ書きのほうは例外的な方で使うんですけども、その方も同じように予約、規則にありますけども、10時とかありますね。その辺はもう原則どおり、予約なかったらアウトということなのかどうか、これ、確認の意味で。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼します。

基本的には予約がないと行きませんので、乗ることができません。乳幼児の方が自分で乗車の予約をされるとは思っていないし、それから予約型の乗合タクシーは予約に対して走りますので、予約がない限りは走らないというような形になります。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 原理原則分かります、予約ですから。ただ、これ、特にただし書のほうですから、子供なんかの場合は、通学なんかに言うても、ほんなら一回一回、これ、このとおり、規則どおりいけば、毎回、一回一回予約ということで、これ、手間でもしていただくということで、そういう面では、利便性はええようなけど、予約というかなり、これはしょうがないと言いつながら、何かもう少し利便性というんか、予約を一々というのが、これはシステムとしてできんのかも分かりませんが、その辺、何かいい、これは毎回毎回、特にただし書のほうが、子供やこう毎日毎日、役場のほうへということになる、実際の、10月からの想定ですから、私、まだ頭に、こう見たらこれはちょっとなと思うたんですわ。通常の場合はええですよ。地域の方の、木倉で通常ベース、これはあくまでもただし書の通常以外の分だから、何かその辺のあれが融通、もっと簡単な方法でもあるんかなと思うたり、例えば今週まとめて、子供やこうじゃったら、学校、今週1週間分というようなことも、私、今のは思いつきだけでも、そんなことしないと、スポットの一日一日の分、これはまあええわ、地域の方のホームベースは、だけど、ただし書のほうの、特に子供なんかの、これやこうは通学に使用するときじゃから、ある程度、毎日というようなことの想定されるんですけども、その辺の簡単な方法というんか、その辺までは考えておられるんかどうか。いや、もうそれいかん、一回一回じゃというて、毎日、言わないけんね。その辺がちょ

っと。もっと何かええ知恵がねえかなと思うて思いますんで、確認の意味で、どういうように。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。第7条については、使用料が無料になるケースを書いております。今、議員がおっしゃっていただいたケースなんですけど、現在、スクールバスを学生は基本的に利用されます。例えば、小学校も行ってたんだけど、今年から中学生になって、実は帰りのスクールバスってというのがないんですってというようなことになる場合のケースには予約をしてくださいということになります。非常に、今現在では限られたケースしかないかなと思うんですが。以前には、毎日乗るからということになって、タクシーが待ってたんだけど、乗られなかったとかということで、タクシーが待ちぼうけをしてしまったというような事例もあることから、1回ずつ予約をしていただくというような形、もしくは明日もお願いしますねという形になるかもしれませんが、基本的にはもう1回ずつ、今日は必要ですということをお願いをしていただけたらと思っています。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第76号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第76号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第77号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） すいません、後期高齢者で大体聞いたんですが、実際に今のマイナンバーっていうのは、子供まで含めてどれぐらい対象者がいて、どれぐらいが今、作ってるのか、その辺はどのような状況になつとんですか。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

マイナンバーカードの交付状況なんですけれども、こちらが8月25日現在になりますが、82.13%、1万801人の方がマイナンバーカードの交付を受けておられる状況でございます。県のほうでは87.3%、国のほうでは80.61%の交付状況となっております。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） それで、これは法律上、とにかくもう保険証を廃止するというふうになって、半ば、今、本当は作るときに、マイナンバーが制定されたときには強制ではないというふうになったんですけど、かなり皆さん、追い込まれて、保険証が使えんのじゃったら、作らにやあしょうがねえわというて作っておられる人もおられるようなんですけれども、今の、変な話が自民党の総裁選では一部の方が見直しというか、延長も考えられると、廃止をというようなことを言われてるようなんだけど、今、本当に今後のあれっていうのはどういう状況なんですか。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

予定では12月2日以降には紙の保険証が発行されなくなってくる。マイナ保険証のほうの御利用をいただ

くようになってくるんですけども、御利用いただくことで、よりよい医療、どういったお薬を投与されていたとか、あと以前にどういった健診を受けられたとか、そういったことで、よりよい医療を受けていただきやすくなります。資格確認書だけでしたら、その方の保険の資格、それから住所、お名前、生年月日、そういったことのみ確認になってきますので、お薬の情報ですとか、過去の健診とか医療状況が分かりませんので、マイナ保険証使っていただくと、過去の情報等と結びついて、これからよりよい医療、診断のほうを受けていただけるということで、交付のほうを進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 結局、今までのやり方がかなり拙速だったというふうなことで、結局、マイナで確認できなかったりした、トラブルって、機械のあれかどうか分からない、その場合は全額一旦負担して、後から返してもらおうと、保険の負担の分を。そういうふうなことがあって、それでお金がない人は大変な状態になったりっていうふうなことが起こって、それから医療機関としたら、そういうトラブルがあると困るんだと、診療に影響するっていうことで困るということなんだろうと思うんですけど。それこそほかの人にひもづけされていたら、これはもう全く医療事故が起こる可能性があるんで、本当にいいものを作る、マイナンバー、何もトラブルがなければ本当にこれは、口座の指定なんかもできるし、交付金を出すときにも簡単にできるんですけど、そういういろいろなトラブルが今まであったということで、国民の方の不安が解消されてないから、今の延期してくれとかいろいろなことあると思うんで、ぜひ慎重に今後ともやっていただきたいというふうに思う、意見だけをじゃあ、すいません、言っときます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第78号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第77号及び議案第78号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第77号及び議案第78号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第77号及び議案第78号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議案第79号から議案第89号までの11件の質疑を行います。

まず、議案第79号令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） まず、71ページですか、小学校費の県の補助金で、小1グッドスタート支援事業補助金、これが55万8,000円、この時期にこういうのが、新学期よりちょっと前だったら分かるんですけど、意味がよく分からないので、どういう内容か教えていただきたいと思います。

それから、77ページかな。委託料で119万9,000円、危険木伐倒委託料ですか。道路に面した、何かそういう危ない木をとというふうなことで、どの辺を今度は倒されるのか。前、山田小学校のさくらの木を倒した

ん、いろいろ不評があったりしたんですけど、場所はどこなんでしょうか。

それから、同じところですかね。負担金・補助及び交付金、農林水産業費の真ん中辺のところ、農林業振興対策補助金、ぶどう棚の新設一部助成ということで66万9,000円、これもどこの地域に、どういう方にこれは助成されるのか、そういう内容をもうちょっと詳しく教えてください。

それから、最後、83ページの学校給食共同調理場費で、需用費、修繕料88万円は、これはどこの何を修繕されるんですか。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

それでは、まず小1グッドスタート支援事業について御説明いたします。

この事業は、児童の基本的な生活習慣の確立や基礎学力の向上等を図り、義務教育の円滑なスタートを切ることができるよう支援することを目的に、地域住民等を学級担任等の補助を行う支援員として、小学校第1学年に市町村が配置する、その場合の補助金が、御質問があった補助金でございます。この補助要件ですが、一クラス30人以上の児童がいる1年生の学級ということになります。ただし、和気町の場合、31人から町費で2クラスの弾力化をいただいていることにより、1クラスが30人ちょうどの場合が該当いたします。今年度、和気小の1年が該当するわけですが、転出入の関係で、最後までこの30人で1年生が確定するかというのは、なかなか確定が難しいところございました。また、県からの補助金として、補助額の決定が年度途中になるもので、このたびの補正を行ったところでございます。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

それでは、議案書の77ページの林業振興費、危険木伐倒委託料の119万9,000円です。こちらの施工場所でございますけども、国道374、矢田地内、長楽団地のところから南山方、りんご園のほうに向けて上がります道、町道南山方奥塩田線を今回は予定をいたしております。町道脇で、松くい等によりまして立ち枯れております木が道路に倒れるといったような事案が、多数、確認をされておりますので、通行の安全を確保するためというような意味合いで、今回は県の補助金と合わせて森林環境保全の基金繰入金を財源として施工を予定をいたしております。

なお、枯松は沿線に多数ございまして、今回のこの予算で全てを除去するということはできかねますので、今後においては年次的に事業実施をしてみたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、77ページ、農業振興費の負担金・補助及び交付金、農林業振興対策補助金66万9,000円の説明をさせていただきます。

まず、この補助金の事業名でございますが、岡山ぶどう産地強靱化事業でございまして、ぶどうの産地拡大、それから就農者の確保対策などを目的とした岡山県の補助事業でございます。今回はぶどう棚の新設、かん水施設の購入に対する事業として、歳入のほうで66万9,000円、それから77ページの歳出のほうで同額を計上いたしております。

事業主体につきましては、計画的に取り組むということで、JA晴れの国岡山、岡山東ブドウ生産協議会というものが事業主体でございまして、旧岡山東農協管内をベースにしました9名の方、今回、事業で該当になっている9名の農家に対する補助事業でございます。その中で、今回、和気町の矢田地内の方が1人おられますので、事業の性質上、行政を経由しての事業主体の交付ということになっておりますので、今回、予算計上させていただきます。

事業内容につきましては、ぶどう棚の新設、かん水施設の設置に対するもので、対象事業費は200万9,050円、材料費のみでございますが、その3分の1以内の補助事業ということでございます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

82ページ、83ページの学校給食共同調理場の修繕料88万円、こちらは、場所は和気の調理場の下処理室のエアコンが故障いたしまして、これは平成22年製のエアコンでして、このたび故障いたしましたので、同じような型のエアコンに更新するものでございます。緊急対応させていただきます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第79号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異論なしと認めます。

したがって議案第79号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第80号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 96、97ページと98、99ページなのですが、一般会計繰入金32万4,000円、職員給与費等繰入金になっております。98、99、歳出のほうで一般管理費32万4,000円、通信運搬費（郵便）になっとなすけれど、一般会計から職員給与として繰入れしたものが通信運搬費に使える。これ、印刷ミスか何か分かりませんが、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

こちらは、事務に当たる、事務費についての繰入れ分となっております。事務費分、健康保険証の郵便代、職員が事務に当たる、その事務費分についてを繰入れすることとなっております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 一般用語として、職員給与費等の繰入れということになれば、職員の給与に充当すべきだと思いますし、この表現はいかがなものかと思えます。間違いがなければいいんですが、表現の違いは訂正をお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

表現のほうに間違いはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 表現に間違いがない言われたら困るんじゃないけど、間違いがあるんじゃないですか。職員給与費等繰入金、一般会計からの繰入れです。職員の給与として繰り入れたものを通信運搬費に使うというのは、おかしい話になりませんか。これが正しい表現だ言われたら、なかなか理解できません。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

こちら、職員給与費等繰入金ということで、事務費分も入っているものとなっておりますので、よろしく願

いたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） これ、保険だけの問題じゃなしと、こういう流れでほかのもんをやられると、ごまかしが利いてしまうわけです。議会のほうも不信を持ってやらざるを得ないようなことになるんで、表現方法をきちり、財政課長にもよろしくお願ひしときます。もう担当課長がそう言われるんで、しつこう言う必要はないんですけど、議会の我々にも分かりやすい表現、理解してもらえる表現にぜひお願ひします。回答、どちらでもええど。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） この一般会計繰入金につきましては、今回、補正予算でこの項目しか上がっていないんですが、一般会計の繰入金の種類としては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金繰入金と職員給与費等繰入金というような区分に分かれておりまして、たまたま今回、通信費がこの職員給与費等繰入金のくくりの中の事業であったことによる、その表現が若干分かりにくいついていうのが、そういった4つの区分における職員給与費等の通信費に充てている繰入金だということで、御理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第81号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第82号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第83号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第80号から議案第83号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号から議案第83号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号から議案第83号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第84号令和6年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第84号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第84号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第85号令和6年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第85号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第85号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第86号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第86号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第86号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第87号令和6年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第88号令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第89号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第87号から議案第89号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第87号から議案第89号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第87号から議案第89号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、議案第90号権利の放棄についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 質問させていただきます。

債権の放棄なんですけど、平成30年度、本人死亡で3件、金額にしては少ないんですが、債権が放棄されるようになっております。本人死亡の場合は、家族とか、負の遺産となると思うんですが、遺産相続等で請求できるんじゃないかと思うんですが、そこら辺も加味したことで、同じ年に3件もあるというのがよう分かんのですが、ほかの年にはないので、どういうことでこういうふうになったのか、教えてください。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

平成30年度に本人死亡で3件ということで、債権のほうを放棄を考えております。基本的には、家族がおられる場合には家族の方にお支払いをいただいたりですとか、使用者名義変更という形でしていきますので、もし本人が死亡されて債権が残った場合には御家族にお支払いをいただいております。内容については、今、把握はしていませんが、この3件につきましては単独世帯だと考えております。単独の場合には、もう親族が、例えば疎遠ですとか、要は御家族がいない、その水道を使っているその建物、家屋のところには単独でしか生活をしていなかった、そういった場合にはもう債権を放棄をするという形で、家族がいる場合には家族のほうから徴収をするという方向で進めております。

以上とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 内容については分かったんですが、3件もあるというのが不思議なんで、もうしっかり精査された上で行われたのかよう分かんのですが、そこら辺のことを教えてほしい。いろいろ調べて、その個人しかおらんんだということで、家族、親族がいないというのが3件もあったということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼します。

議員のおっしゃるとおりでございます。現場サイドのほうで徴収をすることが適当でないというふうに判断をして、精査をした上で決定をさせていただいております。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第90号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第90号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第90号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、今回1件の陳情を受理しております。議員控室のファイルに整理いたしておりますので、御高覧ください。

明日、9月10日は本会議は休会で、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が開催されます。また、特別委員会終了後に議会全員協議会を開催いたしますので、御出席ください。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時46分 散会

令和6年第5回和気町議会会議録（第14日目）

1. 招集日時 令和6年9月17日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年9月17日 午前9時00分開議 午後1時53分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 山野 英里 | 2番 山田 浩子 | 3番 我澤 隆司 |
| 4番 従野 勝 | 5番 神崎 良一 | 6番 山本 稔 |
| 7番 居樹 豊 | 8番 万代 哲央 | 9番 山本 泰正 |
| 10番 広瀬 正男 | 11番 西中 純一 | 12番 当瀬 万享 |
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------|-------------------|
| 町 長 太田 啓 補 | 副 町 長 今 田 好 泰 |
| 教 育 長 徳 永 昭 伸 | 総 務 部 長 則 枝 日 出 樹 |
| 危機管理室長 河 野 憲 一 | まち経営課長 寺 尾 純 一 |
| 税 務 課 長 豊 福 真 治 | 民生福祉部長 万 代 明 |
| 住 民 課 長 竹 内 香 | 健康福祉課長 松 田 明 久 |
| 産業建設部長 西 本 幸 司 | 産業振興課長 岡 恵 一 |
| 鵜飼谷温泉支配人 大 竹 才 司 | 上下水道課長 柚 本 賢 治 |
| 総務事業部長 永 宗 宣 之 | 会 計 管 理 者 清 水 洋 右 |
| 教 育 次 長 新 田 憲 一 | 学校教育課長 嶋 村 尚 美 |
| 社会教育課長 森 元 純 一 | |
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤 田 裕 靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|--|-----|
| 日程第1 | 一般質問 1. 2番 山田浩子 2. 1番 山野英里 3. 7番 居樹 豊 4. 3番 我澤隆司 5. 8番 万代哲央 6. 5番 神崎良一 | |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、質問者席に移動した後、発言許可を得てから質問を行ってください。質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして一般質問を行います。

2番 山田浩子君は質問者席へ移動してください。

2番 山田浩子君に質問を許可します。

2番 山田君。

○2番(山田浩子君) おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きく3点、今回、聞かせていただきます。

まず、大きい1点目、小・中学校の図書室の現状及びコミュニティ・スクールの取組はということで、まず小・中学校の図書室の現状と予算配分について質問したいと思っています。

小・中学校の図書室というのは、子供の学びにとって重要な役割を担っていると考えます。地域によると、司書の先生が複数校を掛け持ちしていて、毎日、司書の先生がいないという学校もあります。しかし、和気町は全ての小・中学校に司書の先生が配置されており、日々の図書業務、子供たちの学習支援などに取り組まれている、とてもよい環境が整っていると思います。

そこで、より充実した図書室になるよう、現状と予算配分についてお聞きしたいと思います。

所定の所蔵冊数である図書標準についてですが、和気町は標準を満たしているのでしょうか。満たしているとして、その中には傷みのひどい図書、古い情報の図書など、処分すべきものが含まれた数ではないのでしょうか。

また、廃棄する図書についてですが、町営の図書館のように、廃棄対象になった本を希望する方に差し上げるということは難しいのでしょうか。

また、学校によっては、個人の方が寄贈してくださったり、学級費として図書費を徴収していたり、寄附があったりといったことがあります。学校によって図書を整備する環境にも差があるのではないのでしょうか。司書の先生のお話を聞いたところ、生徒の希望を聞いて買いたい本もあるけれど、予算の都合で買えない現状もあるとお聞きしました。予算を決めるときに、各学校の要望等を聞くことはできないのでしょうか。

続きまして、②コミュニティ・スクールの取組と成果、課題、③先生の働き方改革の取組と成果、課題についてです。

昨年から本荘小学校がコミュニティ・スクールの取組をしております。私も今年度から本荘小学校のボランテ

ィアに登録させていただき、様々な方々が学校のこと、子供たちのことに取り組んでいる、携わっていることを実感しております。今年度は佐伯小・中学校が取り組み、来年度は和気小・中学校と聞いております。コミュニティ・スクールの取組についての成果、そして課題についてお聞きしたいと思います。

また、コミュニティ・スクールの取組が教師の働き方改革につながるのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） それでは、山田議員からいただきました小・中学校の図書室の現状及びコミュニティ・スクールの取組の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の小・中学校の図書室の現状ですが、和気町子ども読書活動推進計画を踏まえ、議員おっしゃったように、全校に学校図書館司書を配置し、各校が作成する学校図書館教育全体計画に基づき、読書経験の保障や主体的な学習力の育成を目指して、学校図書館運営を行っております。

御質問をいただきました予算配分ですが、議員がおっしゃいましたように、学級数により定められている学校図書標準の蔵書冊数を考慮し、児童・生徒への公平性を担保するため、児童・生徒1人当たりの基本額に学級数等を勘案しながら、教育委員会が予算額を提示しております。現在の蔵書冊数ですが、少ないところでも標準の130%は満たしている状況でございます。また、毎年度、蔵書の入替えもできております。町立図書館とも連携し、自校に備えられていない本は借りられるように配慮もしております。

次に、廃棄についての御質問ですが、学校においては、廃棄をした本について、各クラスの学級文庫に保管するということがございます。現在まで、個人的な譲渡について等は検討しておりません。

そして、予算についてですが、現在まで、教育委員会のほうに学校から直接に御要望をいただいたということはありませんが、必要不可欠な状況があれば、その都度、個別に御意見を伺ってまいりたいと考えております。

2点目のコミュニティ・スクールの取組です。

昨年度が本荘小学校、今年度が佐伯中学校と、順次導入してまいりまして、来年度は和気小学校、和気中学校で導入されます。和気小学校、和気中学校では、職員研修を実施したり、他校の情報を収集したりして、準備を進めております。既に導入している本荘小学校、佐伯中学校区での取組を御紹介いたしますと、例えば本荘小学校では、コミュニティ・スクールの導入により、設置されている合議制の機関である学校運営協議会で協議した結果をメッセージとして家庭や地域へ発信し、地域絵がかりで子供たちを育てること、地域や保護者のつながりを広げること、本荘地区の活力をさらに増すことなどに多大な好影響がありました。また、佐伯中学校区では、夏休みに地域住民、生徒、保護者、教員が集い、拡大熟議を実施しました。熟議とは、多くの当事者が熟慮と議論によって問題の解決を目指す対話ですが、佐伯学区のよさや子供たちのこれからのことについて、それぞれの立場から活発な議論を交わしました。町内の子供たちの各種調査結果では、郷土愛が高い結果となっており、子供たちの姿からも、地域とともにある学校づくりがコミュニティ・スクールの導入を通して進んでいることがうかがえます。

課題としては、学校と地域とがパートナーとなって進める学校づくり、地域づくりが持続可能なものとなるよう、体制や取組をより整えていくことだと考えております。

そして、コミュニティ・スクールの導入に伴っての働き方改革の御質問ですが、学校運営協議会の中でも取り上げられるなど、地域の皆様の御協力をいただきながら順調に進んでおります。物的、人的環境の状況は、他市町村と比較しても整備されたものとなっております。また、教員の時間外勤務についても、小・中学校で差はあるものの、年々減少しておりますが、働き方改革は単町で進められるものではないため、県内の市町村が同一認

識で統一した取組を進めていくことが不可欠です。しかしながら、現状は市町村で取組や意識にばらつきがあることは課題であり、まずは県への働きかけ、近隣市町との連携などを通じて課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） まず、図書室の現状ということで、予算配分ということでお答えをいただきました。私も今回のこの質問に当たり、各学校のほうを訪問させていただきまして、校長先生及び司書の先生方とお話をさせていただきました。本当に司書の先生方もすごく熱意を持ってそれぞれ取り組んでおられるという姿勢を感じ、すごく感心をしましたし、和気町の図書室に関するそういった整備もすごく進んでいるということは認識しております。

ただ、廃棄の対象になっている図書もかなりたくさん裏の倉庫にあつたりとか、そういったものの処分についても大変手間がかかるというお話もお聞きしております。町営の図書館でしたら、御自由にお持ち帰りくださいというようなコーナーがあつて、処分対象になっているそういう図書を町民の皆様に提供したりということもあるかと思うんですけども、学校の図書を、教室の文庫に行くとはいましても限界はあると思います。廃棄もそうなんですけれども、そういったふうに活用が、学校の図書っていうのが税金を使ってそうやって購入しているものもあつたりするところで、難しいところもあるのかもしれないんですけども、リサイクルといった意味でもそういうふうな取組ができないのかということも、また再度お聞きしたいと思っております。

また、コミュニティ・スクールについてですが、本荘小学校のコミュニティ・スクールの取組が文部科学省のホームページに掲載されたりとか、本当に高く評価されているということは存じております。今年の本荘小学校の入学式に県知事が来られたときにも、そういったところで高く評価をしていただきました。

また、その県知事の話の中で、一方で教師の方が精神的に病んで休職をしたりとか離職したりとかっていうケースが多いというお話がありまして、そういった、ちょっと危機的な状況があるということもお話がありました。1か月45時間と定められている残業時間をはるかに超える、そういった職場もあつたりという、日本全体でそういった問題もあつたりするんですけども、本当に教員を守るということは、その教員の人が心身ともに健康であることが、子供たちのよりよい教育につながるということもすごく実感しております。コミュニティ・スクールの導入で様々な方がサポートをしてくださり、教員が本来担うべき仕事に専念できるということは、とてもいいことであると思っております。また、コミュニティ・スクールということで、学校と地域とつながる、子供を中心としたそういったコミュニティ、地域のコミュニティの再生にもすごく効果があるのではないかなというふうに思っております。

様々の、学校とか地域によって特色のある取組をされていくことだと思うんですけども、今後のそういった課題の解決、またそういった新しい取組、そのことについてもう少し教えていただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

まず、廃棄対象になった本についての御質問からお答えいたします。

ほかの備品と同様、廃棄対象になったものをどのように活用していくか、また処分していくかというのは、これから様々な事例を通して研究してまいりたいと考えております。議員の御提案をいただいたような有効な活用というのが、大変大切なことだと考えております。

それから、続いての時間外勤務の状況ですけれども、やはり個別の状況ということも大きくございます。学校、教職員の働き方に対して関心を持ってくださり、大変ありがたい、またこれは地域の皆様も同様でございます。様々なボランティアで学校を支えてくださっております。こういった地域とともにある学校づくりというも

のを、さらに拡充し充実させていくということが必要であると考えているとともに、例えばですけれども、法的な観点からの対応が必要な場合には、県のほうでスクールロイヤーの制度が整えられております。市町村立学校においても当該制度が利用できるようになっており、利用に当たっては効果的な活用となるよう、県からも助言がいただけるなど、緊密な連携がなされると聞いております。そういった県とも連携した制度というものも有効に活用して、教師が子供に向き合うことができるように、質の高い教育ができるように体制を整えていきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 図書のことについては、また前向きにいろいろと検討していただきたいと思います。

先ほど言われましたスクールロイヤーの活用についてですが、教師の方がいじめの対応よりも時間を取られるのが保護者の対応だというふうにお聞きをしております。また、そのことについて精神的に追い詰められたりするというふうにお聞きしています。積極的なそういったスクールロイヤーの活用を促していくように、教員を守る、そういった制度をしっかりと使っていただけたらいいのではないかなというふうに考えます。

教育というのは、教育心理学者の方の言葉をお借りしますと、使命職、命を使う使命職と捉える視点が重要だと訴えられています。教育とは、縁あって出会った子供たちが幸福な人生を送れる土台をつくる崇高な営み、深い使命感がなければ、確かな指導力も培えない、学校における働き方改革においても、教師の使命感を大いに生かしていける視点が大切になるというふうな言葉がございました。子供たちの幸福に尽くす、そういった大人たちを支え、励ます社会、それを目指していくということは、本当に大事な視点であると思います。子育て政策、いろいろ和気町のほうは進んでおりますが、本当にその子供たちの教育ということについて、町長のまた御意見をお聞きしたいと思います。一言よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

教育に関することなので、私のほうから答弁をさせていただいて、不十分があれば町長のほうからも言っていたらと思いますけども。

教育の現場に足を運んでいただいて、学校教育の現状を把握していただき、またその上での御質問をいただきまして本当にありがとうございます。今現在、教育が抱える課題というのが次々出てきております。働き方改革というのも大きな課題で、新聞、マスコミ等でも大きく取り上げ、先生方の働く状況、その改善というのが叫ばれているところでございます。本来、この働き方改革の目的というのは、子供たちに向き合う時間をきちっと確保して、先生方が本務である授業、指導力の向上と、そうすることによって子供たちが将来に生きて働く力、社会性、そういうところを身につけるということで、学校でなくてもよい仕事、あるいは学校でなければいけない仕事、そういうところをきちっとさび分けして、地域の協力も得ながらやっていくと。地域の協力の部分ではコミュニティ・スクールということで、地域とともにある学校、その中には社会総がかりで子供を育てるというような理念も語られております。そういういろいろな教育の流れの中で、和気町としてもコミュニティ・スクールの導入をしたり、あるいは働き方改革をさらに進めたりということで、力いっぱい取り組んでおるところでございます。今後もそういったあたりの取組を、現場の声を聞きながら、現場と協力をして、教育委員会としても、現場とともにこの教育の改革を着実に進めていくことによって、先生方がそれぞれに持っている力を十分に発揮して、和気町の子供の教育に当たってくれるのではないかなと、そこを大いに期待をして取り組んでおるところであります。さらに、議会の皆様にもいろいろお願いするところもあるかもわかりませんが、ともに力を合わせて、和気町のこれからの将来を担っていく子供は宝ですので、そういう宝を育てていけるように、教育委員会としても頑張っていきたいと思っておりますので、今後どうぞよろしく申し上げます。

以上で御答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） コミュニティ・スクールで様々取り組んでいって、いろいろな成果が出ているということとは私も実感しております。先ほど言われました郷土愛が深まっているということも感じますし、私もボランティアでトマトの苗植えのお手伝いをさせていただいたんですけども、ボランティアをしてくださった方をぜひ招いて夏野菜のカレーパーティーをしたいと、皆さんに振る舞いたいという子供たちからの意見で、そういったものが実現したりということで、本当にすごく地域の方に子供たちも感謝をしながら、また地域の方も子供たちに元気をもらいながら、そういったいろいろないい関係が築かれていっているのではないかとこのように感じております。様々な課題はあるかと思いますが、子供たちを中心とした、またそのコミュニティが地域力をアップさせるということにもつながっていくと思いますので、しっかり今後とも取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2番目の大きな質問へ移らせていただきます。

認知症対策と高齢者の生活支援ということで、1番目、認知症と認定されている人数は何人でしょうか。

2番目、認知症の方を支援する制度はどういったものがあるのでしょうか。

3番目、ちょいボラ講座というものが開催されておりますが、そちらの成果、また実態、その活用についてお尋ねしたいと思います。

4番目、生活支援サービス提供業者の募集状況、どういった事業者がそこへ応募されているのかを教えてください。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼いたします。

それでは、認知症対策と高齢者の生活支援はの御質問に回答させていただきます。

まず、1点目の認知症と認定されている人数は、2点目の認知症の方を支援する制度はとのお尋ねに回答します。

令和6年8月末現在の和気町の65歳以上の人口は5,284名で、そのうち介護保険の制度の中で認知症と認定されている人数は533名になります。この数字は、申請時の主治医意見書と認定調査により判定した人数になります。

認知症の方を支援する制度として、和気町では物忘れ相談会を実施しており、令和2年11月から現在まで、50名の方が参加されました。この相談会は、ふだんの生活の中で物忘れが気になる方が参加されており、参加者の方が実際に医療や介護のサービスにつながるケースも少なくはありません。

また、認知症を有する方や行方不明になるおそれがある方の情報、顔写真とかよく行く場所等を事前に登録しておくリスク高齢者の要援護者情報シートがございます。こちらは、対象の方が行方不明になられたとき、関係機関と登録された情報を共有することで、早期発見につなげる事業となります。現在、15名の方が登録をされております。

また、地域の企業、事業者等と連携を図り、地域見守り・支え合いネットワーク推進事業を実施しております。この事業は、窓口や訪問等で高齢者と接する機会の多い民間企業、事業者等と町が見守り活動に関する協定を締結し、通常業務において地域の高齢者等を見守り、異変またはそのおそれがある場合に、速やかに町及び関係機関へ連絡、通報することで、早期発見等の対応を図るものです。現在までに、新聞配達業者や郵便局、宅配業者、タクシー会社、金融関係など、31事業所と協定を締結しております。

また、お守りキーホルダーを現在556名の方が登録、所持しております。こちらは、認知症の方だけでなく、健康状態に心配がある方など、高齢者の方ならどなたでも登録ができます。

また、定期的に認知症サポーター養成講座を実施しております。認知症サポーター養成講座は、認知症を正し

く理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者を育成する目的があり、これまで1,681人が受講されています。

さらに、認知症の方を温かく見守る町を目指しており、認知症の理解のための普及啓発に力を入れております。誰もが認知症になる可能性があるため、認知症になっても今までどおり暮らしていける町となるよう、昨年、今年と、認知症のドキュメンタリー映画の上映会を開催しており、昨年度は274名の方が映画上映会に参加されました。認知症について理解をすることで、町全体で認知症の方を支援できるよう取り組んでいる状況でございます。

次に、3点目のちよいボラ講座を開催しての成果、実態と活用はとのお尋ねに回答します。

ちよいボラ講座とは、高齢者生活支援サポーター事業という、高齢者の生活上のちょっとした困り事への支援を行い、利用者の介護予防と自立支援を目指し、30分以内の生活支援、ごみ出しとか買物代行等を行うことができる事業のサポーターを養成する講座です。講座では、認知症についての理解や高齢者の心身の特徴など、サポーター事業を行う上で必要な知識を講座を通して学んでいただき、生活支援サポーターに登録をしていただくことで活動を行うことができます。この事業は、町社会福祉協議会に委託し実施しているもので、利用申請から要支援者と高齢者生活支援サポーターとのマッチングは町社協にて対応をいただいております。なお、現在登録していただいているサポーターは51名で、今年度の利用件数は、8月時点で2件となっております。

次に、4点目の生活支援サービス提供事業者の募集状況はとのお尋ねに回答します。

今年度から、生活支援サービス情報ネットワーク事業者の募集を開始しました。この事業は、高齢者等の皆様が安心して地域に住み続けることができるよう、生活支援サービス、移動支援や配食等を提供している事業者の情報を募集し、提供していただいた情報を町のホームページに掲載し、生活支援を必要としている方の円滑なサービス利用に役立てることを目的としております。現在、18事業者に登録をいただいております。10月中にはホームページに掲載を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 和気町の認知症についての取組について御答弁をいただきました。ただ、誰もがなる認知症ということで、いろいろな、映画の上映であったり、認知症サポーター養成講座であったり、そういったものも開催されている。また、お守りキーホルダーもあるということではあるんですけども、実際、認知症で徘徊をする、そういうリスクのある方は、もう年々増加をしていると思います。2023年には全国で1万9,039人、家族などが警察に捜索願を出した行方不明者がいるというふうに統計が出ておりました。これは、やはり和気町は高齢化、まあ日本全国ですけども、本当に高齢化が進んでいる地域にとって、とても重要な問題ではないかというふうに思います。近隣の市町におきましては、認知症の方の見守り体制ということで、QRコードを衣服であるとかバックであるとか、そういったものに張りつけるような、そういったものを提供している自治体もあつたり、また認知症の方が、例えば線路内に何か置いて大きな事故が起きたとか、そういったときの大きな賠償責任が問われることについての保険に加入をするというような事業をしているところもあります。また、民間のそういった見守りサービスとかGPSとか、そういったものを活用される方への助成金を出しているとか、電話の見守りサービス、毎週何曜日の何時頃に電話をして、その方の安否確認をする、それとともに、お一人暮らしの方のお話し相手になって、様々な相談事をまたそれを行政につなげていくといった、そういったサービスをしているようなところもございます。和気町におきましても、高齢者の方々が今後ますます増え、またそういった認知症というの、高齢者に限らず認知症になるという、若年性のアルツハイマーとか、そういったものもございますので、そういうふうな対応をもう少しいろいろと検討されたほうがいいのではないかなというふうに思います。

また、先ほどちょいボラ講座を通してということで質問をさせていただいたことに答弁いただきましたけれども、社協のほうでマッチングをしているということではありますが、先ほどの件数でいきますと、うまくマッチングができていないのではないかというふうを感じる数字だったと思います。そういったところもいろいろと改善していく取組も必要なのではないかなというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼します。

認知症の施策としまして、添付式のQRコード、もしくはGPS機能がついたものとか、そういったものにつきますとも、今後、研究をしていきたいなどは思っております。ただ、近隣の市町でQRコードを添付してるところに確認をしたんですが、高齢者の方はどうしてもそういったものを貼り付けること自体に抵抗がある方もおられるということと、実際にQRコードを読み取るのに、高齢者の方がスマホを扱ったりするのに一手間かかるといったこともお聞きはしております。

それから、あと賠償責任、賠償補償の制度のことでございます。こちらについても、全国的に徐々に増えているというのも聞いております。県内では3市1町がこの賠償保険制度に取り組んでおると。大体1億円から5億円程度の賠償補償というものであると聞いております。ただ、こちらにつきましても、そんなに高くない保険でございまして、認知症の方を特定して、認知症の方のみにそういうのを掛けるのかどうか、ほかの障害等も持っておられる方もおられますので、そういったことも踏まえて、今後、研究をしていきたいと考えております。

それから、ちょいボラ講座でございますが、実績的にまだ少ないということです。こちらにつきましては、より一層、広報に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 認知症の様々な取組、いろんな角度から考えていただけたらというふうに思います。私も、「ぼけますから、よろしく願います。」という映画、昨日、見させていただきました。あと、私自身、母親のそういったアルツハイマー症の認知症とかも経験してまして、逆にすごく心が締めつけられたというか、自分の経験を何かちょっと反省したりとか、やはり認知症の方も大変ですが、それを介護する御家族の方も大変だと思います。そういった方々のケアもしっかりと町のほうで広報していただいて、取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次の大きい3番に移らせていただきます。

防災の取組ということで、1番目、南海トラフ巨大地震注意の発表後の取組は何かあったのでしょうか。

自治体によりましては、避難の要支援者の確認でありますとか、またマンホールトイレの確認でありますとか、そういった様々な動きもあったかと思いますが、町として何か取り組んだというか、考えたということがあれば教えてください。

続きまして、②放課後児童クラブ等の施設の耐震と防災の取組はどうなっているのでしょうか。

学校とかは耐震化されていると思いますが、また子供たちが集まるそういった放課後の児童クラブの施設についても、少しそういった取組というか、もしそこで何か起きたときに大丈夫なのかどうかということが心配です。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

山田議員の南海トラフ巨大地震注意の発表後の取組ということで御質問にお答えをさせていただきます。

8月8日16時43分に日向灘を震源とする地震が発生をいたしまして、その影響を受けて、南海トラフ地震の巨大地震注意ということが発表されました。これが今回、町のほうでは南海トラフ地震の臨時情報の発表を受

けまして、まずしらせあいを通じて町民の皆さんに注意を呼びかけるとともに、ホームページで情報を掲載して、地震に対する注意と日頃の備えの再確認を呼びかけいたしました。本町は、南海トラフ地震での最大震度が6弱というふうに想定をされておりまして、南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定をされておりますので、あらかじめ防災対策推進計画というものをつくっております。南海トラフ地震の臨時情報が発表された際の対応をあらかじめ定めております。南海トラフ地震は、今までも、今後30年以内に70から80%の確率で発生すると想定されておりまして、いつ起きてもおかしくない状況でございます。今後も、今回、南海トラフ地震の臨時情報が発表されたと同様に、平常時から家具の固定や避難経路の確認、それから食料や水の備蓄などの日頃の備えを呼びかけていながら、防災研修の開催や各種イベントでの防災ブースの出展など、防災意識の向上につながるような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山田議員からの御質問についてお答えいたします。

現在、5つの放課後児童クラブが4施設にて活動を実施しているところでございます。そのうち2か所、旧佐伯幼稚園と和気小学校については、昭和56年5月以前の基準、旧耐震基準の下で建築された建物でございますが、既に耐震化工事のほうは完了しております。もう2か所の旧初瀬保育園と旧和気幼稚園につきましては、新耐震基準の下で建築された施設でございます。なお、藤野児童館、佐伯子育て支援センター、和気子育て支援センターも同様に新耐震基準適用後に建築されておりますので、耐震化の必要はございません。

防災の取組についてでございますが、各児童クラブにおきましては、危機管理マニュアル、防災計画等を策定しており、年に2回の避難訓練等も実施し、非常時に備えた対策を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ありがとうございます。

防災について、やはりとても大事なことであると思います。南海トラフというのもありますけれども、日頃からの備えというのがすごく大事だと。私も先日、防災士の養成の研修会に参加させていただきましたが、自助ってというのがもう本当に一番大事なところであると思います。町民の方のそういった啓発にも、今後、努めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山田浩子君の一般質問を終わります。

次に、1番 山野英里君は質問者席に移動してください。

1番 山野英里君に質問を許可します。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2つの内容について質問をさせていただきます。

まず1つ目に、町内でも出産できるように助産院と連携を強化できないかということです。

町内ではかつては産婦人科もあり、和気町で生まれ育ち、生活をしていき、一生涯を町内で全て行うことができていました。しかし、現在では産婦人科もなくなり、町内では出産できる場所がなくなり、岡山市内や県外の赤穂市辺りまで移動して出産をしているというのが現状です。移住の方や地元住民の方からも、最近、町内に小児科ができたからとても心強い。近くにあるので利用しやすく、安心して子育てができているという意見とともに、できれば町内にも安心して出産ができる場所があればなお助かる。小児科はできたから、次は赤ちゃんが

生まれるところもあるといいなという声もよく聞かれます。何とかこの問題を解決していきたいと思う一方、少子化が進む日本では、町内だけではなく、岡山県内や全国的に見ても、分娩をやめて外来診療だけにする病院や、病院自体を閉めてしまうところも増えてきているのが現状です。

そこで、1つ目の質問ですが、町内に産する施設がないということに対して、町としての考えと産する施設などの周知方法を現在どのようにしているのかについてを教えてください。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山野議員からの御質問、町内に産する施設がないことに対する考え、産する施設などの周知方法はということでございます。

全国的に一般病院における産科や産婦人科施設等が減少する中、県内でも自治体をまたいだ産が一般化している現状がございます。この役場からでも岡山市の一番近い産科まで車で30分程度かかりますし、日笠地区や佐伯地域になりますと、15分から20分余計にかかるようなことになるかと思えます。産を予定している方は、驚異的な不安や、通院、入院時の不便さなど、御苦労されている方もいらっしゃるかと認識をしております。こどもまんなか支援室の窓口では、妊娠届出時に妊婦の状況把握に努め、安心して産が迎えられるよう、相談やアドバイスを行っているところでございます。また、産施設までの移動にかかる交通費や産までの間の産施設近くで待機するための宿泊費の助成など、国の制度がございますが、和気町では補助条件を満たしていないことから、対象となっております。この件につきましても、町長を通じて県へ条件緩和の要望を行っているところでございます。

産院などの周知方法につきましては、和気町でも独自に配布用の資料を作成の上、ホームページでも掲載しておりますので、昨今では自宅での分娩を希望されている方も年々増加してきておりますので、自治体のくりに関わらず、助産院も含めて、御相談がありましたら適宜御紹介をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 和気町としても、妊娠届出時に相談したりとかアドバイスをされてるということは承知いたしました。また、交通費など宿泊などの助成についても、和気町では少し難しいということが現状だと思えます。和気町に産する施設ができれば素晴らしいことなのですが、現状を考えると少し難しいことだと思われまます。

しかし、施設を造らなくても、今、町でできることもあるかと思えます。それは、助産院と協力して町内で産できる環境を整えていくということ、そして知らせていくということだと思えます。助産院とは、病院とは異なり、その施設へ行って産するというだけではなくて、助産師が対象の自宅へ行き、家族や友人、上のお子さんがいれば、手伝ってもらいもしながら、一緒に命の誕生を迎えることができます。産は人生において大きなライフイベントでもあります。それぞれに産に対する思いは大きく異なります。痛みが苦手なので、痛くないように無痛分娩をしたい、産が不安なので、すぐに対応してもらえるように大きな病院で産みたい、家族や友人に見守られながら自然な分娩をしたい、産は何があるか分からないので、自然に産したいと思っても急に帝王切開などになることもあり、予想どおりにいかないのが現状です。それでも、選択肢が増えて、自分で選び、自分らしい産ができるということは、達成感や自信へとつながります。そして、産はその後の育児においてだけではなく、家族においても、大きなライフイベントとして人生に影響を与えるものです。私も2人目を大阪の助産院で産をしましたが、病院での緊張した産とは異なり、どんなスタイルで産するかも自分で選ぶことができ、親戚の家に来たようなリラックスした状態で、娘が生まれるときを家族でゆっくりと迎えることができました。

助産院とは、出産する場所だけではなく、産後ケア、育児相談なども行ってくれます。また、それだけではなく、女性の生涯にもわたって寄り添い、妊娠前や更年期の方まで、幅広い方を支援していくこともできます。また、町内の妊婦さんやその夫に助産院について話をしてみますと、名前は聞いたことがあるけれど、利用したことがないからどんな感じがイメージがしにくい。また、出張して自宅まで来てくれることは知らなかったという声も聞かれます。もちろん町内の方でも産後ケアで助産院を利用する方もいらっしゃると思いますが、町内の自宅まで助産師が出張してくれて自宅でお産することもできるということは、知らない方も多いのではないのでしょうか。少子化に伴い病院が減っていく一方、助産院はここ数年で新しくできており、岡山県内でも東部地域周辺では、美作市、吉備中央町でも新しく出産できる助産院ができました。また、令和6年度の岡山県内の産院は47か所ありますが、そのうち分娩ができる助産院は県内で9か所です。また、その中でも出張して自宅分娩も対応できる助産院は3か所のみとなっております。東備地域でも、病院やクリニックの減少に伴い、出産をできるという場所は、現在、瀬戸内市に新しくできた助産院のみとなりました。また、その助産院は自宅分娩も可能となっております。町内全ての地域で自宅出産が対応できるかは相談になるかとは思いますが、助産院と協力をしていけば、町内の自宅でお産するという選択肢も出てきます。町内で何かしようとするのではなく、周辺地域との連携も今後の課題だと思います。

ここで、2つ目の質問をさせてもらいたいのですが、周辺地域とも協力をして病院や助産院を知らせるためにパンフレットを作成するなど工夫はできないのかということについて、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

現在、岡山県では、岡山県助産師会のほうでこういったおかやま助産師マップというのを、毎年、作られているようでございます。この中にも、助産院の中でも分娩に対応しているとか、産後ケアについても対応しているというようなことも記載されております。ただ、自宅での出産に対応しているかどうか、出張等ができるかどうかについては、このパンフレットではなかなか把握ができておりません。町としましても、助産院と連携しながら、そういった情報を町のほうでも持っておきたいというふうに考えております。

また、周辺地域とも協力して助産院や病院などを知らせるための工夫ができないかということでございますが、こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、御相談に応じて随時対応しているところではございますが、近隣市町村で共通の周知用のパンフレット等が作成できれば、一層子育て支援に寄与することができると思いますので、近隣の市町村とも連携しながら、連携体制をしっかりと模索していきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 周辺地域とも連携を図りながら、妊娠、出産、育児に対しての情報発信をしっかりとよろしく願いいたします。周辺地域とも協力して、妊娠、出産、育児を支えてくれて、ともに伴走してくれる人を増やすことで、今、町内に住んでいる方も、これから移住を考えてる方も、町内で生活する上での一つの安心材料となります。瀬戸内市では、子育て相談やイベントなどに助産師が参加をし、相談に乗ったり、助産院について伝える機会を多く設けています。瀬戸内市以外に住んでいる妊婦さんが、このイベントに参加したことをきっかけに助産院で出産したいと思い、瀬戸内市へ移住したということもあります。まずは近くに伴走してくれる専門家がいるということ、多くの方へ知らせることから始めてほしいです。

ここで少し再質問させてもらいたいのですが、子育てイベントなどを通して情報発信をしていくことも必要ではないかと感じておるのですが、妊娠、出産、育児に関して発信する機会を、イベントなどで設けることはできないでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 御提案ありがとうございます。町のほうでも、子どもひろばにおきましては、乳幼児、また妊娠中の方、そういった方の御利用もございますので、そういった機会を利用して、いろいろ行事等も実施しております。また、大勢の方が集う場面もございますので、そういった場所で、しっかりと子育てに対する支援であったり悩み事の相談ができるような場、そういったことができるように、町としても対応していきたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 和気町では、子育て広場などで育児相談ですとかそういうイベントもされてということで聞いております。ただ、子育て広場に行かない方にも助産院などを広めていきたいと思うので、またほかのイベントなどでもそういうブースを設けるとかというのも考えてほしいなと思います。

町内で新しい命が生まれるということはどういうことでしょうか。それは、子供が少し大きくなって町外に出たとき本人が感じるかもしれませんが、その土地で生まれるということは、将来、町内で生活しないにしても、和気町のことが心のどこかにあり、町に関心を持ち、関係人口、交流人口として存在してくれるということです。私は、父の実家が高梁市にありましたので、高梁市のクリニックで生まれました。今は外来のみで分娩はしていないクリニックになりますが、それでもその前を通りますと、私はここで生まれたんだなと感慨深いものがあるとともに、関係人口として高梁市のことは気にかけております。また、交流人口として、備中松山踊りですとか、そういうイベントにも予定が合えば参加をしております。また、祖母が一人暮らしをしておりましたので、2年間ほどは高梁市に暮らしておりました。このように、関係人口、交流人口を増やすという意味でも、和気町で生まれるという意義はとても大きく、町民の出産だけではなく、里帰り分娩なども、町にとって大きな意義があります。そのためには、妊婦さんだけではなく、祖父母に当たる町民にも分かりやすく伝えていくことが必要ではないでしょうか。

再質問ですが、病院や助産院は施設によって特徴が様々異なっていますので、実際に助産院の現場などを見ないと、なかなか町民に伝えていくのは難しいかと考えられます。そこで、担当部署などで、病院や助産院など、実際に視察などに行ってもらうことは可能でしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

実は昨年7月には、東岡山のサン・クリニックのほうへ、私も含めて3人で視察に行き、これは出産でなく産後ケアの内容についてのお尋ねであったり、現場の確認ということで、視察に行かせていただきました。我々、実際そういった場を見るのがほとんどないので、非常に参考になりました。もし行けるのであれば、そういった現場を実際に見て、実際に出産等に立ち会われる助産師等のお話も聞いた上で、今後、和気町で妊娠、出産をされる方について、実際に我々が見聞きした内容がお話できるのであれば、出産される方の不安も少しでも取れるのであれば、現地視察へ行ってお話等を聞いていきたいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 山野議員の御提案もしっかりと、担当課長のほうも、今、受け止めるような答弁がございましたので、視察も含めて、それから近隣の助産院とも、様々連携を取れる部分については、今後も進めてまいりたいと思います。

和気町で子供が生まれるという意味は、本当に議員おっしゃったとおり、大きなものがあると思います。ぜひ多くの若い人がこの和気町で妊娠をされて、現状では外の町で出産するということになっていますけれども、現状で和気町としてできることは、先ほど担当課長から答弁がありましたように、タクシー代の補助をするだとか、それからその周辺の宿泊費を補助するだとかというようなことも、これ、国の制度としてございますけれども、和気町からタクシーで移動するのが60分以上離れたところでないとその要件が満たされないということ

になっていますので、それを少しでも緩和をしていただけるようにというようなことも、私も先般の備前県民局の意見交換会の中でも、県のほうに強く、国に要望してほしいというようなこと、それから県としても対応していただければ、県と町が一体となってそういう事業を取り組むこともできますので、そういうようなことも要望しているということで、そういった方向にも力を注いでいきたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 様々な施設、特徴が本当にありますので、またよかったら、助産院においてもそれぞれ個性がありますので、また視察の検討のほうをよろしくお願いいたします。

今回、この内容を取り上げましたのも、町内に施設がないから出産できない町だと諦めている方が多いことに気づいたからです。和気町に出産施設がないとしても、助産院などと協力をしていけば町内で出産することもできますということの周知が、まずは必要です。妊娠、出産される方だけではなく、多くの町民が、町内で生まれ、生涯を過ごすことができる町であることを認識してほしいと思います。そのためにも、助産院や周辺地域との連携とともに、さらに町民への周知をお願いしまして、1つ目の質問はここで終わります。

続きまして、2つ目の多世代交流の機会を増やすことはできないかということについてです。

先日、サエスタで開催されました生涯現役百歳大楽校へ参加させていただき、安心して暮らせる地域づくりについての話をしました。その中では様々な意見がありましたが、その中でも、佐伯地域の運動会では家族3世代でのリレーがあったそうでして、それが大変面白くて、交流の場になっていたという話が私はとても印象的でした。コロナ禍以降、行事も減ったので、多世代で交流する機会が減ってるのが現状です。さらに、時代とともに価値観も多様になっており、自治体に入りたくない、また地域との交流をしたくないなど、他者とのつながりを求めない方も存在しています。多様な考えがある中で、みんなに共通して起こり得ることが自然災害です。つながりを求めない場合、地域の方との交流もないので、世帯構成や名前や顔すら分からないかもしれません。そのまま大災害となれば、自助はできたとしても共助が難しくなります。また、高齢者の方も、若い方や子供と交流したいが機会がないという意見もありますが、また子育て世代や子供たちも、御高齢の方や高校生、外国人とも交流したいが、どうすればよいのか分からないという声も聞かれます。先日、話をした高校生は、帰宅部だったので、学校が終わったら家に帰るとい生活しかしてなかったそうです。学校の先生と親以外、大人と話す機会が全くなかった。今回、大人と話をするのが初めてなので、とても緊張したという意見もありました。イベントなどでもなければ、地域の方とも話をする機会はないという声も聞かれます。町内には約1万3,000人が住んでおりますが、点と点で存在していることが多く、つながりが少ないのが問題ではないかと感じております。今後の災害に備えという意味合いや新しい出会いがあるということは、そこから新たなアイデアが生まれたり、学生にとっては、地域交流やコミュニケーション力を鍛え、様々な意見や価値観があることに気づくきっかけともなります。地域の方も子供たちと関わることで元気がもらえます。そういった意味でも、多世代交流は必要だと思われまます。

そこで、1つ目の質問をさせてもらいたいのですが、多世代交流を目的として町で取り組んでいることはあるかということについてお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山野議員からの2点目の御質問、多世代交流の機会を増やす必要はないのかについて御回答を申し上げます。

まず、多世代交流を目的として取り組んでいることについてでございますが、多世代交流を目的とした事業としましては、毎年、秋頃に、中学生の生徒と町内在住の未就園児とその保護者との交流会及び妊婦体験を実施しております。令和5年度実績といたしましては、未就園の親子が7組、参加中学生が38名、サポート役の愛育

委員の方が17名で実施いたしております。例年の行事ではございますが、親子、中学生の双方から、ふだん交流ができないふれあい体験を通し、生命の尊さや自分に向けられている親の愛情気づき、自分の存在について考え、親との関係を見直しながら自己肯定感を高めることができたというような意見をいただいております。ほかにも子育て支援センター事業の講座といたしましては、地元の方を講師にお招きし、伝統的なお正月用のお飾り作りの体験や昔ながらの竹とんぼを作って遊ぶなど、喜びや楽しさを分かち合える機会を提供しております。

また、子どもひろばでは、施設管理者にシルバー人材センターからの方の派遣を受けており、両者とも積極的に関わり合いを持つようお願いをしているところでございます。多世代交流により、子供にとっては孤独の緩和、社会性の習得、思いやりの心の醸成などができ、また高齢者にとっても社会参加、認知症予防、生きがいや楽しみが生まれることから、今後とも積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、これとは別に、子育て支援のNPO法人のほうで地域交流を目的とした行事を実施しておりますので、町としても、そういった事業についての支援を行っていききたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 和気町でも、NPOですとか子育てセンターなどで、多世代交流を意識して様々なイベントや企画をされてることはよく分かりました。

ただ、それだけで十分なのでしょうかという話を少しさせてもらいたいと思います。以前は多世代で交流を意識しなくても自然とできていたのかもしれませんが、現在は関係性が希薄化しておりますので、意識をして交流する機会をつくっていく必要があると思われまます。地域のクリスマス会で、高齢者と子供たちが紙飛行機を誰が一番遠くまで飛ばせるかというのを競争したことがあります。結果は、地域の方は遠くまで飛ばせる方がほぼ多かったです。子供たちはもちろん、地域の方も真剣に紙飛行機を作成して、童心に帰ってうれしそうに飛ばす表情を見ておりますと、遊びを通して多世代が交流することが一番効果的ではないかと感じております。

公園や学校、美しい森などの多くの公共施設が、遊具が老朽化してきております。これに対して、修繕をし、修繕が難しくなれば交換というだけでよいのでしょうか。こどもまんなか社会といっても、少子化が進む中、子供の遊ぶ場所が少ないので、新たに公園やプレーパーク、子供の遊ぶスペースを作るということは、維持管理などを考えても慎重にならざるを得ないと思います。人口が減っていく中、町の財政も徐々に厳しくなっていくことが予想されています。ただ、物を更新したり新たな公共施設を造るだけで町民のニーズは満たせるのでしょうか。創意工夫をして、少しのものでも多彩な意味合いを持ち合わせたものが、これからは必要ではないでしょうか。そして、効率化を図りながらも、町民のニーズを満たしていくために柔軟に対応していく必要があると考えます。

遊びを通して多世代が交流でき、多彩な意味合いを持つものとして、移動式の遊び場として、プレーカーというものがあります。参考資料のほうを御覧ください。瀬戸内市では、市民の子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいという声に応えるために、市民団体との話合いやワークショップを開催し、基本計画を策定し、令和2年から社会福祉協議会に委託をして、プレーカーというものを導入しております。プレーカー2台を利用して、年間150回程度、地域の広場などへ向かい、遊びの場を提供しています。また、白地の紙の裏表印刷の写真のほうも、プレーカーの遊びでの1場面を載せております。大きく載せてる写真の下のほうの図を御覧ください。以前、同僚議員も話をしていましたが、国もウオーカブルなまちづくりを推進しております。2020年には、歩行者便利増進道路、ほこみち制度も創設されました。道路を一定時間、遊戯道路や歩行者天国にして遊ぶ取組も、全国で広がっています。プレーカーを使うことで、和気駅の北側の商店街も写真のように活用することもできます。もちろん警察署や周辺住民との調整は必要になってきますが、遊びを通して人が歩いて集まる場所を創出することもできるのではないのでしょうか。好きな遊びなどがあれば、ふだんは引き籠もりがちな方も外出するきっかけとなるかもしれませんし、和気閑谷高校の学生が学校帰りに立ち寄りたり、地域の方や小・

中学生も気軽に集まることができれば、商店街や駅周辺のにぎわいにもつながるのではないかと思います。何もない広場でも、プレーカーがあれば楽しく遊べる場へと大きく雰囲気を変えていくこともできます。

ここで、2つ目の質問させてもらいたいのですが、交流する機会を増やすために、町内でもプレーカーを導入することはできないでしょうか。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

プレーカーの導入についてということでございますが、現在、和気町では、子供の遊び場、また交流の場としては、和気交通公園、子どもひろば、それから屋外の遊具施設等を中心とした一帯で、子供と大人等の多世代交流の場面ということで、遊び場を提供しているところでございます。先ほど御指摘いただきました、こちらから出向いていくというようなプレーカーの導入についてでございますが、こちらにつきましては、今、私どもで考えているのは、町のほうから出向いていってそういった交流の場をつくるということであれば、NPO法人のほうでしていただくのが適当ではないかなというふうに考えております。今後、NPO法人とも相談をしながら、導入等について、NPO法人がもし実施するのであれば、町のほうでもお手伝い、協力はしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 前向きな答弁をありがとうございます。瀬戸内市では、市が中心となって社会福祉協議会と連携して導入したと聞いておりますが、近隣の市町村で言いますと、瀬戸内市ではNPOが頑張っって導入を、最近始めたとも聞いておりますので、またそういう事例も踏まえながら、NPOも含めた地域交流を図っていただけるとうれしく思います。

また、これについて、町長の意見も少し聞きたいのですが、多世代交流について、町長の考えを少しよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 和気町でも以前は多世代交流ということで、様々な取組をしていました。私が記憶しているところでは、ゲートボールなどがはやったときには、ゲートボールを何世代かで行ったり、小学生とお年寄りが交わりながら競技をするというようなこともしていましたし、各学校区では地区民体育大会ということで、小学生と地区の住民たちが運動会を通じて交流するだとかというようなこともされていましたが、昨今はなかなかそうした機会が少なくなってきました。私も小さい頃からおじいちゃん、おばあちゃんと大きくなってきましたし、現在も私は母親と暮らして、孫が遊びに来るというようなことで、家庭内ではそうした交流もあるのはあるんですけども、核家族化が進む中で、そうしたことが難しくなっている方々も多くなっているだろうというふうに思っています。したがって、町としましても、何かそうした多世代が交流ができる場面というのをつくっていきたいというふうに考えていますし、現状では、多目的公園を中心に子供の遊び場所というようなことをしていますが、今、担当課長が言いました、瀬戸内市では社会福祉協議会とやっていますけれども、和気町ではNPO法人の方々と一緒にやろうというようなことになれば、そうしたプレーカーの導入も含めて、子供たちと交流ができる場面をつくっていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 多世代交流は、防災だけではなくて、町民のつながりを深めたり、地域の活性化という視点でも大切です。多世代交流をするためにいろんな事業をするのではなくて、効果的で効率的な方法を考える必要もあります。

そして、遊びは年齢を問わずに楽しめ、多世代交流のきっかけともなります。遊びを通して多世代が和気あいあいとして笑顔あふれる町になるように期待をしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで山野英里君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時40分まで暫時休憩とします。

午前10時17分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、議長の許可を得ましたので、今回、一般質問を3問させていただきます。

まず、1番目ですけれども、これは具体的に町道日室線の延伸ということですが、これ、町道全般の問題を過去にも質問させていただきましたけれども、今回は主要道のこの線につきましての延伸についての考え方をお聞きしたいということで質問をさせていただきます。

町道日室衣笠線は、いわゆる主要町道でありながらも、狭い日室区内の村中を通行する路線でございます。そして、安全走行にも日々支障を来しているという状況でございます。こうした状況の下で、地元要望を受けまして、平成25年度から一部改良工事が実施されております。現在も続けておりますけれども、いまだ町道日室衣笠線への接続、今、御存じの方もいる、途中でストップ、切れてますんで、これの延伸ということで、本線と接続しないと、ただの道であって道でないという状況でございます。

そこで、まず一番言いたいのは、この残りの線の接続の方針といいますか、場所的にはもうほぼ日室の、細かいですが、今の日室の公園があります、山裾をくぐって日室をつなぐしかありませんけれども、それについてのまだきちとした方針も、当初、25年度のときのいきさつというか、そもそもどういう経過というのかがもう少し分かってはおりますけれども、いずれにしても現状を見たら、あれをそのまま置いとったんでは全く意味のない道路でございます。ましてやここは主要道路ということは、もう町のほうも、担当者、皆さん、十分承知をしておられます。朝晩の通勤とかございますんで、そういう意味での質問ということで、御理解いただきたいと思えます。ましてや、ここは皆さん御承知のように、主要町道というのは利便性とか緊急性もあります。それから、公共性も高いということで、地元要望ということで今までやってましたけれども、ここで言いたいのは、もう地元要望というワンパターンのバランスの取れた一般的な採択じゃなしに、これは町執行部としてきちっと現状を把握しながら、必ずしも区長からの要望じゃなくても、町が採択すればいいんで、そういうことも検討していただきたいというのが趣旨でございます。この要望の趣旨にありますように1番、2番、3番、まず日室衣笠線の通行状況の現状把握、それから町道新設の経緯、それから地元要望をどのように把握しとるかという3点について、簡潔にお答えをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

居樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町道日室衣笠線の通行状況の現状把握についてでございますが、町道日室衣笠線は、安養寺橋につながる県道泉衣笠線と山陽自動車道インターチェンジ付近の国道374号線を結ぶ、総延長約2.4キロの一級町道でございます。日室区、日室台区及び稲坪区内を縦断する町道で、本荘小学校前も経由することから、通路路としての機能を持つとともに、生活基盤を支える重要な路線であると認識しております。

通行状況の現状は、交通量調査までは実施しておりませんが、国道及び県道と接続することから、関係区以外の一般車両が通行していることは把握していることから、現在まで円滑な通行対策といたしまして、部分的な道路改良工事による道路幅員の確保だけではなく、日室区内の狭小な道路へ誤って進入しないように誘導看板を設置するなど、視覚的な対策も講じている状況でございます。

次に、2点目の町道新設の経緯はどのようになっているかについてでございますが、町道の一般的な整備は、毎年度、地元要望を取りまとめ、全体のバランス等を考慮し、身近な生活道路の安全性と利便性の向上を図ることを第一に考えて予算編成をいたしておりますが、町道の新設は事業規模によるところでもございますが、地元要望を受けて、事業計画から工事完了まで、相当な年数と多額な事業費が必要となります。居樹議員からの御質問の町道日室衣笠線のバイパスの延伸につきましては、日室区から要望を受けて、平成25年度から平成29年度にかけて、延長222.2メートル区間の日室7号線改良工事を実施いたしました。また、令和元年度からは、延長195.5メートル区間の日室4号線改良工事を実施しているところでございます。これらの町道は一級町道である日室衣笠線に接続されることとなりますので、工事完了後は消防車や救急車等の緊急車両の通行が可能となりまして、生活道路としての利便性も向上することとなります。また、近年の地元要望では、町道日室衣笠線から日室7号線を結ぶ道路の要望があることも認識しておるところでございます。

次に、3点目の地元要望はどのように理解しているかについてでございますが、まず各区の地元要望につきましては、道路部局におきましては、担当職員が要望箇所の全てを現地確認いたしまして、必要に応じて区長から聞き取りを行いまして、内容把握に努め、予算編成をいたしておるところでございます。しかしながら、和気町には51区ございまして、その全ての要望にお応えすることが財政的にも困難であることから、緊急性、危険性、公共性、経済効果、要望順位を考慮し、予算編成いたしている状況でございます。当然、日室地内に限らず、町道の整備は和気町内においてどこの区でも重要であると考えておるところでございます。地元要望もあることから、町道日室衣笠線から日室7号線を結ぶ道路につきましては、今後の課題であると考えております。

以上、居樹議員の答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ただいま担当課長のほうから御説明、考え方がありましたけども、今、課長の答えというのは、平均的な、いわゆる町道なんかでも全体的に和気町は広うございます。51行政区があつて、それぞれということで。ただ、私、冒頭に言いましたけども、細かくする中では、あそこの町道のあの位置づけ、延伸というのはそういう意味で言ってますんで、ただ単なる平均的な考え方を言われましたけども、私は先ほども言いましたけども、あそこの主要道というのはあのままの状態、ましてや冒頭に言いましたけども、路線そのものもまだ確定もしてない。ただ、あそこは誰が見てももう山裾を行ってるということしかないけども、早急に測量設計、土地の確保とかの用地買収、まずはそういう手順を踏んで初めて工事が着工と。工事もなかなか、かなり総延長ありますから、一気にいくかどうか、今の町の体制では一気にということはありませんけども、私としては、あそこは平均じゃなしに、町の本当の主要道だと、私も全部は知りませんが、そういう意味で他地区からも、あそこからもうあの橋を渡ってずっと国道374号線へ抜けるという、そういう状況というのは、知れば知るほど、あまままでいつまで置いとくんかということは強く、私らは地元においてそういうのが目につくから、何回かこの問題については、部分的にはやっていただいと。もう今回はあくまで延伸ということで、以後は日室衣笠線につなぐということなんですね。そのことを、つなぐためには、まず土地の確保から測量設計、その辺のことがありますので、その辺は今現在まだ、課長のあれでは重要な課題ということ言うつもりですけども、それはその認識で、そういうようなものはどうするんかと、課題と認識しとって、あと次はどうすんかということで、ただ認識だけじゃ前に進まんのですわ。だから、きちっと町の意味としてあの道をどうすんかと。いつまでも、いつまでもと言えません。ちょっと言い過ぎかも分かりませんが、もう25年度から始まって、これは何とかせにゃいけんということを私はあえて今回は延伸、何とかあそこへつないでほしいということを強調したいということで、この質問をさせていただいたということでございます。

これを担当部課長に質問するのはあれかも分かりませんが、これも町長以下、政策会議で統一的な見解でしょうけども、これではやっぱり私は納得した回答ではありません。せめて測量設計は来年度予算でやる、それ

から土地の方針、要は路線をもうこうするんだということをきちっと意思決定していただくということが、今回の本位でございます。だから、担当課長にこれ以上、お聞きするのはちょっとあれなんで、これは責任者である町長のほうから、こう思うじゃなしに、もう具体的に路線の決定、路線の決定は度々言いますけど、もうほとんど山裾に行くしかありません。その辺を開通しないと、道というのは、それこそ付近の例では美岡道路ではありませんけども、道は開通して初めて何ぼだから、今まで相当なお金をかけとるのも知っておりますけども、その辺のことで、町長、来年度に向けて今からその辺の部内検討を十分やっていただくということで、考え方をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 居樹議員のほうから、日室7号線を早く衣笠日室線へ接続をとということの御意見でございますけれども、交通量が増えますと、あの道は小学校のほうに向けていくようになります。通学路に多くの車を誘導することはいかなものかということ、私は個人的には、今、そのように考えていて、なかなか判断がついていないというのが現状でございます。したがって、当面は、御承知のように、尺所方面に向けての日室3号線の拡幅工事を現在進めているところでございます。なるべく日室地内の狭隘な所に車が入らないような方向で現在は検討をさせていただいていると。その後、どのようにしていくかということは、また部内でいろいろ検討して考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 町長、まとめのあれですので、あえて議論はしませんけども、一言引っかかるのは、車も増えて、小学校という話がありましたけど、通学路ね。2番目に通学路の安全対策で、あそこはもう時間帯の制限が必要かなということ、私は質問しようと思ったところなんですけども、だから子供の関係とは別に、一般の安養寺橋からずっと向こうへ国道374号線に抜けていくショートカット、これの件ですので、そこのところは交通規制とかというもので、学校の、今は現状、通つとるけど、私は行く行くは、国道374号線へ抜けるということで、子供のあの道は将来的にはちょっと考えにやいけんかなと思っておりますので、これはこれで一応終わりにしたいと思います。

それでは、2問目に入ります。

2点目は、通学路の安全対策ですけども、これにつきましてはくどくど言いませんけども、通学路の安全対策につきましては、教育委員会のほうで通学路の安全推進会議、そういうものを通じて、日頃より生徒の安全確保に努めているということで理解はしております。がしかし、本件につきましては、先般の中学校の模擬議会、ここで一般質問の中でも、中学校の子供がたしかこの問題、2点ほどありましたね。あれがありましたから、私も佐伯の小学校の辺に行ってみました。溝の問題とか、それから和気中の問題がありましたので、教育委員会を通じてやられとんだけども、中学校であそこが出でなかつたら私もあえて質問せんかったけども、教育委員会は立場上、やっとなりますよという、当然、そういう答えになりますわね。やっとなせんとは言えんから。だけど、中学生が、子供が出てくるということは、素朴な質問だということで、捉え方が大人の見方と子供の見方は違いますんで、その辺のことに私は着目して、これは今日、議論する話じゃないけども、私もこの中で、そういうことで子供のあったのも含めて、去年の対応、今年の対応ということで。私は今回では個別提案と言ったらおかしいですけども、私自身の目で、素人目ですけども、1つ聞きたいのは、いろんな会議はいいんだけども、安全点検というのは、具体的に小学校単位、小学校、中学校でどの程度の安全点検、現場点検をされとんか。デスクで推進会議だけじゃなしに、実地点検、これをやるとれば、しかしやっとなりますと言われるかも分らんけども、やるとれば、こういうのは子供から出てこないはずなんです、裏返せば。だから、その辺も含めて、まずは実地点検の辺も含めてお聞かせ願いたいと思っております。

それから、保護者からの要望等についての対応、それから交通規制の問題、この3つについて、簡単に御答弁

願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

居樹議員からの御質問の通学路の安全対策について御答弁をさせていただきたいと思います。

通学路といいますのは、子供たちが学校まで安全に登下校できるよう、各学校が保護者や地域と協議をして決定をいたします。そして、教育委員会に届けた道路のことです。それぞれの状況に変化があった場合には、当然、変更することもございます。通学路上で安全対策が必要な箇所は、各学校に対し常に確認を行っておりまして、その中で対策が必要なものにつきましては、県の道路管理の担当部署、それから警察、町の道路管理担当部署、交通安全対策の担当部署、そして教育委員会で構成をいたします、和気町通学路安全推進会議で共有をして、それぞれの立場で対策や施工スケジュール等を確認し合っております。協議結果や講じた対策は、通学の危険箇所対策状況一覧ということで学校別に管理をしております、学校へも報告をいたしております。

2点目の保護者等からの要望についての対応でございますが、基本的にはまず学校へ要望がございます。教育委員会へ連絡があった場合には、関係機関と協議をして必要な対策を講じるほか、先ほど言いました和気町通学路安全対策推進会議の中で対策を協議するなど、状況に応じて対応しているところでございます。

それから、3点目の通学時の交通規制が必要と思われる箇所はないかという御質問についてですが、特に学校周辺で狭い道路を車がスピードを出して走行し危険を感じるといった御意見を、主に地域の方からいただくことがございます。子供の送迎のために保護者が運転する車であったりする場合もありまして、そのような場合は、保護者宛通知をしていただくなど、啓発を行っているところでございます。また、状況によりましては、警察に対して有効な対策について御相談をさせていただいております。教育委員会といたしましては、子供たちが安全に登下校できるよう、引き続き関係機関と連携を図り、安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 模範回答ありがとうございました。そういうのを期待はしてなかったんだけど、私はあえて言わせていただければ、まず聞きたいのは、学校へ要望が来る、学校から今度は通学路安全推進会議かな、そういう事務的な流れは、私も聞きしながら一応把握しとるつもりでございます、年1回やっとなんかというところで。回数やっとなんかという中身じゃなしに、中身をどういうふうにやっとなんかということが、本当は私は、一般質問というのはそういうことを聞くのが、手本みたいなことを聞いてもしょうがないんで、中身を。それでここで聞きたいのは、会議をやられとんだけども、私がここで言うたのは、実地点検、本荘小学校であれば本荘小学校をずっと一通り歩いてみるとか、どういうことをされとんかというのは、具体的にそういうことを学校単位できめ細かくということが聞きたい、私の趣旨なんですわ。やっとなんかことは、教育委員会もいろいろな意味で教育分野全体から、こういうことから全てよくやられとる、私も何年も見て、教育委員会は今、そういうことで、教育長以下、一生懸命やられとるということは、だけどそれでよろしいということにはならないので、あえてここで出したのは、子供からそういう素朴な意見が出るとということは、なければ出てこないはずなんですわ。じゃから、子供というのは素直なから、そんなことを考えずに出すから。そういう意味で、通学路の確かに安全対策ということで大事なことなんだけど、その点検状況と、それから私が、あとそれを答えていただいたら、その辺のまずは安全点検、この辺を本当にどこまでやられとんかというのを具体的に教えていただければ。会議のほうは年1回やられとるというのは、まとめてやっとなんかけども、そうじゃなしと、そういう効率的な会議はやられとんだけども、実際に歩いてみて、見て聞いて、地域地域で、そういうきめ細かい点検が必要なん。仕事というのは、こんなこと言ったら釈迦に説法で申し訳ないけども、事務的な仕事は誰でもしょんですけ

ども、本当に大事なものは、仕事というのはもっともっと掘り下げてやるのが本当の仕事、事務屋と仕事とは違うんだから、そういう本来の、私はあえて偉そうなことを言わせてもらえば、仕事をせにやいけん、中身のね。事務的な、事務屋じゃから事務だけやるときやいいということはないんで、そういうことをあえて言いたいことで、ちょっと偉そうなことを言いましたけども、その辺を含めてどんな実地点検しょんかなというのを具体的に教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） ありがとうございます。安全点検の具体的な中身はというような御質問でございまして、先ほど御答弁の中でも申し上げましたが、教育委員会のほうには学校からそれぞれの地域、それから保護者の方、中にはお子さんが直接言われることもあるんだと思いますが、そういった危険箇所についての要望というか、御指摘が上がってまいります。教育委員会としては、そちらのほうをまとめまして、学校の先生方と実際に現地を歩いてみたりします。推進会議の中で、それぞれの担当部署で調整が必要な場合、それから対策というのがすぐできるという場合、それから逆に学校のほうで通学に関して子供たちに御指導いただかないといけない、そういった大体3つぐらいに分けて、それぞれお願いをしているところでございます。

危険箇所なんですが、現在、ホームページのほうでも公開をされとりまして、3つの小学校で現在17か所、対策を行っていたり調整を行っているところがあります。それから、中学校区では9か所、これだけの危険箇所ということで、町のほうで対策を行っております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 点検のほうは現地を歩いてということでお聞きしましたんで、そういう手順を踏んでるということでした。

そこで、私はあえてもうそれ以上はありません。要望というんか、私が見た中で、点検箇所というんか、2つほど、これは分かりませんが、個人的な感想ですけども、本荘小学校のあそこの通りの狭いところ、あそこなんかは、私、常日頃思うとんじゃけども、朝晩の通学路の時間制限というんか、場合によったらまちなかなんかはやってますわね。その辺はそういう要望が出たことがあるのかどうかというのを聞きたいのと、それからもう一つは、去年も出たけど、和気中学校が、泉の信号からずっと入っていく学校までの左側はガードレール、あそこは道が狭いけども右側は何もないんで、私はあそこへ路側帯というんか何というんか知らんけど、注意を含めて白線をずっと学校まで引いたらどうかなというのは、道が狭いときはガードレールとかをつけたら逆に危ないから、要は白線で、十分にはならんけども、要は注意を含めて、狭いですということを運転手さんにもということで、私は白線をあそこに引いたらどうかというのが1点。

それから、本荘の場合はそういうことがあったんかどうか、交通規制といいますか、今のところ、今日の一般質問じゃございませんけども、交通量が増えれば、今段階はいいんでしょ、特にこの程度ということでないんかも分かりませんが、私は思うたら、場合によったらあそこは、事故があつてからじゃ遅いんで、そういうことがあったんかどうかということだけ教えてください。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） まず、1つ目の本荘小学校の朝夕の速度制限の要望、こちらのほうは要望としては上がってきておりません。ただ、スピードを出して通過する車があるというお話は聞いてまして、よくよく聞いてみると、保護者の方がほとんどだったんです、子供を送迎する。なので、学校を通じて保護者宛てに、学校周辺は速度に気をつけてください、安全に気をつけてくださいということを、これは町内の小・中学校、にこにこ園も含めて保護者宛てに通知をさせていただきました。

それから、和気中学校なんですが、こちらのほうは、現在、信号の交差点のところは要望が上がってます。こちらのほうは、信号の時間を、青の時間を調整するというので、対策を講じているところでございます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

白線の誘導についてでございますが、ほかの部署でも地元要望で上がってきて、非常に視覚的には有効な手段というふうに捉えております。その上で、学校も含め、地元区も含め、今後の検討課題という形になってくると思います。全体の道路線形も含めて見ていかなくてはいけないので、白線だけでということにはならないかもしれませんし、なるかもわかりません。今後、それらを詰めていく必要があると感じております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今の件は、白線をたまたま通学路ということで限定してですけども、課長言われるように、これは町全体として、道路の安全確保ということは、たまたま今回は通学路ということで限定してんですけども、その辺は全体の中で道路安全ということで検討していただければと思っております。

それでは、次に最後の3問目ですけども、3問目は益原多目的公園の追加整備ということでございます。

皆さん御承知のように、この多目的公園一帯につきましては、公園一帯の環境整備ということで、令和4年9月の一般質問で私は提起させていただきまして、令和5年度の予算に上げていただいて、関係者の尽力によりまして、正直言って思ったよりも以上のものができたということで、大型の複合遊具、これなんかかなり思い切った、担当者をはじめ皆様方、いろいろ打合せをしながら、立派な施設だと思っております。県下でもなかなかすばらしい施設ということで聞いております。それから、ローラースケート、スケボー、これなんかもありますし、これらを含めてあの一帯が今までよりも格段によくなったということは、皆さん御承知。それと、お客さん、4月8日のオープニングからすごい人ということで、駐車場のほうも今やっていただいとんですけども、そういう中で、和気の一つの名所ということで、それからあそこは子どもひろばもあるし、支援センターもあるし、いわゆる和気の拠点ですわね。なかなかあれだけの立地は近隣市町村にもないかも分らん。そういう意味でにぎわいをしとるということでございます。

それでいいというんじゃないし、今日言いたいのは、しかし公園全体を見たときに、まだ古い遊具等も、私もこの前、1周してみたら、まだ結構古いのがありまして、積み残しということじゃないんだろうけども、予算上の制約もあったんかも分かりません。その中身は分かりませんが、何とせよにぎわいの創出ということで、以下ありますけども、追加整備、これの必要性云々ということを含めて、最終的には来年度予算もありますんで、副町長に答えていただきますけども、まずは担当の方からその辺の考え方をお聞きしたいということで、質問のとおり、リニューアルオープン後の古い遊具など撤去等はどのように考えているかということで、考え方をお聞きしたいと。

それから、2つ目は、今現在やってる駐車場、駐車場が狭隘ということで鋭意やってくれとんですけども、遅々としてなかなかスピードが、もう少し要望したいというようなことも含めての、年度内に何とかできんかなということを含めて、結局、それだけお客さんが今増えとるということです。だから、その辺、現状は皆さんはもう共通認識だから、理屈は要りません、早くやってくれたらいいんだから。役場の人がやってやれというんじゃないねんじゃから、業者にきちっと、尻をたたくと言うたら変な言い方ですけども、そこは仕事のやり方を含めれば、業者は仕事ですからやってくれると思うんで、その辺のことを含めて、よくやってくれとんです。ただ、スピードが、タイミング、昔から言うけどスピードというのは大事だから、スピードとセンスとスケジュール、こういうものは大事なんです、計画も大事。だから、スピードもだし、いいセンスになる乗り物を作っていただきました。あと、スケジュール。スケジュール感がちょっと全体的に、これはこれだけに限りません、物事をやるときにはスケジュールが大事なんです。その辺を含めて、考え方をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

居樹議員の益原多目的公園の追加整備はについてお答えいたします。

最初に、リニューアルオープン後の古い遊具など、撤去等はどのように考えているのかについてでございます。

益原多目的公園の遊具でございますが、新しく整備した大型複合遊具以外にも、ローラースライダーやターザンロープ、トンボシーソーなど、開園当時から使っていただいている遊具が7種類ございます。安全点検の結果では、いずれの遊具もまだ使用可能ですが、公園の奥にあるローラースライダー遊具は経年劣化が見られるほか、新しい遊具と内容が重複してる部分もありますので、現在、今後の使用について検討しているところでございます。具体的な計画は現在検討中でございますが、利用者の皆様からの御意見も参考にし、公園全体の魅力向上につながるものにしたいと考えております。

スケジュールとしましては、来年度の当初予算に関連の予算を計上させていただきたいと思っており、計画がまとまり次第、お示ししたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、駐車場の利用開始を年度内に実施する考えはないかとの質問について回答いたします。

益原多目的公園の駐車場増設につきましては、今年度中に測量、設計、用地買収を行い、来年度に工事着手及び完成という予定であり、現在、現地測量がほぼ終了し、設計を行っている段階でございます。当駐車場については早期の完成が期待されていることから、できる限り前倒しで工事を進めたいと考えております。しかしながら、当計画地は片鉄ロマン街道との交差点がありますので、交通安全対策について、警察と県との協議が必要となっております。また、公園から町道に出る既存の出入口は見通しが悪く、危険であることでございますので、地元区から対策を求める要望も受けており、この問題についても、可能な範囲で今回の工事において対応したいと考えております。これらの理由から、設計及び協議に一定程度の時間がかかる見込みであり、新しい駐車場の年度内の利用開始が可能かどうかにつきましては、現時点では見通せない状況でございます。いずれにしましても、できるだけ早く工事に着手できるよう、最大限の努力をしてみたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、担当課長のほうから、私の質問の要旨を十分理解していただいとということと、それからこれから副町長の答えがありますけれども、もう事前に来年度予算にも何らかの形で予算化していこうということでございますが、大枠はそれでよろしいけれども、ここで1つ提案といいますか、私の素人提案で聞いてもらやあええんですけれども、4月8日のリニューアルオープン以降、いろんな町民の方から、私もうろうろしようりますもんで聞きますと、あそこへ子供の水遊び、いわゆるプールじゃなしに噴水というんか、事故のないように10センチか20センチ、水を入れてというようなことで、これは多少工事のほうにお金がかかりますけれども、水遊びだったら、3、4、5、6、7、8、9、結構1年間通じて利用があるんで、その辺は、そこまで、私は思いつきですけども、これから予算化して、予算化するときには事前の打合せがありましようから、そういうことのとときにきちっと業者から、今回の大型遊具はあれだけ立派なのをしたんで、事前のネゴシエーション、これが一番大事なんです。予算化することよりも事前の打合せを、多分、今回はあれはようやられたんだと思うんですけども、だから次回も、せっかくあれだけの、広さはもうあれ以上できんので、何とか狭い場所で土いっばいというたら中身の充実しかありませんので、そういう意味で、せっかくの仕上げということで、なかなか県下の中でもないということで、ナンバーワンじゃなくてもええから、昔から言いますけどオンリーワンで、益原はいいぞということが皆さんで口コミで聞こえるような形の分をぜひしていったらと思っておりますけれども、最後に副町長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 先ほど課長が答弁申し上げましたが、居樹議員の質問の2点について、私の考えをお答えさせていただこうと思います。

公園の遊具は、事故や危険な遊び方により、時代とともに撤去され、減少しつつあります。公園は遊園地のように監視されているわけではないため、危険とみなされた遊具はいつそのこと撤去するという発想になってしまっていて、公園管理者にとっては非常に悩ましいものとなっているのが現状であると考えております。遊具が減少することで、様々な運動能力が得られる機会が減り、子供の遊ぶ環境に大きく影響いたします。そのことから、ただ危険だから撤去するというのではなく、いかに安全を保つか工夫しつつ、遊具を残していくことの必要性があると考えております。益原多目的公園は、本町において非常に重要な施設、場所だと認識しております。多くの方に御満足いただけるよう、さらなる魅力アップを図り、来園者の増加につなげたいと考えております。

それから、駐車場の利用のことなのですが、先ほど答弁したとおりであります。スピード感を持ってスケジュールを立てる計画であります。先ほどの課長の答弁とおりの、予算要求の兼ね合いがございますので、年度内の利用開始については、現時点ではお答えできかねるところでございます。いずれにしましても、駐車場の早期利用に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

次に、3番 我澤隆司君は質問者席へ移動してください。

3番 我澤隆司君に質問を許可します。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） それでは、議長より許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

私たち議員は町民の代表であるわけですが、今回は、いろいろと町民の皆さんとお話をしていく中で、町民の方が十分理解をされていない事柄につきまして、情報開示をして一緒に考えるという観点から、3点の質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、上下水道料金について、会計についてです。

上水道、簡易水道、下水道の3つの会計につきまして、それぞれ公営企業会計を採用されていますが、過去5年間の会計状況、経営状況の推移を教えてください。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼します。

それでは、我澤議員からの上下水道料金についての御質問についてお答えいたします。上水道、簡易水道、下水道、それぞれ企業会計を採用しているが、過去5年間の会計状況の推移はということでお答えをさせていただきます。

まず、上水道会計では、例年、維持管理費用などの支出額に対して水道料金の収入は上回っておりまして、会計状況は黒字で健全だと考えております。次に、簡易水道会計ですが、こちらにつきましては、水道料金収入よりも維持管理費用といった支出のほうが多くて、会計状況は一般会計から一部繰入金によって賄われているといった状況にあります。下水道会計につきましては、令和5年度から企業会計に移行したのですが、簡易水道会計同様、収入より支出が上回っておりますので、こちらも一般会計から繰入金に頼っているところでございます。また、繰入れ基準を超えた額をさらに一般会計から補填しておりますので、下水道事業会計は現在採算が取れていないというふうと考えております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。一応5年間のということをお願いしたかったんですけど、取りあえず単年度の、今、御回答ですよね、具体的な数字が上がってこなかったんで、どうかなと思うんですが、上水道会計については3,000万円弱のプラス、簡易水道会計につきましては3,000万円強の赤字と。下水道会計につきましては、数字上は3億8,000万円の赤字になってますが、これは農業集落排水とかあるわけですよね、1億円ぐらい。そういうことを考えると、トータルで、正確じゃないかもしれませんが、3億円程度の赤字というふうに考えてよろしいんですか、これは。でしょうね。当然、値上げっていうのはもう誰も望んでいないんですけど、しかし現状を町民に丁寧に説明すべきだと思って、今回、具体的な数字の質問をしてるわけです。確かに公営企業会計の移行が、下水道なんか昨年度からですか、遡ってはなかなか答えられないというのも理解はできますが。特に下水道会計が赤字っていうのは、これはどこの市町も同じ傾向にはあるんでしょうけども、これを例えばトータルで考えて、当然、上下水道料金っていうのは受益者負担なんで、現在の一般会計からの繰入れ、損失補填ですよね、これをやらない場合、この上下水道料金っていうのはどの程度の値上げが生じるかっていうのにつきまして答弁いただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 上下水道課長 柚本君。

○上下水道課長（柚本賢治君） 失礼いたします。

上下水道料金は受益者負担というのが原則でございまして、赤字を穴埋めするためには何%の値上げが必要かということについてだと思えます。

議員のおっしゃるとおり、独立採算が原則なのですが、どの程度の料金が妥当かということは、将来の、水道では水需要予測、それから下水道では水の処理の予測というものが必要でございまして、中・長期的な収支のバランスというものを考慮した上で、和気町として将来必要な上下水道の事業に対しての資金を確保することが可能な料金設定にする必要がございます。そのためには、現金支出を伴わない費用、減価償却費ですとか資産の減耗費、そういったあたりも考慮した財政シミュレーションを行う必要がありますので、現時点では詳しく申し上げることができませんが、5年度の、今年度の決算から給水原価、それから下水の処理単価という、原価ということでお答えいたしますと、水道のほうは1立方メートル当たりの金額が大体約140円ぐらいになるというふうに思っております。家庭の水道料金の単価が134円ということになりますので、水道のほうは約5%の上昇でその原価が埋められるんじゃないかなというふうに考えております。下水道料金は、1立方メートル当たりの処理単価が約620円、こちらは家庭用の下水道単価155円となっておりますので、4倍、約400%が原価になるというふうに考えられます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） よく分かりました。私も周辺市町、矢掛町であるとか吉備中央町とか久米南町とかも、3町の視察を行いました。どこも確かに似たようなものというか、同じような状況ではあるというのは理解した上での質問です。ですので、特別、和気町が状況が悪いとかというふうには考えてはおりません。ただ、先ほど申しましたように受益者負担ということで、観点がありますので、その辺をちょっと計算しながら、将来のことをぜひ考えていただきたいということで質問してます。確かに、料金もそうですけど、別の視点で言えば、和気町の上水は、一部の地域、山方地区であるとか日笠地区を除いて井戸水、井戸からのくみ上げですよね。ほかの市町に行っても、和気町は非常に水がきれいだと思いますねというお褒めのお言葉をいただいたりもしました。確かにろ過せずに塩素だけ入れて給水できるという、非常に恵まれた地域であるということも認識してます。当然、PFASの問題とかいろいろあるわけですけども、基本的にはきれいな水を供給してるということで、誇りのある上水道であるというふうに感じております。

そういう中で、それは置いて、今後の上下水道料金について、町長のほうにお聞きしたい。これから当然、人口減少局面で、売上げというか使用料も減少してくる、しかしメンテナンス費用っていうのは、当然、下

水道も長い下水道を持っていますんで、むしろ増加すると思われれます。一般会計からの赤字の補填をし続けること、これをどのように考えるか、受益者負担の上下水道料金について、料金値上げの必要はないのか、それとプラス、ないのであれば、あってもそうですけども、経営改善ポイント、これをどのように考えているか、答弁していただければと思います。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほど担当課長のほうから赤字を補填するための目安の関係については申しあげましたけれども、水道料金につきましては、上水道、簡易水道を含めて一体的に検討する必要があるだろうというように考えているわけでございます。受益者負担と申しまして、水を使っていない人はおられないというふうには考えています。したがって、一般会計からの繰入れもそれぞれ御理解をいただけるのではないかとというようには考えています。しかし、それはどのぐらいまで繰入れていいのかということは、現在、企業会計にはなってますけども、バランスシートみたいなことをしないと、大体の将来的な部分についてはなかなか財政シミュレーションがつかないというようなこともございますので、それは今後において検討をしていく課題だというように思っています。議員の御指摘、御提案といえますか、そうしたものは感謝いたしたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。ただ1点、当然、受益者負担ということなんですが、全員が全員じゃないですよ、実際言うと、細かく言うと。おおむね100%受益者負担にはなるんで、一般会計から繰入れしても平等性は保てるということですよ、分かりました。基本的には一般会計に影響を与えないように、経営努力はしていただきたいと思えます。

続きまして、2番目の質問ですけども、町営の和気鶴飼谷温泉の経営状況について質問いたします。

企業会計を採用されていませんので、非常に分かりにくいのですが、過去5年間の収支の推移を端的に教えてください。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 失礼いたします。

我澤議員の和気鶴飼谷温泉の経営状況についての御質問にお答えいたします。

まず、過去5年間の収支の推移でございますが、サイドブックス、それからお手元へ資料を配付しておりますので御覧ください。過去5年ということでお伺いしておりましたが、コロナ禍の収支状況になりますので、和気町へ移管された平成24年度からの全てのデータを提示させていただいております。

まず、一番左側に歳入合計、その右側に内数で前年度繰越金、一般会計繰入金、起債、その隣に歳入合計から前年度繰越金、一般会計繰入金、起債を除いた営業収入等、この営業収入等には、一般会計繰入金のうちのコロナ臨時交付金や諸収入等、そういうものを含んでおります。その隣に歳出合計、実質収支、最後に単年度収支となっております。単年度収支の一番下、合計の欄を御覧ください。過去12年間で、起債額、それから組合からの精算金を含んで3億6,904万円を一般会計から負担していただいております。なお、本年度につきましては、繰越明許費を含めまして、改修、更新等、多くの工事を行っております、当初予算ベースで、御承認していただいておりますように、起債額1億2,650万円を含めて約2億2,600万円を一般会計から補填していただくという計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 表の説明ありがとうございます。この表で見ると、ちょっと分かりにくいですけど、営業収入等というのが真ん中辺りにありますが、これが実際のこの温泉の売上げになるわけですね。右のほうに

単年度収支、これが実際の年度の収支というふうに考えていいのかなという感じはします。それを見ていくと、私の質問のほうは5年間で質問させていただいてるんで、5年間でいうと、売上げが13億円幾らぐらいですね。それに対して赤字が2億数千万円というふうな状況かと思います。これは確かに先ほど大竹支配人が言われたようにコロナ禍が入ってるんで、若干ちょっと平均的ではないような気はします。ただし、今おっしゃったように、今年度は、令和6年度はポンプの取替えとかリニューアル工事が、大きな投資があるんです。2億円以上の赤字の可能性があるというふうには認識していいと思います、これは。今後もしリニューアルの設備投資は必要なので、収支の改善のためには、まず全体の売上げ、来客の増加を目指さないと、多分、この収支っていうのは合っていないというふうに思います。以前を見ると、3億5,000万円ぐらいの数字、売上げが出てますので、まずそのあたりを目指していかれたほうがいいのかという気がします。

そのような状況の中で、今年度は事業収入、売上げです。予算については、何度も私が申し上げますように、前年度比で130%ぐらいの予算になってます。そこで現在の、今年度、令和6年度の途中経過で結構ですから、達成状況を教えてください。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 失礼いたします。

先ほどの売上げの状況ということで、前年度比が約130%ぐらいに予算上なっていたということですが、現在の状況でございますが、更新工事等に伴いまして、長期の休館、それから台風がございました。これによりキャンセル等がかなりありました。ということもありまして、8月末現在で前年度決算比98.5%と伸び悩んでるところでございます。こちらなんですけど、7月末現在が96.4%と、2.1%、1か月で改善はしておりますものの、伸び悩んでいるところでございます。温泉利用につきましては、基本的にはほぼ計画どおりということではございますが、宿泊、それから食事につきましては少し厳しい状況になっております。今後は学生向けの合宿プラン、それから御好評いただいております同窓会プランに同窓会支援事業対象プラン、こういうものを追加していきまして、それからまた今年度予算として承認いただいております広告料、こちらのほうを無駄なく活用しまして、リピーターだけではなく新規の顧客の獲得に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。前年対比130%の予算で現在98.5%、こういう状況です。当然、この年度の予算というのは、130%行くという前提で経費の予算も組まれてるわけですから、当然、3月末に向けてこの130%を達成するために努力しないといけません。当然なんですけど。このあたりを、非常に厳しい質問になりますけども、経営者である町長はどのように考えるか。恐らく下期で前年対比150%以上の売上げを達成しないと、この数字っていうのは達成しないはずなんです。それに対する何か対策を講じられるのか、教えてください。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 参考資料で営業収支の関係が、数字が出されていますけれども、まず我澤議員が5年間でということございまして、私も参考資料を見ながらそれぞれ精査をしてみますと、2019年から21年までの3年間では平均して5,223万9,000円のショートになっています。2022年度では6,179万3,000円のショートということでございますけれども、2023年度、昨年度は3,510万円、少しずつではありますけれども、事業収入は改善に転じてきているというように私は考えています。しかし、まだまだこれから努力をしていかないと、今年度につきましては、目標額は、先ほど我澤議員のほうからもございましたけれども、昨年度に比べまして128%の目標を掲げているということございまして、非常に厳しい。先ほど大竹支配人のほうからございましたが、現在98.5%ということで、100%にまだ行かないということござい

いますので、これから下半期、非常に厳しいということは、私も承知をしているところでございます。

温泉利用につきましては、ほぼ計画どおりではございますけれども、宿泊と食事につきましては、今後、学生向けの合宿プランや現在好評いただいている同窓会プランなども進めていくというふうに支配人のほうもございましたけれども、私としては、トップセールスも含めて、それぞれ企業であつたりいろんなところをお願いに回って、私自身も様々な場面でそうしたことを行ってまいりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 予算というのは目標ではないと思うんです、絶対行かないと、それで経費も組んでるんでよろしくをお願いいたします。

町長の熱意は非常に伝わってくるんですけども、行政は最大のサービス業というふうに言われてるわけですけども、温泉のようにこのように分かりやすいサービス業の部分でなかなか成功しないっていうのは、万事、このような状況に陥る可能性をはらんでると思います、本当。ですから、温泉だけの問題じゃないというか、責任でもないと思います、本当に。温泉のちょっと見まして、やっぱり営業担当者もいない、昨年度までは広報予算も1万円しかない、そういう状況で、どうやって和気鶴飼谷温泉を売り込んでいくのか。おまけに、先日の同僚議員が言われましたけども、和気町には広報セクションもない。そういう中で、必要なノウハウっていうのが、そういうノウハウも全然蓄積されてないんですよ。そういう現状があります、本当。そういう部分は私にはもう全く理解できない部分です。和気町で一番困っている部局であるということは認識いただいて、全職員が自覚して取り組んでいただくことを期待しまして、この質問を終わります。

続きまして、3点目の質問です。

和気町の高齢者の要支援、要介護の認定率につきまして、和気町の要支援、要介護の認定率は、岡山県内27市町村で2番目に低いというデータもあります。様々な要因があると思われませんが、これをどのように考えるか、教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼します。

それでは、和気町、高齢者の要支援、要介護認定率についての御質問に回答させていただきます。

要支援、要介護認定は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき客観的に判定する仕組みになっており、申請を窓口等でしていただくと、認定調査員が訪問して、心身の状態など74項目を調査します。その認定調査による結果と主治医の意見書に基づき、コンピューターで1次判定を行います。その1次判定の結果を医師や薬剤師等の専門職で構成する介護認定審査会で総合的な判定を行い、要介護度を認定します。

このたび要旨として、和気町の要支援、要介護認定率は、県内27市町村で2番目に低いというデータもある。様々な要因があると思われるが、どのように考えるかとお尋ねでございますが、令和6年8月末現在の和気町の65歳以上の人口は5,284名で、そのうち要介護、要支援の認定を受けている方は885名です。認定率は16.7%になります。順位については、最新のデータとなる令和6年5月末現在になりますが、岡山県内で一番認定率が低いという状況でございます。また、調整済み認定率とって、人口格差の影響を及ぼす第1号被保険者の性別、年齢別人口構成の影響を除外した認定率は、令和5年3月末現在によりますと13.9%で、我澤議員が言われるとおり、岡山県内で2番目に低い認定率になります。

認定率が低い要因についてですが、内閣府が公表した要支援、要介護認定率の地域差要因に関する分析によりますと、運動習慣のある高齢者の割合の高さや介護予防事業などへ住民が積極的に参加する自治体では認定率が低くなる、また小規模な住民の集いの場などの要素が認定率低下に効果を及ぼしている可能性があるとしております。そこで、和気町の高齢者の状況はどうかというと、介護保険計画策定時にニーズ調査を実施しており、その結果からは、地域の様々な活動に参加する意欲のある高齢者は、既に参加している人を含めると56.

8%となっております。この結果は全国平均や県平均より高く、多くの高齢者の参加意欲の高さが分かります。和気町内の高齢者が参加する集いの場は、介護予防教室9か所、よっこらどっこい体操32か所、サロン41か所、老人クラブ45か所など、多様な通いの場が多数あり、小規模な住民の集いの場であることから、歩いて行ける場所で顔見知りが多く気軽に参加しやすいこともあり、高齢者が積極的に参加しているものと推測されます。また、地域の住民が主体的かつ熱心に通いの場を運営しており、生きがいづくりにもつながっています。これらの集いの場は、高齢者の健康維持や介護予防、さらに孤立予防や住民同士の交流の促進となり、認定率低下に大きく寄与しているものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました。調整後で2番目ですか。単純な数字では1位ということで、素晴らしい結果、一面的な言い方ですけど、素晴らしい数字だと思います。1位、2位、新庄村のほうは700人余り、比べるのもあれなんですけど、小さな自治体なんで、そういう意味ではかなりトップに近い2位だと思います。こういうことをもっと自信を持って和気町のPRしていただきたいんです、本当。何かがあるからこういう結果が出てるんで、いろいろ今、部長も客観的なことをおっしゃっていただきましたけど、これをやってるから元気なんだっていうのを、もっとPRに使っていただきたい。もしかしたらそういうことがあったのか、もう一度、具体的に、こういうことがあるからこうなんだっていうのを、できれば町長も含めて教えていただければと思います。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） もっとPRをしてほしいということで、具体的にどういったことをもっとやるかという御質問だと思いますが、確かに認定率が低いということは素晴らしいことだとは感じておりますが、ただこの認定率には、実際には介護が必要だが、介護もしくは認定を受けてない方が一定数おられるのも事実でございます。そういったことの検証も実際にはできてないのも事実でして、一概に、喜ばれることではあるんですが、一言では語れないかなとは思っております。ただ、先ほど言いましたが、参加率が高いというのも事実でございます、これは大きく寄与していると考えております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 介護認定率が低いというその要因と伺いますか、そういったものは、先ほど担当部長のほうでございました、通いの場であるだとか、そうしたところに多くの方が参加をしてくださっているというように、実際、正確にはなかなか分析はできてはいませんが、事業につきましては様々なことを展開しているということでございます。

また、フレイル予防、そうしたものや、健康状態の不明者の把握をするだとかというようなことも含めて、そうしたことも担当課が一生懸命していただいています。

介護認定につきましては、介護の必要量を、これも全国一律の基準に基づいて客観的に判断をして認定をするというようなことになっているわけでございますけれども、和気町が新庄村に次いで2位というようなことでございますので、非常に健康で暮らしていただいている高齢者の方が多いんだなということで、私としてもうれしく思っておりますけれども、今後ますます高齢化が進んでいく中で、実際に介護の必要性が高まっていくということは私も認識をしておりますので、健康で生きがいを持ち、活動的に暮らせるまちづくりを目指して、今後も頑張っていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 分かりました、ありがとうございます。

ただ、介護認定は全国一律の認定の仕方なんで、どこも同じなんです。確かに介護施設が少ないから認定が厳

しくなるとか、ちまたでは聞きますけど、それはあつてはならないことでしょうから、非常に誇り高いことだと思います、私は。1位の新庄村の役場にも聞きました。明確に答えられますよ。タニタのヘルスリンクの健康管理システムを活用して、一人一人の健康状態を把握しながら、健康支援、介護予防の活動を続けていると。それから、月1回の医療・介護・福祉連携会議の開催、それから新庄村の地域包括システム推進条例を制定して、支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の確保を目指しているという、明確に答えられています。だから、それが、よく分からんけど、元気なのはいいことだって、そういうふうな認識はちょっと違うのかなという気がします。その辺はきちっと検証して、いいことはいいってということで、町のPRとかプロモーションに使っていただければと思います。

私が一番、ここで言いたいのは、和気町には、先ほど万代部長もおっしゃられましたけども、よっこらどっこい体操であるとか、先ほど同僚議員からも出ました百歳大楽校とか、私も参加しているシルバーゴルフ会とか、それからグラウンドゴルフなんかも非常に盛んです。そういうのがやっぱり寄与してるんです、間違いなく。まず何よりも、先ほどちょっと厳しいことを申し上げましたけど、町営の和気鶴飼谷温泉というのがあります。これが、当然、健康増進施設として29年間営業されてると。その結果を残したと言えるのではないかと私は考えてます。町の直営の温泉がある町など、私も聞いたことがない、もう一個ぐらいあるんじゃないかという話は何度も聞くんですけど、確証は得てないです。財政負担の問題はありますが、町営の温泉をさらにうまく活用していけば、日本一の健康なまちを目指せるという話になってくるわけです。だから、そういうのを、せっかくあるんで、29年間も続いているこの温泉、これをぜひ活用してほしいです。今年度中には町長肝煎りの和気閑谷高校の寮とも言える施設が完成します。これも、高校生でありながら、毎日、温泉に入れるんですよ、これ、きっと。そんな高校は全国に当然ない、まずないでしょう。これが心身ともに健康効果は計り知れないものがあると思うんです、高校生にとっても。だから、もっとそういう面でもPRはぜひしていただきたいと思います。温泉というのは、私がここで効能がどうのこうのっていうのもあれですけど、やっぱり物の本を読むと、15分で深部体温が一般のお風呂に比べて0.4度から0.5度上昇すると、深部体温です。深部体温が下がると、免疫力が下がって病気になると言われています。痛み、疼痛の緩和であるとか血行促進なども当然あるわけですけど、そういうふうな免疫力の向上というのも非常に認められてるということです。ですから、今後、さらに和気町としても健康増進対策を進めていただきたいわけですが、こういった和気鶴飼谷温泉という立派な町営の施設があるんで、それをできれば中心に据えながら、高齢者にますます元気になっていただいて、認定率を下げるように頑張りたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで我澤隆司君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番 万代哲央君に質問を許可します。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、和気橋の架け替えとそれにつながる周辺県道の一体的整備を関係機関——関係機関というのは国と県ですけれど——に要望することについて質問いたします。

質問の要旨にありますように、個人的見解ではあるが、今後、早期実現に向けて期成会を結成する必要性を痛感するに至った。町も一体となって活動・支援をお願いしたいと考えている。見解を聞かせてほしいという趣旨

であります。私のほうから少ししゃべらせてもらって、その後、質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

昨年と今年にかけて、和気橋の架け替えの件で3回、一般質問をさせていただきました。今年の6月に質問した後から私の頭に浮かんできたことは、橋の架け替えは何を基準に判断するのだろうか、また架け替えが決定されて後、架け替え場所の調査とか、選定、設計、予算の積算、工事の着工、事業の完成にどれぐらいの期間、年月を要するのだろうか。つまり、架け替え決定から完成まで、一連の流れにどれぐらいの年月がかかるのか、こういうことが気になってきました。そこで、佐伯庁舎のほうに行って、平成6年4月に竣工した佐伯大橋について、当時の資料は残っていないか、総務事業部長にお尋ねしました。部長は、分かる範囲でということで調べてくれました。感謝しております。

佐伯大橋は、御津佐伯線、県道53号線の道路橋です。先ほど申したとおり、平成6年4月に竣工しました。その前に架かっていた旧の佐伯橋は、現在の佐伯庁舎に近いところに昭和10年5月に建設されたということです。それから旧佐伯橋は平成6年4月まで、かれこれ約60年間、利用されたわけです。60年間、佐伯の方が中心に使用されてきたこととなります。60年間も、本当に一世代役立ってきたわけであります。この旧の佐伯橋、昭和50年代に入ってから、交通量も増えてきたのでしょう。バスと乗用車が擦れ違うのがぎりぎりという状態になって、バスが向こうから来るときは乗用車は橋の手前で待つと、また逆に乗用車が橋を渡っているときはバスも橋の手前で待つと、交互通行をするようになったそうです。だんだんと旧の佐伯橋も時代の流れで狭くなったことが利用者には肌で感じられてきたのでしょう。昭和54年に当時の町長が、新の佐伯橋の建設と併せてバイパス道路の建設について、県に要望するに至ったということでした。その後、その要望から7年後の昭和61年に、町長が新佐伯橋構想を発表して、新橋の建設と同時に県道の拡幅整備を一体的に実施する構想が示されて、平成元年に工事着工して、平成6年4月、新佐伯大橋が完成し、御津佐伯線、県道53号線も整備されました。また、県道の両側には圃場整備事業が昭和58年度から事業が始まっておりまして。平成5年に117ヘクタールに及ぶ圃場が完成いたしました。米作りの基盤が整備されたわけであります。そして、平成6年は佐伯町政40周年に当たる年だったそうです。その記念すべき年、新の佐伯大橋の開通式の折、町長は挨拶で、新橋、県道のバイパス化、圃場整備の完成によって、町は活気にあふれ、まちづくりの大きな起爆剤になると。これらを共有の財産、宝として、町を発展させていこうと、こういう趣旨の呼びかけをされたということでありました。ざっとこんな話を部長とするうちに、昭和50年代から平成にかけての時代と今とでは、随分時代も変わってきたし、世相も変わったと感じたところでもあります。

この話を聞いて私が教えられたことを少ししゃべらせていただきます。

1点目は、旧の役場の近くにあった和気橋は約60年間使用ということですよ。今の和気橋も同様、60年を経過しました。単純に使用年数だけでどうこう言えませんが、建設から50年以上が経過する橋を、国は老朽橋と呼んでいるようです。ですから、旧の佐伯橋は多くの人に利用してもらってその役割を終えた、人に愛された橋であったことは間違いないと思います。

次に私が教えられたことは、何を基準に架け替えを決断するのだろうかという点ですが、旧の佐伯橋の場合、橋の幅が狭くなって通行がしにくくなって、事故につながるおそれがあると、利用する大多数の人が自然とそう感じるようになった。その思いが昭和54年の県への要望につながって、県も当然のごとく要望を受け入れる形で検討を重ねて、昭和61年の新佐伯橋構想につながったと私は推測しております。現在の和気橋の架け替えの基準は何かを考えると、現在、県の見解は、今後も引き続き適切に維持管理を行い、橋梁の長寿命化に取り組む方針であると、こうっております。私は、東備地域事務所の担当の方も、もうそれはそれはしっかり維持管理に努めていて、資料を読んでも、それから説明を聞いても、適切に管理していると心底そう思っております。本当にそう思っております。私の素人考えですけど、架け替えの基準判断の一つは、橋のたわみとかひずみの調

査、今後、度々必要になってくると思っています。その調査で、その許容量の数値が架け替えの判断基準を左右する大きなポイントになると私は思います。許容量を超えると、即、橋が落ちる、落橋のおそれがありますから、許容量の限度に至る前に架け替えの判断が必要となります。橋桁のたわみやひずみは補修できるものではないし、取替えが利くものでもなく、許容量の数値によって、即決、架け替えにつながると思います。期成会ができれば、耐荷力調査等の適切な実施時期や架け替え判断基準について、話をする価値はあると思っています。架け替えの判断基準は、旧の佐伯橋の場合とは異なると思っています。

3点目に教えられたことは、昭和54年に新橋建設と佐伯バイパスの要望を町長が県のほうに出して、昭和61年に新佐伯橋構想ができて、平成6年新橋完成とバイパス道路の整備までの年月は、昭和61年から換算しても約9年を要したことになります。これを今の和気橋に即当てはめることはできないかもしれませんが、架け替え場所の決定とか、設計、予算取り、着工、完成に至る一連の流れは変わりないと考えております。佐伯大橋の例を一つの事例として頭に入れておきたいと、こう思っております。

教えられた最後の1点ですけど、新橋完成は、まちづくり、町の活性化の起爆剤になる、大事な財産、宝として、住民に元気、活力を与えることにつながると思います。このことは、当時の町長の言葉からもうかがえることです。私はこれを忘れないでおこうと、こう思っております。

現在の和気橋の前に架かっていた和気橋の取り壊しに至った経緯とか、今の橋ができるまでに要した期間など、残念ながら、東備地域事務所には一連の資料は保存されていないという回答でした。今後、私は資料を探してみたいと思っています。参考になること、学ぶことがあると思うからであります。答弁をいただく前に、私が期成会をその結成する必要性を痛感するようになった点、これは3点あります。その後で町長と西本部長に答弁をお願いしたいと思います。

期成会結成の必要性の1点目ですけども、建設から50年以上が経過する道路橋、これは老朽橋と呼ばれております。そのうち全国市町村で管理している約6万か所の老朽橋のうち、点検して修繕や撤去が必要にもかかわらず未着工の老朽橋が約1万か所あるという、そういう記事が8月17日の山陽新聞の1面と3面に出ておりました。国は今後、未着工の市町村に財政支援をして早期対策を促すと、こういうことでもあります。この先、全国の自治体は、国に財政支援の陳情等、急増するのではないかと私は思いました。そういう現実、環境下において、今後、和気橋の架け替えについて、国、県への要望は後れを取ることはないと思います。これからは、未着工の橋梁の修繕や撤去に国の財産が優先してつぎ込まれるため、ますます土木施設の長寿命化対策が強化されていくのではないかと、新聞を読みながら思いました。それで、それであつたら余計、和気橋の期成会の必要性も感じたわけであります。和気橋は現在、県が適切に維持管理していますが、60年経過した橋ですので、今後は1年ごと、年を重ねるごとに老朽化してきます。要望する組織として、期成会は必要だと思っています。和気橋もまた財政支援なしでは架け替えはできません。架け替えの実現に向けて、国、県にアピールを行って、早期実現に向け活動していく時期だと思っています。岡山県が管理する道路橋、全部で3,041橋あると聞きました。そのうち延長が15メートル以上のコンクリート橋、60年を経過した橋というのは76か所あるということでもあります。そのうちの 하나가和気橋で、延長290メートルのコンクリート橋ということでもあります。和気橋の架け替えに備えて、架け替えの場所とか橋の構造、町のシンボルとしてふさわしいデザイン等、様々な課題を十分、期成会でも話し合っ、早期実現につながる準備をすることが必要であると思っています。

期成会の必要性の2点目ではありますが、新和気橋の架け替え橋と関係しますけども、吉井川の右岸、石生側ですけども、現地内の県道はバイパス道路の新設を検討すること、交通事故の回避、住民の安全な生活を守るため、この点は何としても一歩も譲ることはできないと、こういうことでもあります。

それから、必要性の3点目ですけども、佐伯大橋は、新佐伯橋構想が決定されてから新設されるまでに約9年を要しましたが、和気橋の新設に関しては行き先不透明で不確実であります。こういうことはあり得ないんです

けども、今すぐ架け替えが決定されたとしても、新橋実現には、佐伯大橋と同じく9年要するとして、今後の和気橋は70歳に達する老朽橋ということになります。そうなると、次世代に継ぐことになります。次世代に円満に引き継ぐためにも、今、期成会をつくって、次世代の方にも中に入ってもらする必要があります。

以上、3点が期成会の必要性について、私が感じた、思っているところであります。

もう一言だけしゃべらせていただきますけど、今日、一般質問と、こういう形でさせていただきますと、和気橋の架け替えの期成会、その必要性を議員の皆さんにお知らせして了解を得たかったというのが私の思いであります。和気町の喫緊の課題、優先順位の1番目は和気橋の架け替えと周辺道路のバイパス化であると、元町長、前町長、現町長と変わることなく、県に対して事あるごとに要望し続けていただいております。質問に移らしていただきますけど、私の質問は、町のトップ、町長と部長の思われる、期成会をつくることについての見解です。期成会をつくることについてどのように思っておられるか、その見解と、期成会ができた後の取組方、町としての関わり方、活動の仕方など、教えていただければと思います。私は期成会の活動に関しては全くの素人ですので、答弁を聞いて参考にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

万代議員の御質問にお答えいたします。

和気橋は全長290メートル、幅員6メートルの橋梁で、昭和39年に完成いたしました60年が経過しており、老朽化ともに、朝夕を中心に渋滞を引き起こしているのが現状でございます。これまで和気町といたしましては、和気橋の架け替えと県道の一部バイパス化につきましては、岡山県に対し様々な方面より要望してきている案件でございます。和気町では、既に道路、河川の期成会もでございます。この岡山赤穂線につきましても、期成会を結成することに何ら問題はないというふうにご考えておるところでございます。現在、期成会の結成に向けて、石生地域の代表の方が勉強会を行っているとお聞きしておるところでございます。期成会結成に向けて、また設立後も、和気町といたしましては御支援と御協力をしていきたいというふうにご考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 万代議員の御質問にお答えをしたいと思います。

60年経過をいたしました和気橋と主要地方道岡山赤穂線、県道96号線でございますが、東備地域において、生活に密着した重要な路線であるとともに、県内の広域交通を担う重要路線であると思っております。和気橋の架け替えと県道の一部バイパス化は和気町の重要課題であり、あらゆる方面から強く要望しているのが現状でございます。岡山赤穂線の期成会につきましては、地元とともに進めていく意向であり、また支援と御協力もさせていただきますと考えています。先ほど部長が申し上げましたとおり、現在、石生地域の代表の方が勉強会を行っているとお伺いをしています。万代議員におかれましても、ぜひ御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。和気橋に関する岡山赤穂線の問題は、和気町の最優先課題であると考えていますので、今後とも県のほうに強く要望をしまいたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 質問ではないんですけど、もうこれで終わりますけども、昨年から今日まで4回、この件で一般質問いたしました。県の過去から現在までの取組と今後の取組方針もよく分かりました。町の一途に、優先順位1番の要望も変わることなく続いていくということも分かりました。今後は期成会の中での御支援、御協力というのを町のほうによろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問終わります。

○議長（当瀬万享君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

次に、5番 神崎良一君は質問者席へ移動してください。

5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は2点、1番が居住支援ということ、2番が防災関係のインフラという2点で、まず1点目、居住支援という言葉は、何か一般的な名詞のようではなかなか分かりづらい。このたび町民の方から居住支援について質問があって、私自身があまり勉強ができていなくて、調べると、高齢化社会、少子化問題、人口、特に若い女性の方が都会に流出していくという中で、ある意味、この居住支援をしっかりとすることが、今申し上げた高齢化社会、少子化、人口減少の対策の一助になるのかなと思って、今回、一般質問をさせていただきます。

もともとこの居住支援の背景にあるのは、平成19年、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律というのができまして、これを普通、簡単に住宅セーフティネットということで、これが10年後の平成29年に改正されました。そして、はたまたそれから数年たちまして、特にコロナ禍の現状を踏まえて、さらに今年5月30日、お手元に配付しました資料、全体は見づらいですけど、平成29年に改正されたものにまた再度、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律ということで、（住宅セーフティネット法の一部を改正する）ということで、5月30日に成立しまして、今年6月5日から公布されたというこの件です。

まず、この住宅確保要配慮者とは何かと。非常に法律的な用語なんで難しいですが、これ、2点ありまして、この住宅セーフティネット法上の定義と、あと国土交通省が言ってる点がありまして、それを両方併せますと、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、あと子育て世代、もう一つが外国人と、こういう方々を、住宅確保が大変なのでよく皆さんで心尽くして配慮してあげてくださいよと、こういうお話なんです。確かにこういう方々を見ると、今の時代に非常に住宅が見つげづらい、こういうことではないかなと思ひまして、また今、先ほど申し上げたように、子育て世代とか高齢者とかありますから、そういう方の住宅を確保することが、和気町の人口減少対策の一助にもなるのかなと、このように考えております。

それで、質問をさせていただきます。

まず1番目、この法律に基づく居住支援制度とはどのような制度なのかと。

それから、岡山県の対応はどうなっているか。

そして、3点目は、和気町ではどうなのかと。

以上、お尋ねします。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

神崎議員の居住支援制度とはどのような制度かについての御質問にお答えいたします。

まず、居住支援が必要な背景についてでございますが、住宅確保要配慮者である高齢者のみの世帯が増加し、賃貸住宅への入居を希望されても、孤独死や死亡後の残置処分などの入居後の課題への不安から、大家の拒否感が大きい現状がございます。そこで、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律に基づきまして、住居支援制度が進められました。住居支援制度は、先ほど議員が言われましたとおり、高齢者、障害をお持ちの方、低額所得者など、住宅確保要配慮者が賃貸住宅の入居に困っている場合に、入居に向けた支援と居住支援法人等を活用した入居後の生活支援を実施する制度でございます。具体的な例の一部といたしまして、入居に向けた支援といたしまして、大家、要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備があり、セーフティネット住宅として登録されました住宅に改修が必要な場合におきまして、大家にその費用を国が補助したり、改正され

た法の施行後になります。入居者死亡時の残置処理を円滑に行うため、県から認定を受けた居住支援法人が、入居者からの委託に基づきまして残置処理ができるようにすることなどが上げられます。また、入居後の生活支援として、県から認定を受けた居住支援法人等が安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行うことが上げられます。

次に、2点目の岡山県の対応はどうなっているかについてでございますが、岡山県に確認いたしましたところ、令和7年度、新規重点施策として、県の補助制度を含め、現在、検討段階であると聞いておるところでございます。

次に、3点目の和気町はどう対応していくかについてでございますが、改正法が今年6月に公布され、公布の日から1年6か月を超えない範囲において、政令で定める日から施行されることになっておりまして、今現在、まだ施行されておらず、国においても、9月に市町村向けに概要説明、来年4月に詳細説明を予定していることから、町といたしましては、具体的な対応をお答えすることができませんが、これからの岡山県や県内市町村の動向も含めまして注視し、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。補助制度も含め、県も検討段階でございますが、住宅施策部局の都市建設課と福祉施策部局の健康福祉課両課が中心となりまして、住居支援制度に取り組んでいきたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど西本部長のお話の中にありました、居住支援法人という話が出ましたが、私が調べたところ、岡山県はまだだということなんですけど、県としてはまだかもしれませんが、岡山市、津山市、それから倉敷市だったでしょうか、居住支援法人的なものがあったり、あと居住支援協議会と、こういったものが組織されて、あとそれに市町村がタイアップして、3者でこういう支援をしていくというような組織図かなと思っております。まだ現段階では県のほうでそこまで進んでないので、検討中だということですが、先ほど申し上げたように、これは本当に少子化対策、高齢者問題にくさびを打つような話かなと思って、私も非常に注視をしたところなので、他の市町村よりも先駆けてやるのが、和気町が存在というか差別化になり、他からの流入人口も増えるのかなというようなこともあるので、急いでほしいとこがありまして、ちょっと追加質問的にいきますと。そうしましたら、和気町には、今言う居住支援法人とか居住支援協議会的なものは設立されてないと。私の手元には、平成29年、これがさっき言いましたセーフティネット法が改正されたときに、全国で約800を超える居住支援法人が指定されて行っているというような資料がありますが、まだまだ和気町としては厳しいでしょうけど、そういうあたり、もし情報があれば、和気町の現状の中のそういう担い手である居住支援協議会や居住支援法人があるのかどうか、はたまた、それについては検討段階だけでも、そういう手を挙げようとしているようなところがあるよとか、協議会については来年のいついつにつくる予定だというような計画、予定があればお知らせください。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

居住支援法人ありますが、今のところ、和気町はないと聞いております（「本荘地区に1社」と後刻訂正）。この制度につきましては、このたびの制度改正によりまして、あくまでも登録制（「認定制度」と後刻訂正）というような形になって、県が許可権限を持っておりますので、町は取らないということになっております。なおかつ、協議会でございますが、現在ある協議会と、この法改正の協議会は全く別物でございます。岡山県にも今現在ございますが、これとはまた違います。全国的にもこの協議会と同じものというのは、まだ法が施行されてませんので、これからでございます。今後、各市町村、これは努力義務でございますが、本当に必要であれば、

それぞれの団体がつくっていくという流れになります。まだ概略説明の段階でございますので、詳しく申し上げることが今の段階ではできません。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 再質問というよりは、今、もうそういう状況で、非常に、法改正と言いながら内容が大分がらっと変わってきているということで、多分、定義も変わってるんだと思います。来年の7月が施行ですか。今回の6月の法改正に伴って、さっき言われた、この1年ちょっとが努力義務で、施行が来年7月7月やに聞いてますんで、それに乗り遅れることなくというか、それよりも和気町で本当に有効だなということがあればと思って。

あと最後ですけど、一番最初の話ですが、住宅確保要配慮者って、和気町って何人いらっしゃるのかなと。非常に難しいですけど、高齢者、低所得者、被災者、障害者、子育て世代、外人というのを、ダイレクトに何人だとは言いつらいかもしれないけど、パーセンテージ的なことで言っていれば、あ、それが1万3,000人のうちの何%かなというようなことで、あ、それだけおるならば、やっぱり急がなあかなかなということ、皆さんのほうで危機感を持っていただけるならば、その辺の数字を言っていだいて、これの質問の再質問とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

法の施行について、まず7月と、議員、言われましたけど、今年6月から1年6か月後に政府が決めるということなので、具体的な日にちというのがまだ決まっておらない現状でございます。

それと、和気町内に住宅確保要配慮者が何人おるかということでございますが、このような調査もしていませんし、実際、私ども建設部門としては聞いておりませんので、今現在ではちょっと分かりません。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 再質問ではありませんが、意見として、今、西本部長おっしゃるように、一課がやれる話ではないし、さっき申し上げたように、障害者だ、低所得者だ、被災者だ、高齢者だと、子育て世代だ、外人だということになれば、町全体がやらないといけないということなので、これはあと町長にお願いをして、そういうチームをつくるのか、担当部署で合同でされるのか、よく打合せしていただいて、ぜひまた、私ももっと勉強して、もっと鋭く切り込んでいきますんで、しっかり勉強、お互いにしましょう。

続きまして、第2点目、防災対策のインフラについて質問させていただきます。

今日の同僚議員からの質問等もありましたが、防災対策については、これはもう毎度毎度になりますが、和気町はどうなってるかと、こういうことでやっていくんですけど、特に私はその中のインフラ関係、水だとか道路とか電気と、こっちを。確かに各旧小学校跡地といいますか、そこに備蓄だとかトイレだとか、いろんなものはどんどん整備されていると思うんですけど、災害発生時のそういうインフラ関係の、特に水だと思うんです、水と、あと電気なんですけど、電気、あと道路の状況、それがどうこうすぐできるわけではないんですけど、これらについて、どう和気町の現状はなっているんだろうかと。インフラはどうなってるかというのが1番目の質問で、2番目はその問題点はありますかということ。

そして、今後、具体的な、それらインフラに対する施策があれば教えていただきたい。

以上、3点、お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

神崎議員の防災対策のインフラについてという御質問で、災害発生時の水と電気、それから道路等のインフラは和気町ではどうなっているかということ、それから現状の問題点は何か、それから今後の具体的な対応策とい

うことで御質問をいただきました。順番にお答えをしたいと思います。

現在、和気町では、近年、大規模な自然災害は発生していませんが、町全体の70%を占める山間部では、近年、多発している集中豪雨などによる土砂災害のリスクがございまして、平野部では、南北に流れる吉井川に金剛川や初瀬川、王子川などの支流が流れ込み、一たび洪水が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあります。また、先月、先ほど議員がおっしゃいました臨時情報が発表された南海トラフ地震は、今後30年以内に70から80%の確率で発生すると予想されておまして、町内で最大震度6弱が想定され、揺れによる建物被害は少ないものの、液状化による建物被害は多数発生すると想定されております。今年1月に発生した能登半島地震では、寸断された道路や水道、電気が止まっている様子、それからどのキャリアの携帯電話も使用できないというような様子が大きく報道されたところがございます。土砂災害や洪水は、災害発生箇所や浸水区域によって被災区域が変わってくるために、水道や電気、道路など、インフラの被害想定が難しい状況でございますが、地震に関しましては、岡山県が岡山県地震・津波被害想定調査を公表しておまして、現時点での南海トラフ地震による各種インフラの被害想定が公表されております。

水道につきましては、発災直後には断水率が68.6%というふうに想定されておまして、1か月後にも断水率が1.2%と、非常に長引く想定というふうになっております。もう一つ、電気につきましては、発災直後には停電率が41.3%というふうな想定をされておりますが、1週間後には停電率がゼロ%、停電が解消される見込みというふうになってございます。国や県では、現在、この南海トラフ地震の被害想定の見直しを行っております。改定時期は未定というふうになっておりますが、和気町でもこの改定を受けて、各種防災の計画見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、現在の問題点と今後の具体的な対応策は何かということでございますが、平成30年7月に発生した西日本豪雨の際、中国電力によりまして、7月6日以降、高梁、総社、倉敷、岡山をはじめとする20市町村で、延べ約5万1,200戸が停電をいたしました。他の電力会社からの応援もございまして、6日後の7月12日には全面復旧をいたしております。ほかにも、岡山県によりまして、浄水場や水源地が冠水するなどしたために、倉敷、高梁、新見などの6市町、約3万1,000戸で断水が発生をいたしております。地区の3割が水没した倉敷市真備町の地区では、真備浄水場、総社市にございますが、これが冠水をして機能が停止したほか、送配水管が24か所破損し、全区域が供給不能に陥り、真備町地区全域に水道水が供給されたのは、24日まで、約18日間かかっております。また、県内では、県道、市町村道、併せて1,333か所が被災をしておまして、県道では231か所で全面通行止めになる対応をしておるところでございます。

和気町におきましては、企業や団体などと災害時の応援協定を結びまして、災害に備えております。中国電力とは災害時における連絡体制、協力体制を整えておまして、毎年、緊急連絡名簿の交換や停電状況、復旧見込みを連絡、大規模災害時にはリエゾンの受入れを行い、情報交換を円滑に行う体制を整えております。ほかにも、断水時には日本水道協会岡山県支部、それから道路、河川などの土木施設の災害対応につきましては和気町建設業協会と、それぞれ協定を締結いたしておまして、災害発生時の体制を整えております。町では現在、企業や団体と40の応援協定を締結して災害に備えておりますが、今後も他市町の災害協定なども参考にしながら、企業や団体に働きかけて、災害対策を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 私の経験を一つ述べさせていただいて、なぜこれを質問しているかという理由になるかと思うんですが、私は阪神大震災の被災者です。家屋はたまたま住友銀行の寮だったので、半壊止まり、傾きましたけど、1階に住んでおまして、家財道具は一切壊れました。唯一の情報手段は、車まで走って、車がたまたま塀の下敷きにならなかったの、ラジオをつけて聞いたというだけです。そのときに思ったっていうか、何

もできないし、誰も助けられないし、動けない。1日、真っ暗な中で過ごしました。ただ、私たちというか、住友銀行の寮がたまたま西宮市市民病院のすぐそばにあつて、県の勅令か何か知らないけど、電気だけはすぐ、2日目に通ったんです。我々だけかもしれないし、それは非常に申し訳なかったなと思うけど、それでどんなことが起こったかという、まず、まだ農地がありましたので、井戸水があると。電気が通ったんで、水道を近くの農業の人が、とにかく24時間、出しっ放し。私はその水で助かりました。その水をくみに行って、トイレだとか、汚いけど煮沸して飲むと、これも電気が通ったからですけど、電気で沸かしてという、お湯を沸かして飲むというだけ。食べ物は要りません、特に。2日目は完全に、多少動けたんでコンビニへ行きました。それから、西宮と大阪は電車が翌日から走りましたんで、当然、地元にはないので、水を大阪に買いに行きましたけど、2日目はコンビニの水はゼロでした。買えません。ということで、私が助かったのは、本当にお百姓さんが水を、電気が来た関係で無制限、無料を出してくれたことだなといまだに思ってます。1月17日だったので、結局一日は寒かったけど、その次からは暖が取れましたので、電気です。ということで、私、インフラのことを言ってるんですけど。

それで、今40団体、企業と応援協定は結ばれてますが、具体的な話をさせていただきます。例えば、太陽光発電が北山方のとこにできてますが、そこの協定の中に、例えば、いろんな法律の規制があるのかもしれませんが、もし電気が和気町に来ない、大体復旧までに1週間かかるということであれば、非常に大変な話だと思うので、そのあたりはどのあたりまで供給してくれるのか、いややっぱりできないというのか、今後、お話をしていけば協定ができて、2日後には供給できるのかどうか。ただ、太陽光発電は蓄電が難しいという話なので、お昼しかできないだろうと思うから、そのあたりが難しいけど、そのあたりでもし何か調べられてやっておられることがあれば教えていただきたい。というのが、特に電気をとにかく確保できるかなというところで再質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 再質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるように、太陽光の場合、蓄電が昼間しかできないという関係もございしますが、今現在、町内で太陽光パネルを設置をされてるとここの協定は結んでおりません。今後、協議ができるかどうか、これからの検討材料かなというふうに思います。実際には、地震の場合はどの地域がどれほどいくというか、全町に関わることになってくるかと思うんですが、水害の場合等については、浸水していないところから、また発電機があつてみたり、それから協定を結んでる40の中には、三菱自動車さんが自動車を送り込んで、その場所での発電に力を貸してくれるという協定も結んでおります。それ以外にも、いろんなところでの、各支部に車をたくさん持つてるわけじゃないので、それぞれ全国から集めるような、被災地に向けての対応策をしてくれるというふうにお伺いしております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 三菱自動車さん、何か非常に有効、有効って、効果があるようなお話なので、そういうことが積み上がって、不慮というか想定をしてないことが起こるので、それが災害なので、いろんな分野、いろんな方面から、そういう協力体制を組むことが重要かと思えます。

それで、今日お配りした、最後、先ほどの裏です。裏に、牛ふん、密閉空間で発酵という、これは今年8月21日、山陽新聞のほうで、これは笠岡市じゃないんです。笠岡の民間企業が大阪の企業と組んでこういう牛ふんで発電をするという、こういうことで、こういうのを見ると、私なんかはついぞ何かこういうことでも発電ができる方法がないかなと。当然、さっき言った太陽光発電のほうも何とか協議していただきたいし、さっきの三菱自動車さん等々ということで、電気の供給元は多ければ多いほうがいいかなと思ってますので、このあたりを参考に何か町として考えていかれるか、今後のことです。これ、和気町にも牛ふんがありますので、なかなか固有

名詞は言えませんが、当然、そのことは検討もされてない、民間企業ですのでなかなか難しいですけど、ただ町長のほうで、こういうことも含めて、特に災害時の電気供給ということでお考え等があればいただいて、私の質問を終わりたいと思います。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 大災害になりますと、先ほど議員がおっしゃったように、どのような状況になるかということとはなかなか予測がつきませんけれども、近隣の市町だけでなく、全国的に様々な取組がされているところを参考にしながら、それを和気町に置き換えてできることを考えていきたいというふうに思いますので、またよろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 神崎君にお伝えします。

先ほどの居住支援について、産業建設部長が答弁の訂正をしたいということで、許可しましたので。

（5番 神崎良一君「はい、分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

先ほどの居住支援法人、和気町はあるのかということで、私のほうがそれは聞いたことがないということだったんですが、再度、調べさせていただいたところ、本荘地区のほうに1社ございました。そこを訂正させていただきます。

それと、私、法人の部分で登録というふうに申し上げましたが、法改正になって認定制度になっとなんで、登録ではなく認定制度ということに変えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 町長から非常に前向きというか、全国の事例、本当に災害時は何が起こるか分からないのが災害なので、いろんな事例をつぶさに調べていただいて、和気町で使えること、特に和気町で利用できそうなことということを一丸となって探していただきたい。我々も、こういう格好でいろいろ探しながら、皆さんのほうに御提示しながら考えていただこうと思います。ということで、災害時は全町一致で頑張りたいと思います。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、明日9月18日午前9時から引き続き行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時53分 散会

令和6年第5回和気町議会会議録（第15日目）

1. 招集日時 令和6年9月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年9月18日 午前9時00分開議 午前11時20分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 山野 英里 | 2番 山田 浩子 | 3番 我澤 隆司 |
| 5番 神崎 良一 | 6番 山本 稔 | 7番 居樹 豊 |
| 8番 万代 哲央 | 9番 山本 泰正 | 10番 広瀬 正男 |
| 11番 西中 純一 | 12番 当瀬 万享 | |
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名

欠席 4番 從野 勝
7. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|-----------------|
| 町 長 太田 啓補 | 副 町 長 今田 好泰 |
| 教 育 長 徳永 昭伸 | 総 務 部 長 則枝 日出樹 |
| 危機管理室長 河野 憲一 | 財 政 課 長 海野 均 |
| まち経営課長 寺尾 純一 | 税 務 課 長 豊福 真治 |
| 民生福祉部長 万代 明 | 住 民 課 長 竹内 香 |
| 産業建設部長 西本 幸司 | 産業振興課長 岡 恵一 |
| 鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司 | 上下水道課長 柚本 賢治 |
| 総務事業部長 永宗 宣之 | 会 計 管 理 者 清水 洋右 |
| 教 育 次 長 新田 憲一 | 学校教育課長 嶋村 尚美 |
| 社会教育課長 森元 純一 | |
8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 赤田 裕靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|---|-----|
| 日程第1 | 一般質問 1. 6番 山本 稔 2. 11番 西中純一 3. 9番 山本泰正 | |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、昨日17日に引き続き一般質問を行います。

6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、3点質問をさせていただこうと思っております。

まず、1点目でございますが、公共施設の長寿命化についてということでございますが、長寿命化計画は町が作成していることだと思っております、そのとおりに計画どおり行っていると思っておりますが、最近いろいろな施設を見るに当たり、いろんなところが結構目について、悪いところが、これ修繕したほうがええんじゃないかなというところが、多々見受けられますので、それで3点お聞かせいただきたいと思っております。

サエスタでございますが、サエスタももう30年ぐらいたっておるんですが、外観で言いますと、外の鉄骨の辺はもうさびて、さびが下のほうに垂れていたり、外の階段はこけが生えて、雨の日とかは上がれない。通行止めになってることが多いんですが、そういうことがあったり、それから建物の中も雨漏り、議長もおっしゃっていましたが、雨漏りが跡があったりするので、雨漏りが起きているんじゃないかなと思われるところがあります。そういったところで途中で修繕をしたような形跡があまり見られないんですが、そこら辺のことと、サエスタ、太陽光発電とかパネルを設置する予定があるのかどうか。公共施設の太陽光発電ができる施設を調べているとおっしゃられましたので、そこら辺でまた、もし可能であるのであれば、今、光熱費もあそこサエスタかなりたくさん要っておりますので、できれば少しでも減らすような努力をしていただきたいと思っております。

それから、旧佐伯町中央公民館、役場の横にあります施設ですね。今、調理室を地元の方がみそ造りとかで使っておりますが、それ以外は今、児童クラブも出ておりますし、ほとんど使っておりません。ですが、今、これからどういうふうにしていくのか、よく分からないので、長寿命化をして何かにするのか、またはあそこはもう処分して、建て壊しをするのか、そこら辺のことも一つお聞かせください。

それから、和気町中央公民館であります。これは駅前の一体整備ということで、建て替え等、皆さんもおっしゃっておりますが、当面建て替えるのが無理であれば、改修をして使えるようにしなくてはならないと思うんですが、一番に私が使わせていただいているのがトイレですね。トイレが古くなっておりまして、外から来たお客様も嫌なんじゃないかなと思っております。ですから、そこら辺の改修とか補修、そういう長寿命化計画のちょっとどのくらいのことをできるようにしているのか、そこら辺をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(当瀬万享君) 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長(森元純一君) 失礼します。

私からは、御質問のうち、学び館サエスタ及び和気町中央公民館の長寿命化について答弁をさせていただきます。

和気町教育委員会では令和4年3月に主たる社会教育施設について、和気町社会教育施設長寿命化計画を策定いたしました。この長寿命化計画は、和気町公共施設等総合管理計画の個別施設計画として、総合的、中・長期的な視点で計画的に整備、適正化を図り、まちの財政負担の軽減化、平準化を目指すもので、鉄筋コンクリート造りの建物の耐用年数について、一般的におおむね50年であったものを80年程度まで延長することを目標としております。

まず、学び館サエスタでございますが、整備方向としては長寿命化改修となっております。長寿命化改修とは、物理的な不具合を直し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の施設が求められている水準にまで引き上げる改修のことでございます。

鉄筋コンクリート造りで、平成10年度、1998年度に建てられたサエスタは築40年をおよそ目安として2039年度、2040年度に長寿命化改修をする目安となっております。ただし、議員御指摘のとおり一部劣化も見られることから、短期的に整備対応が必要な箇所を要するとの評価を受けております。そのため、今後は、2039年度の長寿命化改修というものを一つ念頭に置きながら、計画的に劣化箇所の補修を進めていくことにしております。

続きまして、和気町中央公民館でございますが、昭和45年度、1970年度の建築になり、築年数では50年を超えてきております。そのため、長寿命化計画では2つの整備パターンが提示されております。一つは、和気町中央公民館は新耐震基準を満たしていないために、耐震改修を実施し、その上で長寿命化計画を施し、およそ80年目安の2050年度まで長寿命化を図るものとなっております。もう一つは、建て替え、改築を目指すものでございます。1つ目の長寿命化改修、2つ目の建て替え、改築、いずれにいたしましても、およその目安として2030年度というふうになっておりますので、今後については協議を進めていく必要があります。

なお、議員御指摘の学び館サエスタ、太陽光発電等々については、今のところ課としては計画はしてはいたしませんけれども、そういう方向性もあるかなというふうに研究を進めてまいりたいというふうを考えております。

和気町中央公民館もトイレ等々、いずれ長寿命化か改築、いずれにいたしましても悪いところは順次直していく計画で進めておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

私からは、御質問2点目のほう、旧佐伯町中央公民館について答弁をさせていただきます。

この建物は佐伯庁舎西側に隣接する鉄筋コンクリート3階建ての建物で、町民会館として昭和49年に建設され、竣工から50年を経過いたしております。現在は佐伯庁舎分館の名称で管理をいたしております。この施設は竣工から程なく佐伯町中央公民館として管理運用をされ、その後、一部は役場執務室の分室としても利用されてまいりました。

平成11年、サエスタの竣工により中央公民館機能を移転して以降は、障害者の共同作業所、学童保育事業の活動拠点などとしても利用されておりましたが、平成18年の町村合併、令和2年、学童保育事業の旧佐伯幼稚園への移転等によりまして、現在は、1階の調理実習室部分を除き、実質的には住民利用のない未利用施設となっております。

この施設につきましては、耐震診断は未実施で、施設の長寿命化を目的とした屋上や外壁の防水などの大規模なメンテナンスも長らく行っていない状況にあります。町といたしましては、この施設について現時点では具体的な利用計画はございません。また、地域の団体などから利活用に関する問合せや相談もない状況ではありますが、今後、地域振興や地域活性化に寄与するような用途での計画提案があれば、普通財産としての貸付けなども選択肢として検討してまいりたいと思っております。

ただ、利用に当たりましては、空調、電気、トイレ設備等の修繕や更新などの必要も予想されますので、それらのことも含め、検討の必要があるかなというふうを考えております。

築50年の物件で老朽化も否めませんが、まだ利用可能な状況でもありますので、危険防止のために現時点で急いで取り壊す必要があるといった段階でもないというふうを考えております。

2022年に改定をいたしました和気町公共施設等総合管理計画に定める基本方針である人口及び財政状況に合わせた施設保有量の適正化の方針に基づきまして、今後の対応については、隣接する佐伯庁舎、老人福祉センター、佐伯保健センターなど、ほかの施設も含めて総合的な検討が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

サエスタの長寿命化は2039年から40年度に行うということですが、今、佐伯中学校改修してるんですが、あそこコンクリートの打ちっ放しで、大変傷みが激しかったということで、大変改修費用がかかったと思います。サエスタも同じようにコンクリートの打ちっ放しで、外壁等、かなり腐食が進んでいるんじゃないかと見受けられます。あと20年ぐらいあるわけですが、そこら辺まで待って改修するのか、その前に改修をして、もっと長くもてるような感じに直していくのか、そこら辺の判断も必要なんじゃないかと思っております。

それから、和気町中央公民館のほうにしましては、先ほど言いましたように建て壊して、新しく新築するか、また和気町のあそこのまちの総合計画に基づいて、新しい建物を建てて、図書館とか、和気閑谷高校とか、旧大國家住宅とかと関連した施設を新しく造るとというのが、私ら議員のほうではそうしたほうがいいんじゃないかなという意見は出ておりますので、そういうふうな計画があるのであれば、それまで取りあえずお客様に失礼がないようにできるところから改修をして、少しでも皆さんが来て、きれいに使っていただける施設でありたいと思っております。

それから、これは町長に最後、お聞きしたいんですが、和気町中央公民館のほうは、総合的な計画で建て替え等を考えているのかどうか、長期的な計画があるのかどうか、また後ほどお聞かせください。

それから、旧佐伯町中央公民館、庁舎の分館となっておりますが、今、利用が1階の調理室だけなんですが、利用がないのであれば、利用の促進を何かするとか、そういう計画がないのであれば、耐震も何もしないのであれば、そのまま置いとくしかないということであれば、だんだん解体費用も高くなってきますよね。置けば置くほど年々工事費が上がってくると思われまので、そういうふうなことは早く決めて、解体するのであれば早く解体して、その後何か有効的なものをするとか、3施設、保健センターとか、福祉センターとか、あそこら辺の3施設を一体にしてまた新しいものにするとか、そういうふうな将来的な考えを持って計画をしていかないといけないと思いますので、そこら辺のことも、お考えもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

まず、お尋ねのサエスタのことについてでございます。あと20年近くあるということで、外壁等々も傷んできているが前倒しはどうかということなんですけれども、判断が必要なのかなというふうには考えております。ただ、いずれにしても、まずは短期的に対応が必要な部分、我々が把握してるだけでもエアコン、放送施設、トイレ等々ありますので、ここを計画的に修繕していけたらいいなというふうを考えております。

○議長（当瀬万享君） 総務事業部長 永宗君。

○総務事業部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

旧佐伯町中央公民館の建物について、利用の計画がないのであれば早期に取り壊したほうがといったような御提案もいただいたところですが、当然にそういう選択肢はあるかなというふうには考えております。先ほども申

しましたけども、町の保有いたします町有施設の全体の保有量、こういったところを勘案しながら、当然一つの選択肢として検討すべき事項かなというふうには思っております。取り壊し費用についても早期に壊せば安価につくだろうという、ランニングコストもかからないだろうというのも一つの選択肢かと思えます。ただ、まだ利用可能な施設ですから、住民の要望に応える、地域振興に応えられるような利活用について提案があるのであれば、あれがあったらよかったのに、使えたのにというようなこともありますので、そういったところは全体計画、全体を見直す調整の中で今後も検討を進めてまいりたい、適切な時期の判断というのは必要になってくるというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 和気町中央公民館のことでございますが、以前にも御報告をさせていただきましたけれども、築50年以上が経過をしているということでございます。今後、協議する場も設けまして、和気駅の周辺の一体整備と含めて、それから旧大國家住宅と関連した利用方法も含めて検討させていただきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 今、町長から検討させていただきますというお答えがあったんですが、これは、こちらからすると、いつ頃から検討を始めるか、検討委員会を立ち上げるというのは、すぐ立ち上げて結論が出るのはなかなか先だと思うので、なるべく早く検討委員会なりをつくって、やっていただきたい。これも、今、言いました和気町中央公民館だけでなく、旧佐伯町中央公民館もそうですが、今、和気町が抱えている公共施設の要らないもの、要るもの、そういう仕分とともに、耐震、それから長寿命化をどうするのか、計画をしてないと、検討する検討するでなかなか、いつからするんか分からないというような状態では困ると思いますので、あと一年先、二年先、町長選挙があるので、なかなか分かりませんが、そういうふうな目標、いつ頃から検討するのか、そこら辺だけ、分かればひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 今、この場でいつ頃からということは確定をしていませんので、答弁することは御容赦いただきたいんですが、いずれにしても、2022年に改定をしました和気町公共施設等総合管理計画に定める、それに基づいて進めていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 改定したのが2022年でありますので、そのときに将来的な構想がなかなかきっちりできてなかったかなと思っておりますので、こういうのは施設ごとで細かい計画を立てていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。2番目です。

私たち高齢者はこれまで生活習慣等で病気とかにかかりやすい体になってしまっておりますが、若いうちから生活習慣がどんだけ体に悪影響を与えるか、そして長生きできるかということ、若い小学生のうちから勉強していると、家庭でも、それから社会に出ても役立つんじゃないかと私は考えました。今、私たちはピンピンコロリということで、元気で長生きでころっと逝くというようなことを目標にいろんなことに取り組んでおりますが、遅くはないかも分かりませんが、早くからそういうふうなことを少しでも勉強しておけば、生まれてすぐから老化は始まると言いますので、その老化を少しでも防ぐために若いうちからそういうふうな勉強を少しでもして、早くから生活に取り入れて長生きをする。そうしたことで和気町の人口もそんなに急激に減らなくなるというようなことになると思います。そういう元気で長生きする人が増えれば、ほかの町からも見習わなければならないとか、ここに移住すれば長生きできるとかというようなことがあると思いますので、そういう施策を町独自でやってはどうかと思います。

今、小学校で教えられている体育、それから中学校では保健体育になるので、健康面については勉強すると思いますが、小学校ではどういうふうなことでその勉強に取り組んでいるのか、そこら辺もお聞きしたいなと思っておりますので、こういう予防的な教育ということで取り組んではどうかという意見をしております。また、お考えをよろしくお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） それでは、山本議員からいただきました子供たちへ予防医療教育を行ってはどうかの御質問にお答えいたします。小学生を特にということでしたが、併せてにこにこ園、中学校の状況もお伝えいたします。

現在の学校・園の健康に関する取組の状況でございますが、にこにこ園においては、日々の健康観察、定期的な健康診断などによる健康状態や発育、発達の状態の把握、栄養士とも連携した食育の推進など、多面的に園児の健康に配慮するとともに、園生活や遊びの中で、園児自らが健康で安全な生活をつくり出す力を養うようにしております。

和気町では、スポーツプロジェクトとして、NPO法人に委託し、各園でバランスの取れた運動を行うキッズ体操や運動能力測定を実施しており、運動発達の様子からも園児の健康を見取っているところです。

小・中学校では、にこにこ園と同様、多面的に児童・生徒の健康に配慮するとともに、様々な場面で調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養、睡眠の健康三原則の大切さを伝達しており、養護教諭を中心に健康に関する指導も適宜行っております。

また、議員おっしゃったように、小学校3年生からは体育科の保健の中で、発達段階に応じ、健康な生活や疾病の予防などについて理解を深めています。この学習は、小学校3、4年の2学年間で8単位時間程度、5、6年の2学年間で16単位時間程度、中学校3学年間で48単位時間程度扱うこととなっております。

特に、小学校高学年からは生活習慣病も取り上げられ、子供のうちから発病する例が増加していることも含め、起こり方や進行、症状など、詳細に踏み込んで学びます。取り上げられているものとしては、高血圧症、脂質異常症、糖尿病、肥満症、動脈硬化、心臓病、脳卒中、歯周病などがございます。学習に当たっては、児童・生徒が自らの生活を振り返り、よりよい生活習慣について考えられるよう指導を工夫しているところです。

なお、保護者へは各校園からの園だよりや保健だより、小・中学校で、年一、二回開催している学校保健委員会などで健康に関する啓発をしております。

議員から御提案をいただきました予防医療教育は、厚生労働省による国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針でうたわれている、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現にも関連する重要な視点であると考えます。学校・園においては、子供たちや保護者が将来への展望と必要感を持って健康づくりに取り組むことができるよう、新たな教育ということではございませんが、現在の取組や指導を今後により一層充実させてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） こういう教育にも小学生の中頃から取り組んで教育されているということが分かりました。ですが、これは和気町の医療費が高額になっているというようなことは子供たちは知らないということで、和気町がどういうふうな実情であるとか、そういうことを和気町独自の対策とか、そういうのがあると思うんです。それと協力して、小学校のほうで保護者とともに教育していけたらなと思います。

にこにこ園とかはもう園児の自発的な取組はなかなかできないと思うんですが、小学校になると自発的な取組がもう可能だと思いますので、いかに大変なことになるかということをしつかりと植え付ければ、おのずと気をつけるんじゃないかなと、こういう教育を8単位、高学年は16単位とかと言われたんですが、そこら辺で中身

の濃い、これ大変だ、気をつけにやいけんなどというような気が起こるような教育をしていただきたいなと思いますので、内容が細かいかも分かりませんが、また内容等が高血圧と、こういうふうな病気があってこういうふうになるんじゃないというのは分かるようになってるとは思いますが、そういうふうなことがどんだけ恐ろしいかというようなことを教えているのかどうか、そこら辺のことをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

学習の中で当然実感が持てるように指導は工夫しているところでございます。

また、子供たちの自発的な取組で言いますと、各校に委員会活動がありまして、健康、保健に関する委員会がありますので、その委員会を通して子供たちが自分たちの健康をどのように考えていくか、またどのような取組を行っていけばよいかというようなことは、なるべく子供たち自らが課題意識を持って取り組み、考えることができるように努めているところでございます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 分かりました。なるだけ中身の濃い、充実した教科のほうにしていきたいと思っております。

時間がありませんので、最後に、佐伯中学校の長寿命化の改修を行いました。これは長寿命化計画の中で、順番的には小学校、中学校やっているんですが、佐伯中学校は統合を一応延期されてるんですね。そういう状態のときにもし統合したら、中学校は一応ほかのことでは使えるかも分かりませんが、長寿命化をしたことで大変莫大なお金が必要で、それも無駄になるのかなと思っております。私としては、佐伯のほうにああいう建物がなくなると寂しくなるというのは分かりますが、くしくも今、義務教育学校ということで教育委員会のほうから提案をいただいておりますので、そういうふうなことも先にあって、これはこういうこともやらにやいけんから先やとったほうがええかなというようなことで長寿命化をされたのか、そこら辺の内容を教えてください。長寿命化計画は計画に基づいて行われてると思いますが、もしそういうことも考えずにやったのであれば、つじつまが合わないのではないかなと思っておりますので、その辺を聞かせてください。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

山本議員の佐伯中学校の長寿命化を行った理由はという御質問にお答えをいたします。

本町の学校施設の多くは昭和の終わり頃に建設をされまして、非常に建物の老朽化というのが課題として蓄積をしております。そのような中、施設の老朽化対策、また継続的な改修というのは必須ということになっております。

和気町の公共施設等総合管理計画の個別計画として、和気町の学校施設長寿命化計画というのを策定をしております。長寿命化といいますのは、これまでの事後保全型の管理から、計画的に点検、修理を行って、未然に不具合を防止する予防保全型の管理へと転換を図りつつ、長期的な視点で財源の平準化というのを目指すものでございます。佐伯中学校につきましては、校舎は平成元年2月に建設、体育館のほうは昭和60年3月に建設された建物で、令和5年度の長寿命化に資する改修着手の時点では、築34年と38年ということで、メニューの中で言いますと、予防改修事業という条件に当てはまります。この予防改修事業というのは、築年数が20年以上40年未満で、長寿命化に資する改修等の条件を満たしておるのが条件となっております。築年数の劣化状況を鑑みて、議会でもお認めをいただきました和気町の長寿命化計画にのっとり、実施をしたところでございます。

今後も、学校施設につきましては、この計画に沿って教育整備をいたしまして、教育環境の充実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

先ほど山本議員から今後の学校の在り方もどこまで検討して長寿命化に取り組んだのかということで御質問がありましたけれども、佐伯地域の学校施設につきましては、26年の町の方針決定以来、地域からも特に声が上がらなかったということから、通常考える手順に沿って計画に盛り込んで実施をしたところであります。

先ほど学校の在り方についての御質問もありましたので、そのことにつきましては、議員も御承知のとおり、今回佐伯地域小・中学校の今後の在り方検討委員会を立ち上げたところでございます。先日、第1回を行いまして、全員協議会で御報告をさせていただきました。この検討委員会の中で、今後、佐伯地域の小・中学校の在り方が議論をされるのではないかと考えておりますし、教育委員会としても何かは持っておりますけれども、これであるというような形ではまだ考えておりません。地域の方、保護者、子供たちにも意見を聞きながら、今後、佐伯地域にどのような形で学校を残すのがいいのか、そういうあたりについては十分検討してほしいということをおっしゃいますので、今後、活発な検討委員会での協議がなされるものと思っております。また議会の皆様にもその協議の様子については御報告をさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 時間がないので、もう何も申し上げませんが、できるだけ将来にわたっての計画どおりにやっていただきたいと思っております。改修計画等、いろいろ町の財産でありますので、長く使うのが当たり前です。ですから、そういうのはしっかりとした計画をありとあらゆる細かいところまでやっていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山本 稔君一般質問を終わります。

次に、11番 西中純一君は質問者席へ移動してください。

11番 西中純一君に質問を許可します。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 今回3問の質問をさせていただきます。

まず、第1番目の質問でございます。

町営バスの臨時便が運行できないかという質問でございます。これは本荘地区の御婦人の方から要望があつて、私も同感なので、この質問をするところでございます。

佐伯のサエスタで年に何回か文化的な演奏会等、いろいろ行事があるが、車に乗れない身ではなかなか行くことが難しいので、そういう定期では難しいというふうなこともあつて、時間的な問題もあるので臨時でバスなど出せないかというふうなことでございました。これは以前から佐伯地区からは藤まつりとか、和文字焼きまつり、そういうふうなところへ行く場合にそういうものが、バスがあれば参加しやすいのだからと、そういうふうな御意見も高齢の方から以前聞いたことがあつたということで、この質問をするわけでございます。

合併して、今、たしか18年ぐらいになるんだろうと思いますが、この町内の融和も増進するというふうな意味もあるというふうに思いますので、その資源に限りがあるわけでございますが、ぜひ検討していただきたいということで、まず第1番の質問をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

西中議員の町営バスの臨時便の運行ということで、町内の様々なイベントに参加できるように臨時便の運行が

できないかということでございます。

現在の町営バスですが、スクールバスの空き時間を有効に活用して、運転免許を持たない方や運転免許を返納された方、それから自分の車もなく、車に乗せてもらうことも気軽に頼める人もいないという方々の通院や買物への手段の確保ということなどを目的に、朝夕のスクールバスの時間を除きまして、午前中に各地域から病院や商業施設のある和気駅周辺のまちなかへ、そして午後にはまちなかから各地域へお送りするというように考えまして、定時定路線での運行ダイヤを作成し、運行をいたしております。

この町営バスに臨時便を運行するというふうになりますと、車両や運転手の確保、それに伴う経費等が必要になってまいります。また、町内の交通事業者と競合することになってしまいますし、町として公共交通事業者を確保するという観点からも望ましい状況ではないということでございます。

今議会定例会の全員協議会、9月10日でございますが、御説明申し上げましたが、令和7年1月から町営バスのダイヤ改正を考えております。午前中に佐伯方面へ向かう便も増える計画にいたしておりますので、議員がおっしゃいますサエスタでの講座やイベントなどにも御参加いただける機会は増えるのではないかと考えております。

こういったことから、各イベント事に対して町営バスの臨時便という形での運行は現在のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 定時定路線のためにこれやってるということで、これからそれ以上に臨時を出していくことは、車両と、それから運転手の確保が問題だということで、なかなか難しいというふうなことですが、この交通というものが、以前は片鉄があったり、あるいは日笠方面には宇野バスが、湯ノ口というんですか、あの辺まであったり、そういう状況も昔はあったと思います。そういうふうなことで、備前方面へそういう花火とか、何かあった場合には臨時便、片鉄が出るとかというふうなことも昔はあったというふうに思います。ぜひともそういう高齢者というか、町民の交通というのは、高齢になるとなかなか運転ができなくなるとか、いろいろそういう問題もあるので、ぜひとも、一般的な話になりますけれども、そういう町民の足の確保というか、交通権、そういうものが満たされるようにぜひとも、今後とも、何らかの検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。地域交通会議を開いて、その都度定期便については改善をするというふうなこともあると思いますので、今後とも、そういう町営バスの運営について、ぜひ改善についてよろしく申し上げます。もし答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。

現在の町営バスについては、町民一人一人の御都合や希望について、時間に運行することがなかなかできない状況でございます。確かに十分ではないかもしれませんが、最低限その生活に要する病院への通院や商業施設での買物など、日常生活ができるように運行しております。そのような中で最大限利便性の向上に向けて運行をいたしておりますし、これから先、数年が経過するとともに和気町の状況や、それから町民の方の動態とか、またニーズ等も変化する可能性が考えられますので、議員がおっしゃるように今後も研究していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 時間もありますので、次に移りますけれども、以前は佐伯方面からも赤坂へバスが出るとか、町民のバスというんですか、そういうのがあったり、いろいろとあったわけです。現在も赤磐市周匝のほうから共同便が出たり、工夫もしていただいて、佐伯を通じて熊山へ出るとか、それから吉永との間、それか

ら備前との間も便ができたり、いろいろ改善はされてるということなので、ぜひとも今後とも、その町民の足として町営バスが役に立つように改善のほうをよろしく願いたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2番目は、選挙公報の配布方法を改善するべきではないかというふうなことでございます。

基本的には、市町村によっては市町村の選挙の公報もしてるところもありますけど、今回は国政、衆議院とか参議院、それを意識した国政における選挙公報というものを考えているわけでございます。それが今、新聞折り込みで選挙公報がやっているのではないかというふうなことであります。

しかし、実際には新聞購読者がかなり今は減少してきているようで、配布率が減っているのではないかと思うので、有権者のそういう関心に応えるためには、ある程度マスコミもいろいろ報道はするわけでございますが、公的な選挙公報というものがもう少しきちっと配布されるべきじゃないかなというふうに思います。

そういうことで、まず今、現在どれぐらい配布されてるのか、どのような方法になってるのかということが一つと、あるいは2番目としては、改善点としては広報「わけ」とか、そういうふうなものを町内では配布しているわけで、そういうような、それと同じような方法で配布したら、配布率は格段に上昇するのではないかと思うところでありますので、それができないかというのが第2番目の質問でございます。よろしく願います。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の選挙公報配布改善するべきではとの質問にお答えしたいと思います。

選挙の際、有権者がどの候補者や政党に投票するかを選ぶに当たり、候補者の主張、政党の政権がどのような内容であるかを知ることは投票の判断材料として重要であると認識いたしております。

情報を集める手段は、テレビや新聞、SNS、インターネットなど、様々にありますが、重要な媒体として選挙公報もその一つであると認識いたしております。

議員質問の選挙折り込み以外の公報方法と配布部数についてであります。令和4年7月10日に執行されました参議院通常選挙では、選挙公報は町内の新聞購読世帯約4,000世帯に新聞折り込みで配布しています。新聞折り込み以外での方法では、本庁舎、佐伯庁舎、和気町中央公民館、図書館、佐伯図書館及び学び館サエスタの5か所において500部を据置き、また郵送での送付を希望する方には個別に郵送も対応したところであります。

次に、国政選挙の公報は必要最低限の有権者に対する情報提供なので、広報誌と同様な方法ではできないかとの質問であります。選挙公報の配布につきましては、公職選挙法に基づき、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が当該選挙に用いる選挙人名簿に登録される者の属する世帯に対して選挙期日の2日前までに配布することとなっております。

なお、この法に基づき、市町村の選挙管理委員会では、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別な事情があるときは、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と事前協議を行い、選挙公報につき、選挙期間、選挙当日の2日前までに新聞折り込み、その他これに準ずる方法により配布を行うことによって、選挙人名簿に登録された者に属する各世帯に対する配布に代えることができるものとなっております。

なお、選挙公報は立候補届けが受理された後、原稿が提出され、くじによりましてその掲載順序が決定し、各都道府県の選挙管理課において印刷がされております。そのため、選挙公報が各市町村の選挙管理委員会に到着するには、公示日から早くても3日から4日後となることから、実際に配布できる期間は、衆議院選挙で申しますと約1週間、参議院の通常選挙で言いますと約13日間となっております。

議員御指摘のように広報誌と同様の方法で配布するとなれば、選挙公報が和気町の選挙管理委員会に到着後、各区への仕分作業を行い、各区へ配布の後、各区において各戸に届けていただくこととなります。そのため時間

的な制約があるとともに、各区長へ負担をかけることとなります。このようなことを考慮いたしまして、現在のように新聞折り込みや公共施設へ備え置くなど、有権者が選挙公報を容易に入手できるように努めていかなければならないとは思っております。選挙公報は有権者が投票の判断材料として重要な媒体であると認識しておりますので、今後も希望される方には郵送するなど、幅広く配布できるよう考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 広報「わけ」と同じような配布をするというのは、日にち的な面もあるので、特に衆議院などはかなりそういう困難な面があるということですかね。難しいというふうな判断なんですか。その辺よく意味が分からん。

それから、4,000世帯ですか、参議院の令和4年の分が、割と多いなど、もっと少ないんじゃないかなというふうな感じだったんですけど、そういうことなんですかね。とにかく実際にはそういうふうなのは、広報「わけ」でやるというのはかなり困難だというふうなことなんですかね。選挙の投票率がだんだん下がっているというふうなことなので、ぜひともそういうきちっと8割、9割の方に配布していけるようになればいいかなというふうに思うんですけど、その辺もう一度お答えをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 則枝君。

○総務部長（則枝日出樹君） 令和4年の参議院通常選挙で言いますと、4,000部の配布であったと、実績を確認いたしておりますが、ちなみに10月27日執行の県知事選挙では、約3,500部を新聞折り込みするというように考えております。

なお、岡山県27市町村のうち、県知事選挙においては17市町村において同じように新聞折り込みをするということで確認を取っております。

当然議員おっしゃられるとおり重要な選挙でございますので、政権の内容であるとか、候補者の所見を確認するため重要な公報であります。先ほど申したように衆議院選挙で言いますと、総選挙がいつ行われるか分からないといった時間的なこともあります。県知事選挙とか、参議院通常選挙のように期日があらかじめ分かるものであっても十分配布するまでの期間というのは非常に厳しい状況にもありますので、特に昨今の選挙の結果で申しますと、選挙当日より期日前投票によって投票される方が非常に多い状況ですので、当然期日前投票をされる方については、この重要な媒体が間に合わないといった中で、投票、判断されてるというような状況もございます。広報の配布については、広報「わけ」については、区長を通じて年間の中でお願いをいたしておりますが、特別なこの公報の配布については、区長の御理解も必要となってまいりますので、そのあたりは十分近隣の市町村の状況も踏まえて、検討課題とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） だから、4,000と、今度県知事選挙でいくと三千五、六百ということですか、600と言いましたか、ということで下がってきているというふうなことなので、ぜひ新聞折り込みの配布というのは購読者が下がってきてるので、そういう何らかの違う配布方法、あるいは新聞折り込みを何か補助するというか、それよりも一つ増やすような方法をぜひとも今後とも検討をぜひよろしくお願いしたいと思いますので、その辺でこの質問については終わらせていただきます。

最後の質問でございます。

マイナンバーカードというものがいろいろ紆余曲折あって、デジタル化ということで国が進めていってるということでございますが、個人的なあれでは個人情報を集めて、税金だとか保険、各種公的な保険の納付を非常に強化しようというんですか、そういうふうなことがある。もっと負担率を上げたほうがいいんじゃないかとか、

財界の意見もあってやられてるんですけど、普通これヨーロッパではもうちょっと長い、10年とか、もっと長いスパンでこれやってるということでございますね。全くトラブルがなければこれ問題はないんですけど、いろいろと聞いてみると、医者団体の調査によると、2013年の時点ですけど、医療機関で5,493件、それぐらいトラブルがあったり、それから結局本人確認、保険証で分からないというふうなことになる、一旦全部負担をして、後になって確認できたら、例えば7割をお返しとか、あるいは9割お返しとか、そういうふうなことやって、現金を持ってないと医療機関にかかれないというふうな、皆保険制度が危機に陥りつつあるというふうな認識なんですね。ですから、ぜひ世論調査でも7割ぐらいの方がまだ保険証を残してほしいという意見が出ているわけでございます。そういうことで、安心感を持って医療機関にかかれるようにぜひ改善をしていただきたいということでございまして、まず1番目には、マイナ保険証というか、そういうのにしてない方に対しては国民健康保険の資格確認書、そういうものを交付するというふうなことは聞いているのでありますけれど、今、持ってる保険証そのものについては1年間は有効だというふうなことも聞いてるんですけど、そういう保険証、和気町では81%ぐらいの方がマイナンバーカードそのものは作ってるということなんですけれど、マイナ保険証を作らない人には国民健康保険の資格確認書を交付するんですかということが第1番。

それから、地方自治体が国保をやってるわけなんで、ぜひ町長のほうからは町村会を通じて、そういう国民のいろいろ不安があるということで、しばらくまだマイナ保険証を切替えしないで、保険証を残してほしいというふうな要望をぜひ言っていたきたいというふうなことがありますので、その2問、よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、現行の健康保険証は国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、本年12月2日に廃止されることとなっております。また、現行の保険証を紛失しても再発行もできなくなり、本年12月2日以降はマイナ保険証の提示をすることが原則となります。

なお、マイナ保険証を所有していない場合は、御質問の要旨のとおり資格確認書を交付する予定となっております。現在の保険証と同様に医療機関や薬局の窓口で提示することで、引き続き医療等を受けていただくことができます。

次に、2点目の御質問ですが、マイナ保険証に切替えをしないよう町村会を通じて要望しないのかについてでございます。

マイナ保険証の利用につきましては、国、県から示されます法令や通達により各市町村は対応をいたしております。町村会を通じて要望することは考えておりません。

事務執行や住民への周知、啓発につきましては、国の動向に注視しながら、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 結局資格確認書というものを出して、するというふうなことなんですけど、これも1年に1回これを申請しなければ、切れた場合に、たしか今持ってる国保は来年7月まで有効なんじゃないかと、保険証を見ると、なってるんですけど、結局それによって医療保険というか、後期高齢者の方は後期高齢者の保険証、それでやってるんですけど、これについてもそういうふうな資格確認書を交付するというふうなことなんですかね。だから、マイナポータルというものによって、マイナンバーカードによって納税状況とか、年金、医療、そういうもの、あるいは保険料納付とか、公的受取口座、あるいはがん検診などの診断結果とか、それから児童扶養手当の支給とか、29分野の膨大な個人情報ひもづけられていて、個人情報が漏れなければいいわけ

なんですけど、それがどうも一番心配があつて、まだ町内でも81%ぐらいの方がして、20%近く、19%ぐらいの方がまだマイナンバーカードを取得してないというふうなことなんですよね。その点で、医療制度が受けられるのかどうか、その点が不安なんで、ぜひともその辺何らかの意見表明というか、その辺ができないのか、もう一遍、町長、もしお考えというか、そういうのがあったら教えていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 西中議員のおっしゃるとおりマイナンバーカードで若干混乱を来しているという事実はあるように私も感じています。しかし、これは国や県から示されている法令や通達によって各市町は対応していくということでございます。私個人とすれば、町村会の会議の中でそうした拙速に進めるのはいかがなものかというような意見はあるにしても、町村会の中での合意に基づいて進められることでございますので、なかなか厳しいのではないかなと考えています。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） とにかくまだ安心してかかれないというんか、マイナカードができないというか、個人的なあれですけど、私もある人に聞いたら、マイナカードは作ったんだけど、健康保険証にはまだひもつけしてないんだというふうな方もおられるというふうなことで、今後とも個人情報漏れないように、そしてただ一方的に国の税金とか健康保険の保険料をきちんと納付させるとか、そういうふうなことだけに偏らないように、本当言うと、バックにはビッグデータを取って、いろいろと利用しようと、ほかのことに、どうもそういうおそれというのか、国民負担を上げるような方向を考えてるんじゃないかと、そういうふうなことが非常に危惧されるので、もうちょっとデジタル化についても安心できるようなスピードというか、確実なやり方で、トラブルが起らないようなやり方でぜひ進めてほしいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時40分まで暫時休憩とします。

午前10時14分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は中学校の部活動についてと、農地の健全な保全管理についてお尋ねをしたいと思います。

まず、中学校の部活動についてであります。和気中で217人、佐伯中で41人と、生徒数も激減し、団体競技の部活動が衰退している状況とのことであります。そんな中、先般、和気中学校がソフトテニスの部で県大会で優勝するという大変喜ばしいことでございます。また、野球においても和気町の3名が世界大会や全国大会に出場されるなど、大変喜ばしい限りでございます。このように一部ではすばらしい活躍も見受けられます。しかし、町内の中学校では団体競技の野球、サッカーなど部員不足で十分な練習もできず、苦慮しているという状況だと思います。

また、教員の働き方改革の問題もあり、苦慮されていることが想定できます。地域移行についても、できる種目もあろうかと思いますが、中学校レベルとなると、なかなか難しい問題もあるのではないかと考えております。

そこで、近隣中学との合同部活の状況と、部活動担当教員の活動の状況についてお尋ねをしたいと思います。

なお、今後の方針については後ほどお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

山本議員からいただきました中学校の部活動についての御質問にお答えいたします。

まず、和気中学校、佐伯中学校の運動部活動の現状についてですが、現在、和気中学校には9つの運動、佐伯中学校には1つの運動部と1つの運動同好会があります。そのうち、和気中学校の野球部は磐梨中学校との合同チーム、サッカー部は吉永中学校との合同チームとなっております。

部活動の担当教員は主担当、副担当の別はあるものの、基本的には全ての教員が何らかの部活動に携わっております。関わり方としては、平成30年3月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインがスポーツ庁により策定されたことを受け、週当たり平日、1日、土日、1日、計2日以上 of 休養日を設けること、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日では3時間程度とすることなどを基準としているところです。

令和2年に文部科学省により、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示されてから、業務を行う時間の上限が定まり、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことを目的とした学校における働き方改革が推進されています。

部活動の設置運営は法令上の義務でなく、必ずしも教員が担う必要のない業務と位置づけられていることから、部活動を取り巻く状況も変容し、部活動指導員の配置が促進され、部活動の地域移行が提唱されました。

以上のように部活動の在り方や教員の関わり方については、国の動向に注視が必要な状況が続いているという現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 部活動の現状については、教育委員会、学校も国の指導において非常に厳しい状況にあるということは理解いたしました。今回は、野球の部活動についてのみお尋ねしたいと思います。

現状、和気中で野球部が3人というような情報を得ておりますが、十分な練習はできないと思います。そこで、合同部活動の推進、現状では良策ではないかなというふうに思っております。この推進は必要であるというふうに私は感じております。

そこで、提案なんですけど、平日はクラブチームへ参加している生徒たちも合同で部活動するとかできないものだろうかというふうに思います。部活動の担当教員の変則勤務、平日で2時間、休日で3時間というような制限もあるやに先ほど回答がございましたが、例えば10時出勤、17時までの勤務というようなこと、休日を有効活用した場合は平日の休暇等をできるような形は取れないものかなというふうに思います。

1つお聞きしたいのは、野球部の磐梨との合同チームで、合わせて何名の部員がいるのか、現状でどのように活動しているのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

野球部の合同チームですが、磐梨中との合同チームでの人数というのは、ただいま正確な数がございませんので、後ほど確認してお伝えいたします。

練習については、平日は和気中学校で、和気中学校の部員で行っておりまして、休日は磐梨中学校へ赴き、合同で練習しているということが基本的な練習の状況でございます。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 野球をする以上、大会にも出場したいという子供も多くおるかと思ます。ぜひ前年ま

で取り組んでいた吉永中、三石中、そこらとも連携を取りながら、いい流れをつくっていただきたいと思います。

教員のほうの活動、これは課長に言うのは無理かもしれませんが、最後の今後の方針と併せて、教育長、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

生徒の部活動のことにつきまして御質問いただきまして、本当にありがとうございます。我々教育委員会としても何とか子供たちの活動の場、機会の確保ということで、いろいろ取り組んでおるところでございます。

先ほどの御質問の中にありました変則時間の勤務についてでございますが、部活動の担当教員の変則勤務ができないかという御質問については、部活動を担当する教員というのは県費負担教職員で、その勤務時間といえますのは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例により定められております。現状では育児に関わる試行制度を除き、時差出勤は認められておりません。ただし、県立学校において、夏季休業中の朝型勤務の試行に関する要綱が定められたことにより、和気町でも同要綱を策定して、夏季休業中、夏休みですけれども、は朝型勤務が試行できることといたしました。朝早くから働き始めて、個々のライフスタイルに応じて、夕方の退所時間を早くするといった制度であります。30分あるいは1時間の朝型、早朝出勤というのが認められておりますけれども、このことにつきましても夏季休業中のみということで、通常期間でのそういった勤務体制というのは、今のところ条例によって認められていないという状況でございます。

また、今後の部活動の方針ということで御質問をいただきました。私の考えも含めて御答弁をさせていただけたらと思っております。

大枠につきましては、先ほど学校教育課長が言いましたように、部活動につきましては、国、県の動向を注視しつつ、和気町での取組を検討、実施をしておる状況でございます。議員も御承知のとおりこの部活動というのは大変意義ある活動であると私は思っております。例えば、生徒の自主的あるいは自発的な参加により行われる活動でありまして、このことが学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養にも資するものであり、教科の学習とは違った、縦割り集団での活動を通じた人間形成の場にもなる、そういった意味を持った活動であると思っております。しかし、残念なことに、現在の部活動を取り巻く状況、一番大きなことは少子化による学校規模の縮小化、それに伴って教職員数が減りますので、部活動を担当する教員が減ってくるというようなことで、部活動の廃部や規模の縮小、あるいは教職員の働き方改革の推進による活動時間や活動日数の制限など、様々なことが起きております。議員や私、あるいはここにおられる方が思われているような従来型の部活動というのは、現在は維持することが大変な困難な状況になっております。

そういった中で、教育委員会としても手をこまねているわけにはいきませんので、できることということで、先ほども課長のほうが答弁させていただきましたように、部活動指導員の配置とか、合同部活動の実施、あるいは部活動の地域移行など、積極的に取り組んでおるところであります。こうすることによって子供たちに活動の場や機会を与えることができるのではないかなと思っております。

また、近隣自治体等も連携を図るようないろいろ働きかけを行っておりますし、全国にはかなりうまいことしている自治体もありまして、そういう全国各地の好事例も参考にしながら、全ての生徒がひとしく自分の参加したいスポーツ文化活動ができるようにこれからも部活動の具体的な在り方を研究あるいは環境整備に力いっぱい取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様にもまたいろいろ御相談させていただくことも出てくるのではないかなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

貴重な御提言、御意見ありがとうございました。

以上で御答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 中学校の部活動、スポーツの好きな生徒も多くいると思われませんが、家庭的に恵まれてクラブチームで活躍する者、行きたくても参加できない者、勉強は嫌で学校行くのも面白くないと思っているような子も好きな部活があれば不登校の防止にもなるのではなかろうかなというふうな部分もあるかと思います。また、部活で意欲を出し、学校へも頑張れる生徒も少なからずいるものと私は思っております。

また、教員についても、部活の担当になり、意欲を出して大きく成長した例もたくさんあります。このような観点から、和気町を皮切りに、教職員の時差出勤など、部活の充実に和気町初で、県の協議と条例等があつて、それに従わないということにはならないと思いますので、そこらあたりも県と協議し、和気町初でいい検討をしていただきたいと思います。教育委員会の前向きな実施を期待して、次の質問に移りたいと思います。

2番目の農地の健全な保全についてであります。農家の高齢化とともに耕作放棄地も増加の一途をたどっている現在、中山間地域では農道や畦畔の草刈りに苦慮している現状は皆さんも御存じのとおりと思います。

そんな中、私は関係する農地の管理及び保全について、行政としての考え方をお尋ねしたいと思います。

まず、農地改良の定義でございます。

和気町のある建設指名業者が農地、水田でございますが、建設残土らしきものを大量に投入し続け、下流へ迷惑をかけている現状、農業委員会の方針と併せてお尋ねをいたします。

また、中山間地域の水田には通し田という用水路のない水田がございます。上流の水田を埋立てすると、下流への土砂の流出など、苦慮いたしております。行政としての定義、考え方をお尋ねしたいと思います。

次に、建設工事等で出た建設残土を農地に埋立てすることは不法投棄を含む産業廃棄物には該当しないのか、行政としての定義、考え方をお尋ねします。

次に、町の指名業者への残土処理等の指導方針について現状どうなっているのか、お尋ねをしたいと思えます。

なお、最後の今後の方針については、後ほどお尋ねをしたいと思えます。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 西本君。

○産業建設部長（西本幸司君） 失礼いたします。

答弁者が複数の課長になりますので、私のほうから答弁させていただきます。

1点目の農地改良の定義についてでございますが、まず農地改良、宅地化等、何らかの手を加える場合、一般的な手続といたしまして、農地改良、一時転用、農地転用の3つに分かれます。その3つのうち、農地改良につきましては、次の3点全てに合致する場合に適用いたしております。農地面積が1,000平米以内であること、盛土の高さ、または掘削の深さが1メートル以下であること、工事期間が3か月以内であること、この3点全てに合致する場合には適用いたしております。

農地改良の実例といたしましては、例えば、作付を水稲から野菜や果樹に変更する場合、田から畑へ転換するかさ上げ工事を行うことがございます。このような場合で、先ほどの3点全てに合致する場合は、農地法に基づきまして、農地改良届出書の提出を求めているところでございます。

農地改良とは、農地利用の改善を目的といたしました農地の盛土及び掘削等の行為であると認識いたしております。

また、農業委員といたしましては、一般的な話としまして、それぞれの事情や経緯を聞き取りながら、1、現況復旧、2、転用申請の提出、追認、後出し申請、3、地目変更申請の3通りの対応になります。

2点目の通し田の定義についてでございますが、農業用水は作物を作る際に必要なものでございまして、飲み水と同じように昔から大切にされてきたものと認識しておるところでございます。議員御質問の用排水のない水

田についてでございますが、法務局で取得できる筆の境が入った構図に法定外公共物が明記されていない水田、いわゆる道や水、昔で言います赤線や青線が明記されていない水田についての御質問であると認識しております。

法定外公共物がない場合、公の水路がない場合には、農地から農地へ農業用水を流すため農地のあぜを切り、用水を取水している水田がございます。通し田とは、上の農地から下の農地へ用水を流す水路を兼ねた農地であると認識をしておるところでございます。

3点目の産業廃棄物の定義についてでございますが、廃棄物とは、占有者自らが利用し、また他人に売却することができないために不要になったものであり、これらに該当するかどうかの判断は、そのものの性状、排出の状況、取引価値、占有者の意思等を総合的に勘案して判断されるものでございます。

御質問にございました産業廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められる事業活動に伴って排出される汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずなど、20種類の廃棄物が産業廃棄物となります。また、それらの廃棄物をみだりに投棄することは法律でも当然禁止されており、自らの土地に穴を掘って埋めるなどすれば、不法投棄に当たると認識をしておるところでございます。

建設残土を埋め立てることにつきましては、河川等のしゅんせつに伴って生じた土砂であれば、産業廃棄物に該当しないと認識をしておるところでございます。

4点目の指名業者の工事残土処理についてでございますが、和気町の公共事業により発生する建設発生土につきましては、建設発生土を搬出する場合の取扱方針に基づき作成した仕様書を指名業者に提示し、適切に行っているところでございます。この仕様書では、リサイクル推進の観点から、公共工事間利用、再利用、その他適正処理として、法令等に基づいた正規な残土処理施設への搬送を求めているところでございます。

議員御指摘の場所につきましては、建設発生土の搬入を行っていることから、業者による誠意を持った地元対応、周辺地域の安全かつ適正な手続が必要であると考えておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） この問題につきましては、私的にも、私、関係する部署がたくさんあります。関係者に数年前から下流に悪影響を及ぼさないようにということで何度もお願いもしてきた経緯もございます。その後、のりの埋立てといいますか、成型をした際、かなり大きな石も、谷といいますか、一番低いところへ落ちてきております。また、防除柵、これも押し潰されそうになっている現状もございます。幾らお願いをしても対策もなく、進展も見られないため、町の指名業者ということで、行政のほうへも一昨年からお願いもしていますが、全く進展はございません。

そこで、再度お尋ねしますが、農地改良については農地、水田ですね、これに1メートル以上の埋立て、掘削には届出も必要ということではありますが、現状は五、六メートルの埋立てをしております。また、1,000平方メートル以上の埋立て等、これは開発協議が必要であります。今までにどのような対応をしたのか、指導してきたのか。

また、通し田、水田全体が水路だという認識を私は持っておりますが、町がコルゲート管を材料支給し、埋立てを許可したと、その関係業者は言っております。このときは町の職員も立会いをしていたときでございます。しかし、何の音沙汰もございません。そして、今になって、当時の資料が残っていない、こんなことが許されるものでしょうか。町が支出した原材料費であるならば、当然調べさえすれば残っているものと、とんでもない状況ではないでしょうか。業者寄りの好回答のように私は思えてなりません。このことは平成30年ということも業者のほうは言っておりました。また、これが事実であれば、町が1業者の残土処理のために農地改良の届けもないのに現物支給する、一般論として、また町民目線で全く理解ができません。許し難い問題ではないでしょう

か。

また、下流の水田に池水を入れるために斜碑を抜いても3時間以上かかるような状態でございます。今年は晴天が続き、池水も少なく、下流からポンプで水を上げる、こういうことも何度かありました。大豆は不作、コンニャクは全滅でございます。このような状況が現実でございます。行政として適切な指導が必要ではないでしょうか。

次に、産業廃棄物の見解ですが、企業が営利目的で行った事業で発生した不要物は、私の見解では産業廃棄物としか言いようがございません。建設残土は産業廃棄物ではないという表現が先ほどありましたが、私には理解はできません。建設残土が産業廃棄物でないという理由、再度お尋ねします。

こんなことが農地へどんどん残土を埋めて、下流へ迷惑をかけても、指導すら、改善すらできない状況であれば、これ、町長、日笠上の残土処理場、必要ありませんよ。こんなものを金をかけてする必要はない。空いてる田んぼ、処分したい田んぼは幾らでもあります。こんな状況、また今になって開発協議、以前、現在の状況は町の関係者も認識はしていると思いますが、現状の下流の関係者からすれば、境界の整備、水路等、原状復旧しない限り開発協議には応じるべきではないと思っております。こんな状況で開発協議を受け付け、進展するようであれば、下流域からは大きな問題になると思っております。まだほかにも公表はしていない大きな問題もございますが、ちなみに、私は下流の耕作者として正当な整備をお願いしたいと思っております。

以上、再度お尋ね部分について答弁願います。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 山本議員の御質問の指名業者の工事の残土処理についてということについてお答えをさせていただきます。

工事の残土処理の場所につきましては、先ほど部長から答弁がありましたとおり、年数が経過しております。はっきりした年数は分かりませんが、残土処理の過程について分かる書類が存在しませんが、業者からの聞き取りによると、主に県工事の建設発生土などであったことが推察されております。現状から、当時の農地に復旧することは困難であることから、開発許可を受けるための申請を行うよう業者のほうには指導いたしており、8月2日に申請書が提出されましたが、内容について不備があったことから、不受理としまして、追加資料及び修正箇所について指示をしている状況でございます。このたびの事案につきましては、関係者に数年前からお願いをされてきたにもかかわらず全く進展がないことは以前からお聞きはいたしております。今までの関係者との話合いで約束された内容につきましては、開発許可申請に合わせて誠意を持った地元対応の下、実施することを強く要請いたしております。

また、原材料支給制度は、議員御承知のとおり、道路、水路等、官地の維持管理に必要な資材を区長からの区要望で支給するものでございます。議員御指摘の暗渠のコルゲート管につきましては、当時の書類が残っていないため、はっきりした時期等が確認できないのが現状でございます。

それから、産業廃棄物の御質問ございました。企業が営利目的で行った事業で発生した不要物、産業廃棄物ではないかという御質問だと思いますが、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管する岡山県と協力しまして、その点については適正に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 回答については納得なかなかできません。材料支給にしても、地元の方が了解したのかどうか、今の才の峠池、地域の耕作者、私8反ほど耕作をさせてもらっておりますが、一番多い耕作者であります。ほかの誰からか了解が得たのかどうか分かりませんが、何にしても町費で違法な、私はもう違法と言います。4メートルも5メートルも6メートルも、いよいよ測っていないので分かりませんが、1メートル以下では当

然ございません。五、六メートルはあろうかと思えます。その埋立てが農地へしているものを行政が負担をして、町民の税金ですよ、負担してコルゲート管を支給した、これは大変大きな問題であると思っております。今日は一般質問ですので、後ほどまた協議させてもらいたいと思えます。

最後に、中山間地域の困っている現状、町長の将来へ向けての考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 山本議員から中山間地域の農地保全の今後の方針についてという御質問でございますが、本町に限らず農業を取り巻く環境は、農家の高齢化や後継者不足、農業機械や資材が高額になってきているという経済的な負担が大きくなって、同時に農作業は重労働でもありますし、イノシシや鹿による獣害被害や、それに伴う営農意欲の衰退など、課題は多岐にわたっていると認識をしています。適正な管理がなされていない農地は増加傾向にありまして、農地の保全は喫緊の課題だというように認識をしています。

本町の方針といたしましては、既に活躍していただいております認定農業者や集落営農組織の方、また本町の農業を支えていただいております個人、これはサラリーマンの方で兼業されてるような方、そうした方を中心に大切に考えながら、新しい農業技術や、新規で就農を考えられている方々と柔軟で調和の取れた農業施策を展開してまいりたいと考えています。

具体的には、意欲のある農家へ農地を預けることの促進、遊休農地、荒廃農地の発生防止、解消、各種農業支援により農業を続けやすい、就農しやすい営農環境の整備に努めてまいりたいと考えています。そういったことから、我々行政が果たすべき役割は大きなものがあると考えており、将来にわたり持続可能な農業、農地を守ることは、和気町の豊かな農村環境を守ることに直結をしていると、そういう観点から、農業振興については総合的な取組を継続的に支援をしていくというふうにしていきたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 太田町長、子育て支援を中心に弱者対策に頑張っているという声も聞きます。今回の私の質問、農地への指名業者の不適切な残土処理、これ数年前からの問題で、太田町長にとっては後始末の問題かというふうには思いますが、利権屋や権力者に揺るがされることなく、弱い立場の者、困っている者の立場に立って、今後町政運営をしていただきたいということを強く要請いたしまして、私の一般質問にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日19日は休会とし、20日午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしく申し上げます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時20分 散会

令和6年第5回和気町議会会議録（第17日目）

1. 招集日時 令和6年9月20日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和6年9月20日 午前9時00分開議 午前10時29分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 山野 英里 | 2番 山田 浩子 | 3番 我澤 隆司 |
| 4番 従野 勝 | 5番 神崎 良一 | 6番 山本 稔 |
| 7番 居樹 豊 | 8番 万代 哲央 | 9番 山本 泰正 |
| 10番 広瀬 正男 | 11番 西中 純一 | 12番 当瀬 万享 |
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|-----------------|
| 町 長 太田 啓補 | 副 町 長 今田 好泰 |
| 教 育 長 徳永 昭伸 | 総 務 部 長 則枝 日出樹 |
| 危機管理室長 河野 憲一 | 財 政 課 長 海野 均 |
| まち経営課長 寺尾 純一 | 税 務 課 長 豊福 真治 |
| 民生福祉部長 万代 明 | 住 民 課 長 竹内 香 |
| 産業建設部長 西本 幸司 | 産業振興課長 岡 恵一 |
| 鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司 | 上下水道課長 柚本 賢治 |
| 総務事業部長 永宗 宣之 | 会 計 管 理 者 清水 洋右 |
| 教 育 次 長 新田 憲一 | 学校教育課長 嶋村 尚美 |
| 社会教育課長 森元 純一 | |
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 赤田 裕靖
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|---|-----|
| 日程第1 | 議案第57号 令和5年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第58号 令和5年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第59号 令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第60号 令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第61号 令和5年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|---|------|
| | 議案第62号 令和5年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第63号 令和5年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第64号 令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第65号 令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第66号 令和5年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| | 議案第67号 令和5年度和気町上水道事業会計決算認定について | 認定 |
| | 議案第68号 令和5年度和気町簡易水道事業会計決算認定について | 認定 |
| | 議案第69号 令和5年度和気町下水道事業会計決算認定について | 認定 |
| 日程第2 | 議案第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 原案可決 |
| | 議案第71号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 原案可決 |
| | 議案第72号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 原案可決 |
| | 議案第73号 和気北部衛生施設組合の解散について | 原案可決 |
| | 議案第74号 和気北部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について | 原案可決 |
| | 議案第75号 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について | 原案可決 |
| | 議案第76号 和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定について | 原案可決 |
| | 議案第77号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| | 議案第78号 和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| | 議案第79号 令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）について | 原案可決 |
| | 議案第80号 令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |

| 議事日程 | 付 議 事 件 等 | 結 果 |
|------|--|------|
| | 議案第81号 令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第82号 令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第83号 令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第84号 令和6年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第85号 令和6年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第86号 令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第87号 令和6年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第88号 令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| | 議案第89号 令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について | 原案可決 |
| | 議案第90号 権利の放棄について | 原案可決 |
| 日程第3 | 議会閉会中の調査研究の申出書について | 承認 |

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、9月17日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る9月17日火曜日、本会議終了後、3階第2会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部・課長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

まず、特別委員長及び各常任委員長から付託案件の審査結果の報告がありました。この後、各委員長から委員長報告がございます。

次に、討論の申出につきましては、議案2件に対して反対討論の申出が2件ございました。

また、閉会中の調査研究の申出につきましては、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から提出されておりますので、本日議題といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第57号から議案第69号までの13件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年第5回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案7件でございますが、そのうち認定については2件でございます。

去る9月11日午前9時から議会議場において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに担当部・課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず、議案第57号令和5年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、サエスタの自主事業参加料について、令和4年度よりも減額になっているが、どういう理由なのか。また、文化協会の精算金は、文化協会解散に伴うものなのか、また文化芸術振興費助成金とはどういったも

のに対する助成金なのかとの質疑に対し、サエスタ自主事業については、年度によって観客数に増減があることや、その年度によって参加料の単価が違うことによる金額の増減である。文化協会の精算金については、町の補助金のみで運営している団体であるため、解散による繰越金を町へ返還したためである。文化振興費助成金は、文化庁が実施しているホールの活性化事業で、昨年度は秋にジャズコンサートを行ったとの答弁がありました。

また、同委員から、海洋センターの管理費について、B&Gの活用方法はどうか、景色がよくて自然を満喫できる魅力的な施設であると思われるので、アウトドアの町としてアピールすればよいのではとの質疑に対し、海洋センターの稼働日数は17日、延べ利用人数は181人である。町の自主事業でのカヌー講座や海洋クラブの活動が中心で、コロナ禍以降活動中止が続いていたが、海洋クラブの充実や外部インストラクターでの運営などを研究していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第62号令和5年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第62号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第62号令和5年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第62号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第62号の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年度第5回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付されました案件は、全てで27件であります。今回、この認定につきましては11件であります。

去る9月12日午前9時から議会議場におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び各担当部・課長出席の下に、慎重に審議した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第57号令和5年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、町営住宅全体の歳入歳出差引き金額はどれくらいかとの質疑に対し、歳入が約3,300万円、歳出が約4,600万円となり、約1,300万円のマイナスであるとの答弁がありました。

また、同委員から、特殊事情を除く金額はどれくらいかという質疑に対し、約1,700万円が若草団地工事費なので、その金額を除くと約400万円のプラスであるとの答弁がありました。

同委員から、環境衛生費、調査委託料の内容はとの質疑に対し、和気町の脱炭素化推進のための公共施設への再生エネルギー導入調査費用であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、生ごみ収集事業の委託業者は入札で決定し毎年更新しているのかとの質疑に対し、令和5年度から令和9年度の長期継続契約を締結しているとの答弁がありました。

同委員から、有害鳥獣捕獲後の獣害の処理をどうしているのかとの質疑に対し、1日の処理頭数に制限はあるが、苦木の処理場へ持ち込む場合や捕獲者個人で処理しているとの答弁がありました。

同委員から、日笠の残土処分場はいつから持込みが可能であるかの質疑に対し、今年度附帯工事を発注しており、今後条例等の整備を行い、令和7年度中には受入れの可能が見込めるとの答弁がありました。

次に、議案第58号令和5年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果は全会一致で原案認定であります。

次に、議案第59号令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第60号令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第61号令和5年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第63号令和5年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第65号令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、クリーンセンター周辺の井戸水調査は年何回実施しているのか、また検査の内容と地域はどこかという質疑に対し、飲料水に適しているのかの調査項目で、毎年1回益原地域で実施しているとの答弁がありました。

次に、議案第66号令和5年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第67号令和5年度和気町上水道事業会計決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第68号令和5年度和気町簡易水道事業会計決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第69号令和5年度和気町下水道事業会計決算認定についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

以上、厚産業常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第58号から議案第61号まで、議案第63号及び議案第65号から議案第69号までの10件は、討論の申出がありません。討論を省略します。

お諮りします。

議案第58号から議案第61号まで、議案第63号及び議案第65号から議案第69号までの10件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第58号令和5年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和5年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和5年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号令和5年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号令和5年度和気町上水道事業会計決算認定について、議案第68号令和5年度和気町簡易水道事業会計決算認定について、議案第69号令和5年度和気町下水道事業会計決算認定について、以上10件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。10件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号から議案第61号まで、議案第63号及び議案第65号から議案第69号までの10件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 西中君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（西中純一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

令和6年第5回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案2件につきまして、9月10日午前9時から委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長等出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず、議案第57号令和5年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第64号令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてのこの2議案についてであります。審査の結果、いずれも全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

冒頭、支配人の細部説明に引き続き、委員から、200円割温泉利用券と60歳以上無料利用券の利用率はどれくらいかの質疑に対し、200円割引券利用者は全体の1割近く利用されている。60歳以上無料利用券の配布枚数を把握していないので、利用率は分からないとの答弁がありました。

同委員から、町内在住者であれば、身分証明書の提示で枚数制限なしで割引できないかの質疑に対し、前向きに検討したい。しかし、免許証等で確認する場合、確認している、していないのトラブル発生を避けたいので、方法は今後検討するとの答弁がありました。

別の委員から、職員1人当たりの売上高523万7,143円は職員何名分か、人件費は1億1,500万円ほど支出しているが、人件費比率はどれくらいかの質疑に対し、職員53名分で、人件費比率は41.4%であるとの答弁がありました。

別の委員から、カラオケの利用料が100円から200円に値上がりしたが、カラオケ収入と利用人数はどうかの質疑に対し、平日100円の期間でも、コロナ前と比較して利用者は減っている。一概に200円に値上が

りしたから利用者が減ったとも言えないとの答弁がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、御苦労さまでした。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第57号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。
これから、議案第57号令和5年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第57号の決算に対する各委員長の報告は、認定とするものです。議案第57号の決算は、各委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、議案第64号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第64号令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第64号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第64号の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第64号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議案第70号から議案第90号までの21件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長（山本 稔君） それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年第5回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案7件のうち、決算議案を除く5件について、去る9月11日午前9時から議会議場において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに担当部・課長出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

まず最初に、議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第71号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第76号和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定についてであります。賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、この条例のままだと利用者が乗合タクシーを何回でも利用できることになり、無制限の利用となる。そうすると、町営バスを利用する近隣の同じような方々との整合性が取れないのではないかと。対象者は非常

に優遇されるが、それ以外の方はそのままの状態で取り残されるのではないか。この条例に利用回数として月に何回とか入っていないと、この条例をすぐ改正しなければならなくなるのではとの質疑に対し、町営バスが行かなくなるところへの補完としてこの事業を実施するので、町営バスと同じように何度も利用できる状態になる。ただし、町営バスを使っている料金より100円高くなるが、自分の乗りたい時間に予約をして乗れるので、利便性がよくなるのがメリットと思われるとの答弁がありました。

また、同委員から、答弁については理解するが、町営バスは毎日走っている。奥塩田の日浦から佐伯庁舎まで行ったら11キロある。タクシーで走ったら幾らになるのか。1回乗るということは、必ず往復になる。1回仮に4,000円としたら、往復で8,000円、月に20日乗ったらどうなるか。町営バスも走らすから幾らでも乗っていいのか。近くの住民の方は、200円払ってバスで行く。住民のためにやることはいいことであるが、対象者に対しても縛りがないとどうなるか。20日乗られたらどうなるのか。8,000円の20日、それが何年続くか分からない。170万円ほどの予算づけをしているが、予算は不足するだろう。予算が1桁違うのでは。対象者としても、月に2回なら2回、その辺の縛りを持った政策にしないと、無制限に利用されたらどうなるのか。この条例については何か規制をしていかないと、一部の人には無制限に町が補助していく、対象地域以外の方は、近くの停留所まで歩いて行って、町営バスを利用するのに、町営の公共交通として整合性が取れないのではとの質疑に対し、この乗合タクシーはドア・ツー・ドアで行くわけではないので、各地域に拠点を決めて、そこから町営バスまでの乗り継ぎの間を走らせるための条例である。少人数で使っている1回の利用が少ない地域でこの事業を実施するもので、確かにタクシー代はかかるが、1週間に何度となく利用するようなことには現状ではないと思われるとの答弁がありました。

また、同委員から、便利になったら利用すると思う。後から、使い過ぎたから回数を減らすのではなく、最初からあらかじめきちっと制限すべきでは。利用者の方にもある程度節約してもらうため、週に2日、2回分は町が負担して、それ以上は個人で負担してもらうようにすべきではとの質疑に対し、町の負担が高くなると懸念されるが、利用者が少ない地域であり、木倉地区については現在公共交通としての町営バスも走っていない。予約型乗合タクシーにすると利用者が多くなることも想定されるが、現状からこの程度の予算でいけるだろう。今回、試行的に運行するが、公共交通である以上利用制限を行うことは行政サービスとしてはできないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第79号令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、乗合タクシーの予算約170万円の内訳はどうなっているのかとの質疑に対して、現在の町営バス利用者を基に積算している。南山方、北山方及び丸山地区の令和5年の乗降者が年間で約160人、木倉地区については約200人である。運行経費について、北山方地区等、一番遠い地域で1回当たりの乗降で6,000円、160人の利用を見込み96万円を試算している。木倉地区については、乗降者が200人で、運行経費が3,350円。200人の利用を見込んで67万円を試算している。1人300円の利用率をもらって、同じく人数で掛けて差引きすると、南山方、北山方方面の経費が91万2,000円、木倉地区が61万円で、合計171万円を計上しているとの答弁がありました。

また、同委員から、町営バスの運行経費と乗合タクシーの運行経費が違うので、バスはどのエリアでも1台で行っている。乗り合いで利用するのなら別だが、タクシーが銘々で利用するのでは、タクシー1台、バス1台の計算でトータルして出しているが、タクシーが銘々に行って、同じ日に3人乗らない、1人しか乗らないだろう。170万円の予算では全然足りないのでは。バスなら1台で行けるが、タクシーは3台行くことになるかも。タクシーは正規の料金を取るのでは、300円で行ってくれない。これ以上の補正予算は認めない。きちっと

した裏づけを持って行わないと、開始してすぐ予算が足りない、補正予算をお願いすることになるのではとの質疑に対し、木倉地区は公共交通の空白地であり、確定的に言えない部分はあるが、10月から試行運転を開始して、3月までの分として計上している。令和5年度の実績に伴う説明しかできていないが、乗合タクシーが便利だと思われたら乗降者数が増える可能性もある。予約の方法は、危機管理室へ連絡が入り、それを受けてタクシー事業者に割り振るので、予約状況が分かった上でタイムリーに連携をして、乗り合いができる場合にはそれを促すようにしていきたい。この条例では、利用者が何回でも利用できるが、近隣の同じような方々との整合性が取れないのでは。条例に月に何回とか規定しないと、この条例はすぐに廃止しなきゃならなくなるのではないかととの質疑に対し、町営バスが行かなくなる地域の補完としてこの事業を実施するもので、町営バスと同様に、何度でも使用できるものだ。ただし、町営バスの料金より100円高くなるが、自分の乗りたい時間に予約して乗れることがメリットであるとの答弁がありました。

次に、議案第84号令和6年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第70号及び議案第71号、議案第76号並びに議案第84号の4件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第70号及び議案第71号、議案第76号並びに議案第84号の4件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議がありましたので、各議案ごとに採決を行います。

初めに、議案第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

議案第70号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

議案第71号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定についてを採決します。

議案第76号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議がありましたので、起立によって採決します。

これから、議案第76号和気町予約型乗合タクシーに関する条例の制定について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第76号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第76号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号令和6年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第84号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） それでは、厚生産業常任委員会に付託されました27件のうち、認定につきましては先ほど御報告させていただきましたとおりです。続きまして、残り16件の報告をさせていただきます。

まず初めに、議案第72号岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

次に、議案第73号和気北部衛生施設組合の解散についてであります。質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第74号和気北部衛生施設組合の解散に伴う財産処分についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第75号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、し尿処理場と火葬場の業務が共同処理するようになるが、業務分担とタイムカードの設置場所はどくなるのかとの質疑に対し、どちらの業務も経験並びに研修が必要なので、現状の業務分担で行う。事務所については、し尿処理場事務所になる。タイムカード設置場所は、今後検討するとの答弁がありました。

次に、議案第77号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

次に、議案第78号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、塩田診療所と日笠診療所の診療時間と診療日が変更になっている。塩田診療所が赤磐医師会、日笠診療所が吉永病院から医師を派遣していただいているが、今後どちらかの病院に委託するようになるのかとの質疑

に対し、委託先の病院に変更はないとの答弁がありました。

次に、議案第79号令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、有害鳥獣備品購入費の内訳はどの質疑に対し、箱わな10基を購入する予定であるとの答弁がありました。

委員から、コロナ定期接種の個人負担額はどの質疑に対し、市町村により若干金額は異なるが、和気町は2,500円であるとの答弁がありました。

委員から、危険木伐倒委託料の事業内容と財源はどの質疑に対し、今回の施業場所は南山方奥塩田線を計画しており、財源は県補助金と森林環境保全基金であるとの答弁がありました。

次に、議案第80号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第81号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第82号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第83号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第85号令和6年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第87号令和6年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第88号令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第89号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

最後に、議案第90号権利の放棄についてであります。特に質疑もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第72号岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 議案第72号岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、これに対して反対でありますので、討論をさせていただきます。

これは、本来マイナンバーカード、この取得は任意で、強制ではないという当初の総務省の基本的な方針であ

ったのにもかかわらず、現在の国の方針は、法律改正までして保険証を廃止するということによって、どうしてもマイナンバーカードを押しつけようとしている状況であります。この規約の変更は、国が号令をかけてマイナンバーカードの取得とマイナンバーカードと健康保険証とのひもづけを押しつけようとするために、この広域連合の規約で被保険者証と被保険者資格証明書の引渡しと、被保険者証と被保険者資格証明書を削除して、資格確認書等の引渡しと返還の受付というものを条文に加えるというものでありますが、保険医の団体、全国保険医団体連合会の調査では、マイナ保険証のトラブルは医療機関で5,493件も起こっており、一旦10割を徴収したという例が1,291件もあり、あるいはそのことによってトラブルが起こったというのが、診療を受けずに帰宅してしまったという患者もおられたということでもあります。このまま保険証廃止を強行すれば、一説によると、トラブルが108万件以上にもなるのではないかと、こういう推計も発表されています。マイナンバーカードと保険証の一本化によるトラブルは、他人の医療情報がひもづけされていたなど、大変な、命に関わる危険があり、絶対にあってはならないことでもあります。ですから、健康保険証の廃止は止めて、保険証をしばらく使えるようにしたらよいというふうに思います。もっと安心できるように点検して、トラブルを皆無にしてから実施すればよいのではないのでしょうか。国のマイナンバーカードを拙速に進めようとする目的というのは、どうもこれは国民の命や健康ではなくて、国の税金集めとか健康保険料に効果的な体制とシステムの構築であり、国民のための利便性や医療改善に必ずしもつながらないということで、以上のような理由で、この岡山県後期高齢者広域連合規約の一部変更に対抗であります。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから、議案第72号岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第72号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第72号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号から議案第75号までの3件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第73号から議案第75号までの3件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第73号和気北部衛生施設組合の解散について、議案第74号和気北部衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、議案第75号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合の共同処理する事務の変更及び規約変更について、以上3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第73号から議案第75号までの3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 議案第77号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対でありま

すので、反対討論をいたします。

この条例は、国が任意であったマイナンバーカードの取得について、法律を改正して健康保険証を廃止し、マイナンバーカード利用拡大を意図した法律を制定し、それに伴い健康保険証という部分を削除した条例を制定しようとしていると。そして、あえてマイナンバーカードを取得していない被保険者には、被保険者の資格確認証を送付して、診療を受ける場合の方法を講じるとのことです。

しかるに、保険医の団体、全国保険医団体連合会の調査では、このマイナ保険証のトラブルは、全国の医療機関で5, 493件も起こっており。それから、おととい発表した内容によっても、香川県の保険医協会が何か報道されておりましたが、やはりこの間7割ぐらいの医療機関でトラブルが起きていると。やはり本人確認ができないということで、10割負担を徴収したというふうな例もあるということでもあります。それから、診療を受けずに帰宅してしまった、そういうふうな患者もおられたということでもあります。

このような状況で、このまま保険証廃止を強行していけば、トラブルは108万件以上になると、そのような推計も発表されているところでもあります。マイナンバーカードと保険証の一本化によるトラブルは、他の医療情報がひもづけされていたなど、まさに命に関わる危険があり、絶対にあってはならないことです。ですから、しばらく健康保険証の廃止はやめて、保険証も使えるようにして万全を期してほしいというふうに思います。もっと安心して保険医療にかかれるようにきっちと点検をして、トラブルをほとんど皆無にしてから本格実施すればよいのではないのでしょうか。

マイナンバーカードを拙速に進めようとする今の国の目的というものが、本当に国民の命や健康ということではなく、国の税金集めとか健康保険料に効果的な体制、そしてシステムの構築というものであり、国民のための利便性や医療改善に必ずしもつながらないということでもあります。

以上のような理由で、この国保条例の一部を改正する条例については反対であります。

○議長（当瀬万享君） これで討論を終わります。

これから、議案第77号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第77号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第77号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第77号は、原案のとおり可決されました。

ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩とします。

午前 9時56分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第78号から議案第83号まで、議案第85号及び議案第87号から議案第90号までの11件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第78号から議案第83号まで、議案第85号及び議案第87号から議案第90号までの11件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議がありましたので、各議案ごとに採決を行います。

議案第78号和気町国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第78号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

議案第79号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第79号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議がありましたので、起立によって採決します。

これから、議案第79号令和6年度和気町一般会計補正予算（第3号）について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第79号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第79号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立多数です。

したがって議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号令和6年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第80号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号令和6年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第81号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和6年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第82号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号令和6年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第83号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号令和6年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第85号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号令和6年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第87号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号令和6年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第88号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号令和6年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第89号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号権利の放棄についてを採決します。

議案第90号に対する委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 西中君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（西中純一君） 議案第86号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第86号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第86号令和6年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第86号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第86号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和6年第5回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回提案いたしました報告2件、決算認定13件、条例3件、補正予算11件、その他7件につきまして、終始慎重に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、今後も何かと御多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、健康に留意され、ますます町政発展のため御活躍されますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

今回の議案の中心でありました各会計の決算につきましては、おおむね適正な執行がなされておりましたものの、監査委員の意見やそれぞれの議員からの指摘がございましたように、改善すべき箇所が見受けられるように感じております。

執行部の方々におかれましては、さらなる努力を重ねられることを切にお願い申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては、何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいまして、

町政の適正なる推進に御尽力賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。
それでは、これもちまして令和6年第5回和気町議会定例会を閉会します。
大変御苦労さまでございました。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月20日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 山 本 稔

和気町議会議員 居 樹 豊